

# 第1編 風水害等対策計画編



# 風水害等対策計画編

## 1 総 則

# 目 次

第1節	目 的	1
第2節	計画の構成	2
第3節	市の自然条件	3
第4節	市の社会条件	7
第5節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	9

# 1 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、笠間市の地域にかかる災害対策を実施するにあたり、市並びに防災関係機関がその全機能を發揮して市民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

### <計画の基本的事項>

- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
  - (1) 防災組織に関する計画
  - (2) 災害予防に関する計画
  - (3) 被災者の救助保護に関する計画
  - (4) 災害警備に関する計画
  - (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
  - (6) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

## 第2節 計画の構成

笠間市地域防災計画は、前節に掲げた内容を目的とし、本市における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定するものである。

この計画は、「風水害等対策計画編」、「震災対策計画編」から構成されており、市域における防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。また、毎年計画内容を検討し、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実、合理化の必要が生じたときは、これを補完し、修正するものである。

第1編は、本市の地域における災害対策を体系化したものであり、「笠間市地域防災計画」の中の「風水害等対策計画編」とするものである。

## 第3節 市の自然条件

### 第1 位置・地勢等

#### 1 位置

本市は、茨城県の中央部の西端に位置し、首都圏から約100km、県都水戸市に隣接する。

市役所（本所）は、東経140度18分、北緯36度21分にある。

隣接する自治体は、北部は城里町、栃木県芳賀郡茂木町、西部は桜川市、東部は県都である水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市となっている。

#### 2 地勢

東西約20km、南北25kmで総面積240.25km<sup>2</sup>（笠間地区131.61km<sup>2</sup>、友部地区58.71km<sup>2</sup>、岩間地区49.93km<sup>2</sup>）となる。北西部に八溝山系の穏やかな丘陵が連なり、南西部に愛宕山、北西部から東南部にかけては概ね平坦な台地が広がっている。また、市北方の城里町山地を流れ出る涸沼川は、市最大の河川であり、市の中央部を北西から東部にかけて貫流している。

地区別にみると、笠間地区は本市北西部に位置し、周辺地域は山岳丘陵が連なり、中央部が笠間盆地となっている。友部地区は南東部に位置し、北西部は八溝山系が緩やかに連なる丘陵地帯で、東南部は概ね平坦な台地が開けている。岩間地区は南部に位置し、西北には愛宕山や難台山などのなだらかな山々が連なり、東部には涸沼川、巴川沿いに平坦地が広がっている。

#### 3 地質・土壌

##### (1) 笠間地区

笠間地区の地質は大きく北側に分布する中生界の古期岩類と南側の花崗岩類に大別される。

笠間地区から友部地区を通過して水戸市北西部に至る間のよく開かれた丘陵地には、砂層を主とした地層が広く発達しており、「友部層」と呼ばれる。

また、関東ローム層と呼ばれる関東火山灰層が市全域の表土の下に分布している。

##### (2) 友部地区

友部地区の北部、西部の山地は、古期堆積岩層に属し、北西部の丘陵は淘汰のよい均質の砂層で砂鉄を採掘していた時代もあった。

友部地区の大部分を占める地層を見和層と呼んでいるが、上層部は砂、砂礫、粘土層からなり、下層は主に泥層から成っている。

北西部の山間部を除く台地は多少の起伏はあるが東南にかけて平坦地となっており畑地は主にこの地帯に多く拓けている。大部分が洪積層に属する関東ローム層で、厚さが3～5メートルあり層中に鹿沼軽石がみられる。これらのローム層は主に北関東の火山の火山灰である。

##### (3) 岩間地区

岩間地区の河川流域は砂、シルト、粘土からなる沖積層堆積の「泥」となっており、その他は洪積層の火山灰層のローム層からなっている。

#### 4 土地

主要地目別面積をみると、本市は「山林」が88.080km<sup>2</sup>と最も大きく、市総面積に占める割合は36.6%と、県平均（27.7%）よりも1割程度高い。その他では、「田」「畑」が1割台で、「宅地」は1割を割っている。

各地区別にみると、笠間地区は「山林」の割合が43.05%と特に高く、岩間地区は「畑」の割合が25.6%と高くなっている。

### 主要地目別面積

(単位：km<sup>2</sup>)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
笠間市	29.351	35.507	21.334	88.080	2.077	22.783	41.118	240.250
	12.2%	14.8%	8.9%	36.6%	0.9%	9.5%	17.1%	100.0%
笠間地区	14.840	10.980	8.321	56.611	1.490	9.399	29.969	131.610
	11.3%	8.4%	6.3%	43.0%	1.1%	7.1%	22.8%	100.0%
友部地区	8.169	11.736	7.855	16.518	0.562	6.496	7.374	58.710
	13.9%	20.0%	13.4%	28.1%	0.9%	11.1%	12.6%	100.0%
岩間地区	6.342	12.791	5.158	14.951	0.025	6.888	3.775	49.930
	12.7%	25.6%	10.3%	29.9%	0.1%	13.8%	7.6%	100.0%
茨城県	955.944	1,061.159	694.042	1,685.599	104.871	412.625	1,181.38	6,095.62
	15.7%	17.4%	11.4%	27.7%	1.7%	6.8%	19.4%	100.0%
市計	604.586	711.257	342.111	1,196.108	67.542	244.348	481.798	3,647.75
	16.6%	19.5%	9.4%	32.8%	1.9%	6.7%	13.2%	100.0%

※平成16年6月1日現在

(資料：県市町村課「茨城県市町村概況(平成17年度版)」)

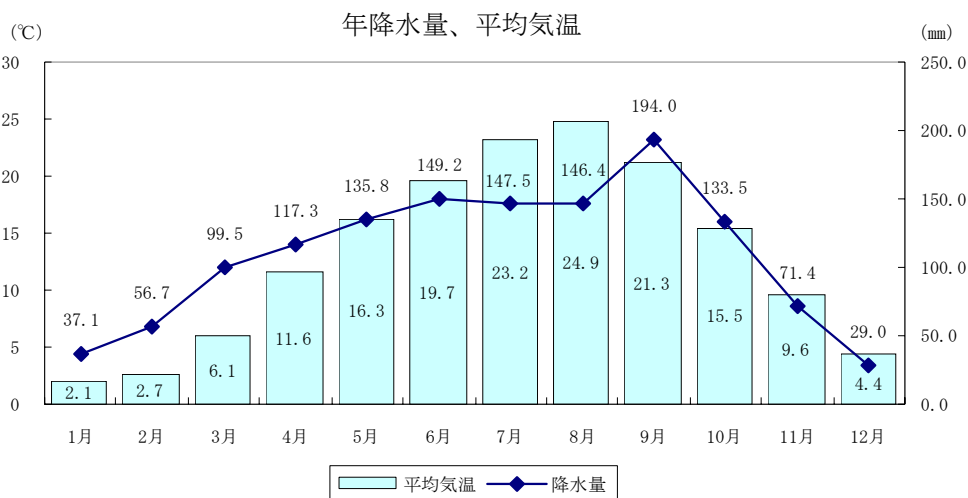
## 第2 気候

### 1 気候

気候は、夏は気温・湿度とも高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候になっている。

各月の気温の平均値(昭和54年～平成12年)をみると、8月が24.9℃と最も高く、1月が2.1℃と最も低くなっているが、日最高気温と日最低気温との差異は大きく、平成16年の気象データをみると、日最高気温が8月の34.9℃であるのに対して、日最低気温は2月の-8.2℃となり、気温の年較差は40℃以上となり、夏は暑く、冬は寒いといえる。

年間降水量の平均値(昭和54年～平成12年)は1,330mmで、9月の降雨量が最も多い。夏季の雷雨は、県内でも多い地方であり、5～9月の期間で雷雨日数が少ない年でも10日、多い年では29日も達した例がある。また、雹害も比較的多い。冬期は晴天が続き乾燥しやすい。



※昭和54年～平成12年の平均値

資料：気象庁 茨城県の過去の観測データ(水戸地方気象台(笠間))



## 2 気象災害の概況

本市における過去の主な災害としては、次のとおりである。

### 災害の記録

発生年月日	事 項
明治 5. 7. 13	牧野氏の笠間邸（下屋敷御殿）火災で焼失
14. 4. 1	笠間小学校火災のため焼失
14. 9.	暴風雨のため農作物の被害多し。
16. 4.	来栖岩谷寺火災で本堂庫裏焼失。薬師堂は無事
28.	笠間町の大火、荒町、高橋町の150戸を焼失
35. 9. 28	関東、東北に暴風雨。箱田の石井校舎倒壊。社寺境内立木損木調査
39. 9. 20	片庭の火災、天神社拝殿類焼
40.	稲田川洪水のため民家50戸浸水
41.	盛岸院本堂火災
42. 4. 24	笠間製材工場焼失
43. 8. 6	集中豪雨によって、涸沼川が氾濫し、田畑冠水する。
8	
大正元. 9. 25	暴風雨、西郡内で列車吹き飛ばされる。
3.	花香町で大火
12. 9. 1	関東大震災おこる。
昭和 3.	大池田村大橋岡の宿で火災おこる。
	間黒、鳳台院の本堂火災で焼失
5. 4. 18	笠間桂城病院（愛宕町）が焼失
5.	笠間地方に降雹、作物に被害甚大
6. 6.	喜楽町、高橋町の火災で13戸焼失
8.	暴風雨のため大洪水。笠間で浸水、稲田で石橋流出。水戸線運転不能、冠水2,000町歩程
9. 3.	稻荷神社裏の盛場で火災。義孝座、十三山書楼等焼失
12.	荒町昭和館より出火、26戸全焼の大火
10. 5.	梅の実大の降雹で被害甚大
12. 12.	大池田村大橋八田地区で火災、8棟全焼
12.	南山内村で火災、4戸12棟焼失
13. 1.	笠間地方の寒さ厳しく零下12度になる。
6. 29	関東一円に亘る集中豪雨によって、涸沼川の氾濫と北山弁天池の堤防決壊により、常磐線及び水戸線が不通となる。笠間駅も浸水し、各地の橋が流出し、鉄道やバスが不通、宍戸の弁天池が決壊し、太田町、宍戸駅一帯が浸水したほか、宍戸地区の田畑の冠水や浸水家屋が千数百戸に及ぶ被害となる。
14. 8.	大豪雨で被害。笠間で100余戸、西山内で80戸浸水
12.	大池田村大橋岡ノ宿で火災
17.	大池田村飯田の三瓶神社焼失
20. 1.	稲田で稲田館外17戸31棟が火災で焼失
22. 9.	キャサリン台風による集中豪雨
23. 5.	降雹（大原地区）により農作物に被害を受ける。
27. 6.	ダイアナ台風の被害甚大、堤防決壊16箇所
6. 28	降雹の被害大池田地方で500万円余になる。
30. 12. 24	石井の大火、住居7棟、非住居8棟焼失
33. 7. 24	台風11号で福原駅構内が冠水、列車立往生
34. 6. 4	雹害、煙草、小麦、桑等に大きな被害
8.	7号台風による田畑冠水多い。

発生年月日	事 項
35. 1.	干害による麦畑の被害多い。
35. 6.	集中豪雨による被害
35. 6. 6	降雹（鶏卵大・直径7cm）により農作物・建造物に被害を受ける。
36.	梅雨前線による集中豪雨、田畑冠水、浸水家屋多数
37. 4. 18	稲田の大火、住居 8 棟焼失
39. 5. 24	笠間市付近雹害
40. 12. 25	荒町で火災、5 世帯被災
46. 7. 17	市立高田小学校火災で焼失
43. 5. 30	降雹により農作物に被害を受ける。
46. 11. 30	枅形の大火、8 棟全焼
56. 10. 22	台風24号による水害、道路・田畑冠水
57. 4. 23	稲荷神社の一の鳥居が地震で亀裂し、撤去される。
57. 8. 30	高橋町の大火、5 棟全焼
59. 9. 24	市立南中学校火災で焼失
60. 4. 7	荒町の大火、11棟全焼
61. 8. 2	台風10号による水害、道路・田畑冠水
平成 3. 9. 19	台風18号の豪雨による被害 ・浸水家屋4棟 ・道路4箇所
5. 8. 27	台風11号の豪雨による被害 ・道路冠水8箇所
6. 9. 29	台風26号の豪雨による被害 ・浸水家屋7棟 ・道路崩落2箇所 ・ため池堤防決壊1箇所
7. 10. 27	行幸町の大火、9 棟全焼
16. 10. 20	台風23号による水害、道路、田畑冠水

## 第4節 市の社会条件

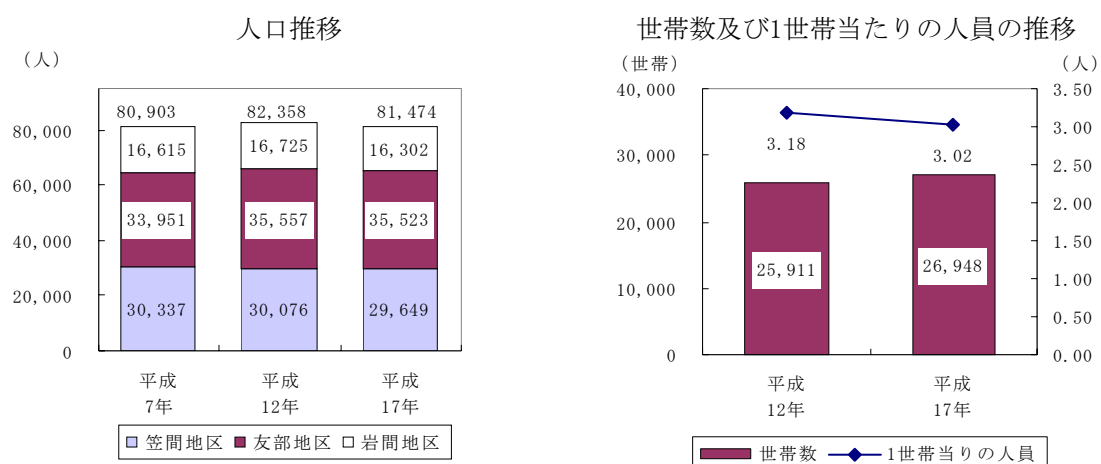
### 第1 人口

#### 1 人口及び世帯

平成17年10月1日現在の人口は81,474人、世帯数は26,948世帯で、1世帯当たりの人員は3.02人となっている。

3地区の人口は、平成12年に合計8万2千人を超えたものの近年は漸減傾向にあり、平成12年と比較すると約1%の減少で、県平均（0.4%減）をやや上回る。

一方、人口減に対して世帯数は平成12年よりも4%増加しているため、1世帯当たりの人員は0.16人の減少となり、核家族化がやや進行している状況がうかがえる。



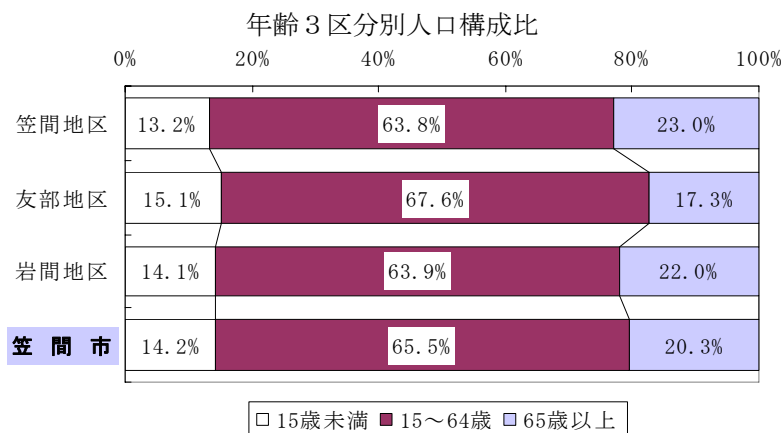
※各年10月1日現在

資料：国勢調査

#### 2 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別人口構成比をみると、平成16年10月1日現在では、15歳未満の年少人口が14.2%、15～64歳の生産年齢人口が65.5%、65歳以上の高齢人口が20.3%となっている。

地区別にみると、笠間地区及び岩間地区は高齢人口の割合が高く、いずれも2割を超えている。一方、友部地区は生産年齢人口の割合が高い。



※平成16年10月1日現在

資料：茨城県社会生活統計指標（地域別・市町村別個別指標値）－平成18年3月－

## 第2 交通

### 1 鉄道

首都圏近郊、茨城県、福島県浜通り、宮城県南部を繋ぐ東日本旅客鉄道常磐線が本市の南東を走っており、本市の停車駅は、友部駅、岩間駅がある。また、栃木県小山市の小山駅と友部駅を結ぶ東日本旅客鉄道水戸線が本市を東西に横断しており、本市の停車駅は、友部駅、宍戸駅、笠間駅、稲田駅、福原駅となっている。

本市の中心駅となる友部駅は3面5線のホームを持つ橋上駅が平成19年3月に竣工し、利用者数は1日平均3,615人（平成16年度）にのぼる。そのほかの主要駅の平成16年度の利用状況は、笠間駅が1日平均1,644人、岩間駅が1日平均1,531人となっている。

### 2 道路

国道は、群馬県前橋市から水戸市へ至る国道50号が本市を東西に横断しており、北関東3県を貫く大動脈として重要な路線となっている。また、千葉県香取市から本市に至る国道355号が本市の南部から国道50号と交差する地点まで通じているほか、石岡市から本市に至る石岡岩間バイパス（国道355号バイパス）が整備されている。

高速道路については、東京都を起点とし、仙台市を終点とする常磐自動車道と、群馬県高崎市からひたちなか市へ至る北関東自動車道が本市南東部に位置している。常磐自動車道には、岩間インターチェンジと友部SAスマートインターチェンジがあり、北関東自動車道には、友部インターチェンジがあるが、平成19年11月には市西部に（仮）笠間インターチェンジが開設される予定である。

県道は、県道1号をはじめ17路線が走り、市道は3,856路線で、総延長は144.82kmとなっている。

## 第5節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

### 第1 市

- (1) 笠間市防災会議及び笠間市災害対策本部に関すること。
- (2) 消防力等の整備に関すること。
- (3) 防災に関する施設、組織の整備及び訓練
- (4) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- (5) 災害の予防、警戒と拡大の防止。
- (6) 市民の避難誘導及び救助、救急、防疫等被災者の保護
- (7) 災害復旧資材の確保
- (8) 被災産業に対する融資等の対策
- (9) 被災市営施設の応急対策
- (10) 災害時における文教対策
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げ
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

### 第2 県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の予防、警戒と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げ
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

### 第3 警察

#### 笠間警察署

災害時における治安、情報連絡、人命救助に関すること。

### 第4 指定地方行政機関

#### 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。

#### 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

#### 関東財務局水戸財務事務所

- (1) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。
- (5) 金融上の措置に関すること。

#### 水戸原子力事務所

- (1) 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること。
- (2) 原子力施設及び放射線施設等周辺の環境放射線の監視に関すること。
- (3) 原子力災害時における情報の収集および伝達に関すること。

#### 関東信越厚生局

- (1) 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関すること。
- (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調整に関すること。
- (3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。
- (4) 医療救護班の応援派遣に関すること。

#### 茨城労働局水戸労働基準監督署

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 災害時における賃金の支払いに関すること。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- (4) 労働保険給付に関すること。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

#### 関東農政局茨城農政事務所

- (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
- (4) 災害時における主要食糧の需給調整に関する事。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
- (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
- (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事。

#### 関東森林管理局茨城森林管理署

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

#### 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- (3) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事。
- (4) 被災中小企業の振興に関する事。

#### 関東地方整備局常陸河川国道事務所岩瀬国道出張所

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。
- (2) 公共施設等の整備に関する事。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関する事。
- (7) 災害時における応急工事等に関する事。
- (8) 災害復旧工事の施工に関する事。

#### 関東運輸局茨城運輸支局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事。

#### 東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。

#### 東京管区气象台水戸地方气象台

- (1) 恒久的災害対策としての気象資料の提供に関する事。
- (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。
- (3) 異常気象時における気象予警報の発表及び通知に関する事。

- (4) 地震に関する情報及び予警報の発表並びに通知に関すること。
- (5) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。

## 第5 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- (5) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付および譲与に関すること。

## 第6 指定公共機関

日本郵政公社関東支社市内各郵便局

- (1) 被災者に対する郵政葉書等の無償交付に関すること。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- (3) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。
- (4) 災害寄付金の料金免除の取扱いに関すること。
- (5) 簡易生命保険資金による災害応急融資に関すること。

日本銀行水戸事務所

災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。

日本赤十字社茨城県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
- (3) 義援金品の募集に関すること。

日本放送協会水戸放送局

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること。

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター、日本原子力発電株式会社

放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

東日本旅客鉄道株式会社笠間駅・友部駅・糸川駅・岩間駅、日本貨物鉄道株式会社水戸営業支店

- (1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

東日本電信電話株式会社茨城支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。



- (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

東京ガス株式会社

- (1) ガス施設の安全、保全に関する事。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。
- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。

日本通運株式会社水戸支店

救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

東京電力株式会社下館支社

- (1) 災害時における電力供給に関する事。
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。

KDDI株式会社水戸支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

## 第7 指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関する事。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関する事。

医療関係団体（社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会）

災害時における応急医療活動に関する事。

水防管理団体

- (1) 水防施設資材の整備に関する事。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。
- (3) 水防活動に関する事。

茨城交通株式会社笠間営業所、社団法人茨城県トラック協会

災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事。

ガス事業者

- (1) ガス施設の安全、保全に関する事。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。

社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事。
- (3) 高圧ガスの供給に関する事。
- (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事。

報道機関（茨城新聞株式会社、株式会社茨城放送）

- (1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関する事。
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事。

## 第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

茨城中央農業協同組合、笠間市商工会、笠間市友部商工会、笠間市岩間商工会

- (1) 被害調査に関する事。
- (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事。
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事。

笠間市医師会

災害時における救急医療活動に関する事。

一般診療所・病院

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。
- (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事。

一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保に関する事。

危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関する事。

笠間市区長会、ボランティア団体

市の行う避難誘導、応急対策、救援対策の協力に関する事。

笠間市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関する事。

風水害等対策計画編

2 風水害対策計画

第1章 災害予防



# 目 次

第1節	水政計画.....	15
第2節	土砂災害防止計画.....	18
第3節	交通計画.....	24
第4節	都市計画.....	26
第5節	文教計画.....	30
第6節	農地農業計画.....	40
第7節	気象業務整備計画.....	45
第8節	情報通信設備等の整備計画.....	47
第9節	災害用資材、機材等の点検整備計画.....	49
第10節	火災予防計画.....	50
第11節	防災知識の普及計画.....	53
第12節	防災訓練計画.....	55
第13節	防災組織等の活動体制整備計画.....	57
第14節	災害時要援護者支援計画.....	62
第15節	防災事業計画.....	66



## 2 風水害対策計画

### 第1章 災害予防

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

#### 第1節 水政計画

関係機関
------

産業経済部 都市建設部
----------------

#### 第1 治山治水計画

##### 1 治山計画

###### (1) 森林の概況

本市の西部地域周辺は、山岳丘陵が連なり、台風や豪雨による山腹崩壊等の災害の危険性が増大する傾向にあり、治山施設の整備が必要となっている。

###### (2) 治山施設の整備

市内における山地災害危険地区は38箇所あり、崩壊土砂流出危険地区が23箇所、山腹崩壊危険地区が13箇所、地すべり危険地区が2箇所となっている。(別表参照)

市は、これらの危険地区を重点に、治山施設の整備を計画的に実施し、災害の未然防止を図るため、県事業としての整備実施を要請する。

##### 2 保安林整備計画

森林は、集中豪雨などによる洪水を防ぎ、濁水を緩和する機能、土砂の流出を防止する機能など災害を防止する働きがある。

市は、これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林に指定し、適正な管理を行うものとする。

##### 3 河川改修

###### (1) 河川の概況

本市の河川は、潤沼川、潤沼前川、枝折川、桜川、巴川等の1級河川があり、主に農業用水等として利用されている。また、多くのため池が配置されている。洪水災害防止のため、潤沼川等の改修や災害危険箇所の点検等を国や県に要請し改修促進を図る。

###### (2) 河川の改修現況

法定河川の他にも多くの小規模河川があるが、ほとんどが未整備のため、集中豪雨等により被害を受けているのが現状である。

災害を防止するために治水対策の強化を図り、今後も河川の改修整備が促進されるよう、関係機関に対する働きかけを強めていく。

##### 4 ダムの設置状況

ダムの設置状況は次のとおりである。

(平成18年4月1日現在)

水系河川名	ダム名	設置位置	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km <sup>2</sup> )	有効貯水容量 (m <sup>3</sup> )	備考
那珂川水系 飯田川	飯田ダム	笠間市飯田	33.0	219.5	13.8	2,240,000	H4.3完成

## 別表

## 山地災害危険地区

崩壊土砂流出危険地区							
番号	位置		地区名	番号	位置		地区名
	市	大字			市	大字	
155	笠間市	石寺	石寺	167	笠間市	大郷戸	仏頂
156	笠間市	石寺	石寺	168	笠間市	国見	国見
157	笠間市	大郷戸	鉄柄	169	笠間市	南吉原	南吉原
158	笠間市	大郷戸	大郷戸	170	笠間市	上加賀田	沢口
159	笠間市	稲田	稲田沢	171	笠間市	上加賀田	下ヶ鳥
160	笠間市	福原	北中山	172	笠間市	上加賀田	谷津
161	笠間市	福原	福原	315	笠間市	泉	泉
162	笠間市	本戸	戸室	316	笠間市	上郷	難台山
163	笠間市	本戸	戸室	317	笠間市	上郷	館岸山
164	笠間市	福原	沢	318	笠間市	上郷	上郷
165	笠間市	福原	福原	319	笠間市	泉	泉
166	笠間市	大郷戸	大郷戸				

山腹崩壊危険地区							
番号	位置		地区名	番号	位置		地区名
	市	大字			市	大字	
163	笠間市	片庭	片庭	170	笠間市	国見	国見
164	笠間市	片庭	片庭	171	笠間市	福原	沢
165	笠間市	大淵	大淵	172	笠間市	片庭	古山
166	笠間市	福原	北中山	173	笠間市	大橋	八田
167	笠間市	福原	北中山	293	笠間市	上郷	西寺
168	笠間市	本戸	本戸	294	笠間市	上郷	上郷
169	笠間市	本戸	本戸				

地すべり危険地区			
番号	位置		地区名
	市	大字	
47	笠間市	福原	寺口
48	笠間市	福原	沢



## 第2 水防法に基づく洪水対策

地域における水害に対する防止力の向上や円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

### 1 避難体制の整備

#### (1) 避難に係る情報伝達手段

市は、洪水予報、避難準備情報、避難勧告等の伝達は、市及び消防署・消防団の広報車、市防災行政無線、電話、インターネット等多様な情報伝達手段を活用するとともに、報道機関による情報提供をし、当該区域住民の安全確保を図る。

また、区域内の高齢者等、災害時要援護者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

#### ア 避難準備情報

避難準備情報洪水予報等が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長が必要と認めるとき、又は河川の水位が特別警戒水位を超え、特別警戒水位情報が公表されたときは、必要な地域に対し避難準備情報を発表するとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。

#### イ 避難勧告

洪水警報が発表され市長が必要と認めるときは、該当する地域に対し避難勧告を発表する。

#### ウ 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、避難指示に切り替える。

- (2) 浸水想定区域、避難場所、避難路等を反映した洪水ハザードマップを配布するなど、洪水時に市民の円滑かつ迅速な避難が行われるような必要な措置を講じる。
- (3) 市長は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得ながら、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルの作成、水防団等との協議により避難誘導にかかる計画を作成して訓練を行う。
- (4) 市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、市民への情報提供体制の整備を図る。また、災害時要援護者に配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

## 第2節 土砂災害防止計画

関係機関
------

都市建設部
-------

### 第1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

#### 1 警戒避難体制の整備

(1) 市は、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制について整備するとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知するよう努める。

(2) 警戒区域内にある高齢者等の災害時要援護者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難が行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

(3) 市民への周知

ア 土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し配布するなど、市民への広報周知を図る。

イ 市は関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図るとともに、市民への提供体制の整備を図る。

ウ 市は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にする。

イ 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る訓練を行う。

#### 2 特定開発行為の制限等

市は県に協力し、土砂災害防止法第9条に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりなどの土砂災害のおそれのある区域における住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為に対して、必要な対策を講じるものとする。

### 第2 がけくずれ対策

本市には、がけくずれ災害が予想される危険な区域がある。これらの被害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、概ね次のような対策を実施する。

#### 1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市においては、がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し防災パトロールを実施するものとする。

なお、本市には急傾斜地危険箇所が自然斜面で49箇所、人工斜面で1箇所ある。

急傾斜地危険箇所（自然斜面）

番号	箇所名	位置			番号	箇所名	位置		
		市	大字	小字			市	大字	小字
1	石倉-1	笠間市	石寺	石倉	26	八田a	笠間市	大橋	八田
2	山口	笠間市	飯田	山口	27	南吉原	笠間市	南吉原	南吉原
3	相生町	笠間市	笠間	相生町	28	日沢	笠間市	日沢	日沢
4	常楽-1	笠間市	下市毛	常楽	29	大橋a	笠間市	大橋	大橋
5	坊屋敷	笠間市	石井	坊屋敷	30	大橋b	笠間市	大橋	大橋
6	下郷	笠間市	来栖	下郷	31	八田 b	笠間市	大橋	八田
7	反町	笠間市	大郷戸	反町	32	八田 c	笠間市	大橋	八田
8	堂峰	笠間市	稲田	堂峰	33	池野辺a	笠間市	池野辺	池野辺
9	稲田沢	笠間市	稲田	稲田沢	34	池野辺b	笠間市	池野辺	池野辺
10	関戸	笠間市	福原	関戸	35	槐山	笠間市	小原	槐山
11	北中山	笠間市	福原	北中山	36	仁古田東部	笠間市	仁古田	仁古田東部
12	上郷	笠間市	福原	上郷	37	山下B	笠間市	中市原	山下
13	石倉	笠間市	石寺	石倉	38	仁古田西部	笠間市	仁古田	仁古田西部
14	上郷A	笠間市	来栖	上郷	39	岱長兎路	笠間市	長兎路	岱長兎路
15	上郷B	笠間市	来栖	上郷	40	長沢	笠間市	上郷	長沢
16	田上	笠間市	福原	田上	41	大綱	笠間市	下郷	大綱
17	金谷	笠間市	本戸	金谷	42	花園	笠間市	上郷	花園
18	滝沢A	笠間市	福原	滝沢	43	長沢a	笠間市	上郷	長沢
19	白庭	笠間市	福原	白庭	44	長沢 b	笠間市	上郷	長沢
20	北中山A	笠間市	福原	北中山	45	長沢 c	笠間市	上郷	長沢
21	北中山B	笠間市	福原	北中山	46	長沢 d	笠間市	上郷	長沢
22	関戸	笠間市	福原	関戸	47	長沢e	笠間市	上郷	長沢
23	鍛冶屋	笠間市	本戸	鍛冶屋	48	日向	笠間市	上郷	日向
24	滝沢B	笠間市	福原	滝沢	49	山根	笠間市	泉	山根
25	内川	笠間市	大郷戸	内川					

急傾斜地危険箇所（人工斜面）

番号	箇所名	位置		
		郡市	大字	小字
1	常楽-2	笠間市	下市毛	常楽

2 急傾斜崩壊危険区域の指定

市においては、県と協議のうえ危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し市民生活の安定と国土の保全を図る。

なお、本市には急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が1箇所ある。

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

番号	箇所名	位置		
		郡市	大字	小字
1	常楽-1	笠間市	下市毛	常楽

### 3 所有者等に対する防災措置の指導

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者その他関係者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

### 4 警戒避難体制の確立

危険箇所に対する防災措置が不完全である間は、まずその住民に対する警戒避難体制の確立が最も必要である。

市においては、がけくずれの発生のおそれのある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう、警戒避難体制を確立しておくものとする。

### 5 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施について指導するものとする。

## 第3 地すべり対策

本市には地すべり危険箇所が2箇所指定されている。現状を的確に把握するとともに、危険箇所ごとに警戒避難体制を確立しておくものとする。

### 1 危険箇所の実態調査

地すべり危険箇所

番号	箇所名	位置	
		市	大字
1	神出	笠間市	大橋
2	道祖神	笠間市	本戸

### 2 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施について指導するものとする。

## 第4 土石流危険渓流対策

### 1 土石流危険渓流の実態調査

本市には土石流危険渓流が52渓流ある。危険渓流の現状を的確に把握しておくものとする。

#### 土 石 流 危 険 渓 流

番号	河 川 名			溪 流 所 在 地	
	水系名	河川名	溪流名	市	大字
1	那珂川	瀬沼川	かなぐ沢	笠間市	上加賀田
2	那珂川	二反田川	吉野沢	笠間市	本戸
3	那珂川	稲田川	沢入	笠間市	福原
4	那珂川	福原	無双決入	笠間市	福原
5	那珂川	福原川	無名沢1	笠間市	福原
6	那珂川	稲田沢川	稲田	笠間市	稲田
7	那珂川	稲田沢川	ししのが谷	笠間市	大郷戸
8	那珂川	稲田川	岩倉沢	笠間市	大郷戸
9	那珂川	稲田川	大郷戸(善光寺沢)	笠間市	大郷戸
10	那珂川	稲田川	大郷戸(大滝沢)	笠間市	大郷戸
11	那珂川	稲田川	大郷戸(鍬柄沢)	笠間市	大郷戸
12	那珂川	稲田川	大郷戸(長沢)	笠間市	大郷戸
13	那珂川	稲田川	(滝の沢)	笠間市	片庭
14	那珂川	飯田川	小錦内側	笠間市	飯田
15	那珂川	飯田川	小錦内側	笠間市	飯田
16	那珂川	瀬沼川	小松沢	笠間市	大橋
17	那珂川	瀬沼川	谷津入	笠間市	大橋
18	那珂川	瀬沼川	天神入	笠間市	大橋
19	那珂川	瀬沼川	滝沢入	笠間市	福田
20	那珂川	瀬沼川	所ノ入	笠間市	福田
21	那珂川	瀬沼川	マムシ沢	笠間市	大町
22	那珂川	二反田川	南指原北	笠間市	南指原
23	那珂川	二反田川	南指原川	笠間市	南指原
24	那珂川	稲田川	決入	笠間市	福原
25	那珂川	福原川	岩崎沢	笠間市	福原
26	那珂川	福原川	道陸神沢	笠間市	福原
27	那珂川	稲田川	柳沢	笠間市	柳沢
28	那珂川	稲田川	後道東ノ沢	笠間市	大郷戸
29	那珂川	片庭川	吹上北ノ沢	笠間市	片庭
30	那珂川	稲田川	(滝の沢)	笠間市	片庭
31	那珂川	片庭川	入道が入沢	笠間市	片庭
32	那珂川	瀬沼川	日沢(栃郷戸入)	笠間市	日沢
33	那珂川	飯田川	大平	笠間市	大平
34	那珂川	飯田川	石寺西	笠間市	石寺

番号	河 川 名			溪 流 所 在 地	
	水系名	河川名	溪流名	市	大 字
35	那珂川	飯田川	石寺東	笠間市	石寺
36	那珂川	澗沼川	堺の宮	笠間市	福田
37	那珂川	澗沼川	井戸かえり	笠間市	福田
38	那珂川	澗沼川	坂下入	笠間市	福田
39	那珂川	澗沼川	福田	笠間市	福田
40	那珂川	澗沼川	坂尾南沢	笠間市	大湊
41	那珂川	澗沼前川	大田切	笠間市	大田切
42	那珂川	澗沼川		笠間市	上加賀田
43	那珂川	澗沼川		笠間市	大橋
44	那珂川	飯田川		笠間市	飯田
45	那珂川	隋光寺川	不動堂沢	笠間市	上郷
46	那珂川	桜川	長沢	笠間市	上郷
47	那珂川	桜川	長沢	笠間市	上郷
48	那珂川	隋光寺川	不動堂沢	笠間市	上郷
49	那珂川	桜川	長沢支溪	笠間市	上郷
50	那珂川	桜川	長沢	笠間市	上郷
51	那珂川	桜川	長沢支溪	笠間市	上郷
52	那珂川	桜川	西寺東沢	笠間市	上郷

## 2 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定を行う。
- (2) 土石流に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流について、重点的に推進する。

## 3 土石流危険溪流の周知

市は、関係住民への危険溪流に関する資料の提供を行い、周知徹底を図る。

## 4 警戒避難体制の確立

- (1) 土石流危険溪流周辺における警戒避難体制の整備を早急に図るため、次の事項を行う。
  - ア 関係住民において警戒又は避難を行うべき基準（以下「警戒避難基準」という。）の設定
  - イ 予報、警報及び避難の指示等の伝達・周知
  - ウ 適切な避難方法の周知
  - エ 適切な避難場所の選定及び周知
  - オ その他警戒避難のために必要な事項
- (2) 警戒避難基準は、県の基準を準用するものとする。
- (3) 警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとし、過去の土石流災害発生時の雨量、研究機関の成果等を参考に溪流周辺の崩壊等の状況を考慮して、水戸土木事務所等その他関係機関と協議して決定するようにする。

以上を最終目的としているが、現時点では本市における土石流災害の例はなく、警戒避難基準の設定は難しいところであるが、次に掲げるような場合には、自発的に警戒避難を行うよう住民を指導する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合

イ 溪流の流末が急激に濁りだした場合や、流木が混ざり始めた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 溪流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

#### 5 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施について指導するものとする。

### 第3節 交通計画

関係機関
都市建設部

災害に備えての道路及び橋梁の災害予防並びに維持補修を実施するものとする。

#### 1 道路・橋梁の現況

##### (1) 道路

本市の道路の現況については、次表のとおりである。

##### 道 路 の 現 況

(平成16年4月1日現在)

区 分	路線数	実 延 長 (m)	改良済延長 (うち車幅5.5m以上) (m)		舗装済延長	
				改 良 率 (%)	(m)	舗 装 率 (%)
国 道	5	42,091.0	39,253.0 ( 36,866.0)	93.3	42,091.0	100.0
県 道	25	127,911.0	93,320.0 ( 85,409)	73.0	124,943.0	97.7
市 道	3,856	1,448,205.0	542,149.0 (156,820.5)	37.4	906,476.0	62.6

##### (2) 橋梁

本市の橋梁の現況については、次表のとおりである。

##### 橋 梁 の 現 況

(平成16年4月1日現在)

国・県	計	木 橋	永 久 橋	混 合 橋
橋 梁 数	56	0	56	0
延長 (m)	1,125.0	0.0	1,125.0	0.0

(平成18年4月1日現在)

市	計	木 橋	永 久 橋	混 合 橋
橋 梁 数	360	14	338	8
延長 (m)	4,112.4	55.0	4,005.3	52.2

#### 2 予防対策

##### (1) 道路建設上配慮すべき事項

ア 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。

イ 縦断線形：平たん地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。

ウ 横断こう配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。

エ 路側、横断構造物：切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。

オ 横断排水構造物：洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。

カ 排水側溝：路面水を処理し、速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所は盲暗渠等を施す。



(2) 道路及び橋梁の危険箇所の調査

定期的にパトロールを行い、危険箇所の調査、把握に努める。

ア 道路

災害による被害の軽減を図るため、危険箇所については、可能な限り補修を行い、幅員3.5m未満の道路で自動車等の交通不能な道路並びに通行危険な箇所については、逐次改良するよう努めるものとする。

イ 橋梁

常日頃より橋梁の老朽度並びに上流の浮遊物、ゴミ等が堆積しないよう配慮するものとする。

(3) う回路の調査

災害時において、道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備えるものとする。

(4) 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

本市における異常気象時通行規制区間と特殊通行規制区間は次のとおりである。

異常気象時通行規制区間

(平成18年4月1日現在)

路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
	箇所	延長(km)		
宇都宮笠間線	笠間市片庭	1.0	土砂崩落	有
笠間つくば線	笠間市本戸	1.5	地すべり・落石	有

特殊通行規制区間

(平成18年4月1日現在)

路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
	箇所	延長(km)		
鶏足山片庭線	笠間市片庭 字片倉 由良沢	2.0	落石・土砂崩落	無

## 第4節 都市計画

関係機関

都市建設部

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

### 1 「都市防災」に関する方針

災害に強い都市構造の実現を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

### 2 防火地域及び準防火地域の指定

木造家屋が密集している危険な地域の災害を最小限におさえるため建築物個々の不燃化とともに、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき防火地域及び準防火地域の指定を行うものとする。

### 3 建築基準法第22条に基づく区域指定

防火地域及び準防火地域以外の市街地について耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図る。

### 4 災害危険区域の指定等

市は条例その他により、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条1項に基づき、茨城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域や出水等による著しい危険が予測される区域について、住宅の用に供する建築物等の建築制限の措置等を検討する。

### 5 都市計画事業の推進

都市の将来像の実現に向けた都市の整備、開発及び保全を図るため、適時適切な都市計画事業を推進していく必要があり、特に密集市街地部においては、防災性の向上を図る観点から都市計画事業を推進していく。

### 6 市街地の整備

計画的な潤いのある市街地を形成し、土地の合理的な高度利用を図り、防災防火についての対処を図るものとする。

本市の用途地域の状況は、次のとおりである。

都市計画用途地域 (平成18年4月1日現在)

区 分	面 積 (ha)	比 率 (%)
第一種低層住居専用地域	241	25.4
第二種低層住居専用地域	32	3.4
第一種中高層住居専用地域	121	12.7
第二種中高層住居専用地域	5.2	0.5
第一種住居地域	191	20.1
第二種住居地域	48	5.1
準住居地域	2.9	0.3
近隣商業地域	27	2.8
商業地域	27	2.8
準工業地域	124	13.1
工業地域	19	2.0
工業専用地域	112	11.8
計	949	100.0

※端数処理の関係で、面積については各項目の和と計が一致していません。

## 7 都市計画道路

地震の規模が甚大であるほど、緊急避難道路の役割を担い、また火災発生時の延焼遮断空間の機能をもつ幅員の広い道路が必要となることから、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

### 都市計画道路

路線番号	変更後	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	決定年月日	備考(決定区分)	
						市	県
笠間地区							
1・3・1	1・3・1	北関東横断道路線	23.5	9,660	H02.11.15		○
3・3・1	3・3・1	国道50号笠間バイパス線	22.0	3,300	H02.11.15		○
3・4・2	3・4・2	大和田甲の山線	18.0	2,090	S49.04.04		○
3・4・3	3・4・3	笠間停車場寺崎線	16.0	2,370	S49.04.04		○
3・4・4	3・4・4	昭和町来栖線	16.0	1,270	H02.11.15		○
3・5・5	3・5・5	高橋町稲田線	12.0	2,110	H03.08.22		○
3・5・6	3・5・6	昭和町相生町線	12.0	2,400	S49.04.04		○
3・5・7	3・5・7	来栖飯合線	12.0	1,440	H03.08.22	○	
3・4・8	3・4・8	手越石井線	18.0	6,110	H02.11.15		○
3・4・9	3・4・9	笠間停車場下市毛線	18.0	470	H02.11.15		○
3・4・10	3・4・10	福原今泉線	16.0	1,680	H02.11.15		○
3・4・11	3・4・11	来栖寺崎線	16.0	2,050	H03.08.22		○
3・4・12	3・4・12	鉄砲町石井線	16.0	290	H03.08.22		○
3・5・13	3・5・13	石井北総合公園線	12.0	700	H03.08.22	○	
8・6・1	8・6・1	元ヶ線	10.0	100	H03.08.22	○	
友部地区							
1・3・2	1・3・2	北関東横断道路線	23.5	9,810	H02.11.15		○
3・6・1	3・6・14	友部停車場線	11.0	2,100	H15.12.08		○
3・6・2	3・6・15	友部鯉淵線	11.0	1,300	S49.04.04		○
3・6・3	3・6・16	原原の池線	11.0	500	S49.04.04		○
3・6・4	3・6・17	友部六戸線	11.0	2,000	S49.04.04	○	
3・6・5	3・6・18	友部二ツ池線	8.0	1,100	S49.04.04	○	
3・6・6	3・6・19	南友部大沢線	8.0	1,000	S49.04.04	○	
3・6・7	3・6・20	原宮前線	8.0	1,500	S49.04.04		○
3・4・8	3・4・21	宿大沢線	18.0	2,670	S62.10.26		○
3・4・9	3・4・22	南小泉大田線	16.0	4,180	S63.04.07		○
3・4・10	3・4・23	上町大沢線	16.0	3,320	S63.04.07		○
3・3・11	3・3・24	流通センター東西線	27.0	3,140	H09.03.27		○
3・3・12	3・3・25	流通センター南線	27.0	1,420	H09.03.27		○
3・3・13	3・3・26	流通センター北線	27.0	1,240	H09.03.27		○
3・4・14	3・4・27	友部駅北線	20.0	340	H15.12.08	○	
8・6・1	8・6・2	友部駅南北自由通路	8.8	80	H15.12.08	○	
岩間地区							
3・4・1	3・4・28	土師栄町線	16.0	1,950	H02.02.13		○
3・4・2	3・4・29	岩間駅東大通り線	20.0	1,420	H15.04.03	○	
3・4・3	3・4・30	俎倉泉線	16.0	6,630	H02.02.13		○
3・4・4	3・4・31	泉室野線	16.0	4,250	H02.02.13		○
3・4・5	3・4・32	岩間駅西口上町線	16.0	460	H02.02.13		○
3・4・6	3・4・33	日吉町古市線	16.0	1,770	H02.02.13		○
3・3・7	3・3・34	下安居南北線	27.0	1,680	H09.03.27		○

## 8 都市公園

公園は、市民の健康増進とふれあいの場の拠点としてだけでなく、一時集結場所や延焼阻止空間としてのオープンスペースの確保のためにも都市公園整備の推進を図るものとする。

都市計画公園等一覧

公園番号	公園名称	面積 (h a)	決定年月日	変更 (最終)	所在地	供用年月日
広域公園						
9・6・001	笠間芸術の森公園	(54.6) 35.7	S57.01.07	H08.12.12	笠間2345	H03.10.01
総合公園						
5・5・001	笠間市総合公園	23.50	S46.07.22	S59.09.25	箱田867-1	S51.10.01
街区公園						
2・2・001	石井街区公園	0.21	S48.05.29	H13.12.04	石井2068-1	S51.10.01
2・2・002	鷹匠町児童公園	0.22	S58.04.06		笠間17-1	S60.04.01
2・2・003	赤坂前児童公園	0.24	H03.08.22		赤坂15	H11.04.01
2・2・004	亀ヶ橋南児童公園	0.40	H03.08.22		赤坂19	H11.04.01
2・2・005	亀ヶ橋北児童公園	0.20	H03.08.22		赤坂18	H11.04.01
2・2・006	友部第一児童公園	0.13	S38.06.13	H19.5.31	八雲1丁目5-23	S41.04.01
2・2・007	友部第二児童公園	0.56	S55.02.27	H19.5.31	中央3丁目3-1	S58.04.01
2・2・008	友部駅前児童公園	0.29	S53.07.28	H19.5.31	東平2丁目1470-202	S55.04.01
	程島児童公園	0.27			笠間1725-7	S56.12.05
	笠間ひがし公園	0.77			福田961-2	H08.02.01
	笠間にし公園	0.25			稲田3-6	H08.02.01
	大池公園	1.53			赤坂20	H13.04.01
	高田運動公園	1.39			福田3012-1	S58.12.14
	福原運動公園	0.94			福原17-10	S56.12.07
	南山スポーツ公園	2.73			北吉原321-1	S63.06.06
	大橋境の宮街区公園	0.05			大橋2365-46	H15.03.12
	駅北街区公園	0.13			笠間5095	H14.04.01
	城南・やきもの通り公園	0.17			下市毛591-1	H15.06.12
	いだなふれあい公園	0.12			稲田2315-1	H15.11.25

9 上水道事業

本市の上水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため整備が進められてきた。

現在、笠間地区、友部地区、岩間地区とも、全戸給水を目指し、以下の内容で計画的に施設整備が推進されている。

笠間市笠間水道事業

(平成19年3月31日現在)

給水区域内人口	29,489人	目標年次	平成20年度
給水区域内面積	131.61k㎡	工期	平成6年度～平成20年度
給水人口	24,902人	計画給水人口	39,700人
給水能力	12,462m <sup>3</sup> /日	計画1日最大給水量	16,800m <sup>3</sup> /日

認可状況

名称	認可年月日	認可番号	目標年次	給水人口 (人)	一人一日最大給水 (ℓ)	一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	
沿 革	創設	S49.5.21	環指令 第62号	S60	12,600	300	3,780
	水源変更	S56.8.19	水計指令第62号	S60	12,600	300	3,780
	第1次拡張	S57.1.8	水計指令第1号	S70	30,000	450	13,500
	水源変更	S61.5.7	水計指令第24号	S70	30,000	450	13,500
	第2次拡張	H5.9.14	環指令 第13号	H15	39,700	423	16,800
	取水地点変更	H14.4.30	生衛指令第13号	H15	39,700	423	16,800

## 笠間市友部水道事業

(平成19年3月31日現在)

給水区域内人口	35,435人	目標年次	平成22年度
給水区域内面積	58.71 k m <sup>2</sup>	工期	平成15年度～平成22年度
給水人口	32,783人	計画給水人口	40,000人
給水能力	13,502m <sup>3</sup> /日	計画1日最大給水量	16,220m <sup>3</sup> /日

### 認可状況

名称	認可年月日	認可番号	目標年次	給水人口(人)	一人一日最大給水(ℓ)	一日最大給水量(m <sup>3</sup> )	
沿革	創設	S51.7.2	水計指令第22号	S60	20,000	450	9,000
	第1次拡張	S57.3.11	水計指令第3号	H3	29,000	450	13,050
	第2次拡張	S62.3.31	水計指令第31号	H7	33,000	420	13,880
	第3次拡張	H15.3.31	生衛指令第4号	H23	40,000	406	16,220

## 笠間市岩間水道事業

(平成19年3月31日現在)

給水区域内人口	16,275人	目標年次	平成27年度
給水区域内面積	49.93 k m <sup>2</sup>	工期	平成17年度～平成27年度
給水人口	14,200人	計画給水人口	18,000人
給水能力	6,400m <sup>3</sup> /日	計画1日最大給水量	12,000m <sup>3</sup> /日

### 認可状況

名称	認可年月日	認可番号	目標年次	給水人口(人)	一人一日最大給水(ℓ)	一日最大給水量(m <sup>3</sup> )	
沿革	創設	S49.8.5	水計指令第89号	S58	12,000	380	4,560
	第1次拡張	S57.3.11	水計指令第4号	H8	20,000	400	8,000
	第1次拡張(変更)	S62.3.19	水計指令第23号	H8	20,000	400	8,000
	第3次拡張	H17.10.18	生衛指令第16号	H27	18,000	667	12,000

## 工業用水事業

### 認可状況

名称	届出年月日	届出番号	目標年次	事業者(件)	一日最大給水量(m <sup>3</sup> )
沿革	創設	H4.3.16	岩役発第340号	4	1,500
	水源変更	H13.6.25	岩役発第1278号	4	1,500

## 10 下水道事業

本市における公共下水道事業は、昭和56年3月、旧友部町において着手し、続いて昭和61年2月、旧笠間市において着手した。その後、より一層の事務・事業の効率化を図るため、平成2年4月1日に友部・笠間広域下水道組合を設立し、旧笠間市の污水も旧友部町の処理場で共同処理するよう計画を変更した。

平成4年3月31日、旧友部町において友部駅南部周辺の約160haを供用開始し、その2年後の平成6年3月31日、旧笠間市において笠間駅北部周辺の約65haを供用開始した。以後、順次整備を進め供用開始地区を拡大している。

旧岩間町においては、平成7年9月に事業に着手し、平成14年4月1日、岩間駅北東部及び同駅西部周辺の約113haを供用開始した。以後、同様に順次供用開始地区を拡大している。

平成18年3月19日、旧笠間市・旧友部町・旧岩間町の合併に伴い、旧友部・笠間広域下水道組合及び旧岩間町の公共下水道事業を新笠間市へ継承し、水環境の保全及び生活環境の向上のため整備を進めている。

## 第5節 文教計画

関係機関
------

教育委員会
-------

学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、建物・防災施設等の整備、防災訓練等の災害を予防する措置を講ずるものとする。

### 1 文教施設の点検整備

学校、公民館等の施設については、下記の点に留意し、定期的に点検整備を進め、安全性の確保を図るものとする。なお、各施設の現況は、別表1のとおりである。

- (1) 建物、敷地の防火上、避難上安全のための点検整備を推進する。
- (2) 排水施設の整備と管理を図る。
- (3) 防火諸設備の充実及び点検整備を推進する。

### 2 防災上必要な教育及び訓練の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。
- (4) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (5) 校長等は、関係教職員に対し、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (6) 校長等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

### 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

### 4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備その他の危険がある施設では、適切な管理に努める。

## 5 防火管理者の選任

防火対象物の管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づき防火管理者を選任しなければならない。

## 6 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

## 7 消防計画の作成

防火管理者は、消防計画の作成にあたっては、消防法に基づくほか、笠間市学校管理規則（平成18年教委規則第11号）第28条第2項により毎年度初めに作成し、教育長に提出することとする。なお、計画内容は、概ね次の事項とする。

- (1) 自衛消防の組織に関すること。
- (2) 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- (4) 避難通路、避難口等の維持管理及びその案内に関すること。
- (5) 防火上必要な教育に関すること。
- (6) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (7) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難指導に関すること。
- (8) 防火管理について、消防機関との連絡に関すること。
- (9) 学校プールについては、防火用水としての役割を十分果たせるよう常に管理すること。

## 8 避難所としての学校の役割

学校を避難所として使用することにより、学校の運営上支障をきたさないためにも、今後次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 避難所の運営における教師の役割
- (2) 児童生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- (4) 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- (5) 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅及び保護者との連絡方法等の措置

## 9 文化財の保護

本市は数多くの文化財に恵まれている。国・県・市指定はもとより地域開発等により消失のおそれのある埋蔵文化財の保護、保存のため、所在を明確化する標識等を設置するとともに、一般外来者に対し防火に関する注意を喚起するため標示板（注意立札等）の設置を図る。

防災施設の整備等については、消火器類、避雷針の設置を促進するほか防火水槽の設置を推進する。

なお、市内における文化財の一覧は、別表2のとおりである。

## 別表 1

### 各 施 設 の 現 況

#### 1 幼稚園

名 称	電話番号	所在地	構造	階	建物面積 (㎡)
市立笠間幼稚園	72-0216	笠間2671-2	R C	2	886
市立稲田幼稚園	74-2958	稲田2151-4	S	1	705
私立あゆみ幼稚園	72-7195	寺崎28-1	S	1	561.35
私立こじか幼稚園	72-6636	箱田6-4	R C	2	507.36
私立ともべ幼稚園	77-0311	東平2-11-7	R C	2	1,642
私立さくら幼稚園	77-8182	平町1811-4	R C	2	1,139
私立すみれ幼稚園	77-5098	旭町80-3	W	2	999
私立岩間第一幼稚園	45-3293	吉岡156-4	W	1	1,063
私立ドレミ幼稚園	45-3711	市野谷1542-12	S	1	464

#### 2 小学校

名 称	電話番号	所在地	構造	階	建物面積 (㎡)
市立笠間小学校	72-0076	笠間2689-1	R C	3	8,122
市立東小学校	72-8122	大橋1713-1	R C	3	2,730
市立佐城小学校	72-1381	金井83-1	R C	2	3,512
市立箱田小学校	72-1380	箱田1115	R C	3	3,273
市立南小学校	72-1383	南吉原1188	R C	3	3,305
市立稲田小学校	74-2301	稲田2151-2	R C	3	5,002
市立宍戸小学校	77-0209	平町22	R C	3	4,746
市立友部小学校	77-0009	美原3-3-1	R C	3	7,014
市立友部第二小学校	77-7946	平町1718-93	R C	3	4,855
市立北川根小学校	77-1364	湯崎1085-1	R C	3	5,485
市立大原小学校	77-0434	小原3522-1	R C	3	3,537
市立岩間第一小学校	45-2042	下郷4108	R C	3	6,316
市立岩間第二小学校	45-2169	押辺529-1	R C	3	4,202
市立岩間第三小学校	45-2169	市野谷1542-1	R C	3	4,457

#### 3 中学校

名 称	電話番号	所在地	構造	階	建物面積 (㎡)
市立笠間中学校	72-0120	笠間2702	R C	4	7,270
市立東中学校	72-8121	福田906-6	R C	2	3,034
市立南中学校	72-1385	北吉原15	R C	2	2,937
市立稲田中学校	74-2004	稲田2145-3	R C	4	5,304
市立友部中学校	77-0073	中央4-1-1	R C	4	9,397
市立友部第二中学校	77-7809	旭町510-1	R C	3	7,205
市立岩間中学校	45-2624	下郷4997	R C	3	6,887



#### 4 公民館等施設

施設名	区分	電話番号	所在地	構造	階	建物面積 (㎡)
笠間公民館		72-2100	石井2068-1	R C	3	3,108
友部公民館		72-7533	中央3-3-6	R C	3	3,085
岩間公民館		45-2080	下郷4407	R C	2	1,190
大橋公民館		72-8264	大橋1543	R C	2	942
池野辺公民館		72-8123	池野辺1295	W	1	298
みなみ公民館		72-7611	下市毛591-1	W	1	264
高田公民館		72-3199	福田3010-1	R C	1	262
箱田公民館		72-6542	箱田1037	W	1	186
寺崎公民館		72-7403	寺崎135	W	1	186
南山内公民館		72-6556	南吉原181	W	1	224
本戸公民館		74-2971	本戸3154	W	1	233
来栖公民館		72-1384	来栖1045	W	1	216
上加賀田公民館		72-7404	上加賀田329-1	W	1	499
稲田公民館		74-2973	稲田3378-1	W	1	268
稲田附属館		74-2044	稲田785-2	W	1	237
福原公民館		74-3804	福原3602-2	W	1	304
笠間市総合公園管理棟		72-9330	箱田867-1	R C	1	676.65
笠間市民体育館		72-2101	石井2068-1	R C	3	3,366.7
笠間市武道館			石井2068-1	R C	1	550.3
笠間図書館		72-5046	石井2023-1	R C	2	2,780
友部図書館		78-1200	平町2084	R C	2	2361.7
岩間図書館		45-2082	下郷4407	R C	2	316.53
友部歴史民俗資料館		77-8925	平町29	W	2	409
岩間海洋センター		45-7085	押辺2259-1	R C	1	1178.73

## 別表2

### 指定文化財一覧表（平成18年4月1日現在）

#### 1 国

種別	名称	指定年月日	管理者 (所有者・保持者)	所在地
彫刻	木造 薬師如来坐像	大正 3. 4. 17	岩谷寺	来栖2696
彫刻	木造 薬師如来立像	大正 3. 4. 17	岩谷寺	来栖2696
建造	楞嚴寺山門	大正 6. 4. 5	楞嚴寺	片庭761-4
彫刻	木造 千手観音立像	大正 9. 8. 16	楞嚴寺	片庭775
彫刻	木造 弥勒仏立像	大正 9. 8. 16	弥勒教会	石寺429
天然	片庭ヒメハルゼミ発生地	昭和 9. 12. 28	八幡神社、楞嚴寺境内	片庭775ほか
建造	笠間稲荷神社本殿 (附・棟札1枚)	昭和63. 1. 13	笠間稲荷神社	笠間39
建造	塙家住宅	昭和51. 2. 3	塙 忠久	安居2009

#### 2 県

種別	名称	指定年月日	管理者 (所有者・保持者)	所在地
彫刻	木造 佐白観音坐像	昭和32. 1. 25	佐白山観世音寺	笠間1056-1
書跡	唐本一切経	昭和33. 7. 23	笠間稲荷神社	笠間39
彫刻	木造 十一面観音立像	昭和42. 3. 30	東性寺	手越195
天然	八重のフジ	昭和42. 11. 24	笠間稲荷神社	笠間39
天然	五霊のツバキ	昭和59. 3. 8	小松崎錠蔵	泉184
建造	笠間城櫓	昭和44. 12. 1	真浄寺	笠間323
建造	旧穴戸城表門	昭和51. 7. 5	塩畑 富美恵	土師622
史跡	難台山城址	昭和 9. 5. 18	笠間市	上郷3464の一部 上郷2986の一部
彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	昭和44. 12. 1	阿弥陀講世話人会代表 若菜保男 外	上加賀田916
彫刻	木造 不動明王像及び両童子	昭和46. 1. 28	下箱田総代会代表 田村輝穂 外	箱田861
彫刻	木造 大日如来坐像	昭和60. 3. 25	大日如来奉賛会代表 富田幹郎 外	上加賀田1773
彫刻	木造 阿弥陀如来立像	昭和60. 3. 25	光照寺	笠間2591
歴史資料	四神旗 附祝文(写)	昭和63. 1. 25	稲田神社	稲田763 (県立歴史館寄託)

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
書 跡	唐 本 一 切 経	昭和63. 1. 25	西念寺	稲田562
書 跡	金 剛 般 若 波 羅 蜜 経	平成 5. 1. 25	高乾院	石井1747
天 然	稲田禅房のお葉つきイチョウ	平成12. 11. 27	西念寺	稲田562
彫 刻	木造 十一面観世音菩薩立像	昭和44. 12. 1	養福寺	大田町324
工 芸 品	鰐口 如意寺、嘉暦三年在銘	平成16. 1. 8	如意輪寺	上市原942 (県歴史館寄託)
工 芸 品	葆光彩磁葡萄模様花瓶 板谷波山作	平成16. 11. 25	茨城県陶芸美術館	笠間2345
工 芸 品	氷華磁仙桃文花瓶 板谷波山作	平成16. 11. 25	茨城県陶芸美術館	笠間2345

### 3 市

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
歴 史 資 料	戦 旗	昭和48. 12. 7	長谷川 進	福田2644
工 芸	時 鐘	昭和48. 12. 7	笠間市	笠間1015-2
史 跡	坂 尾 の 土 墨	昭和48. 12. 7	山崎裕 外	笠間3727 外
天 然	本 戸 の 大 カ エ デ	昭和52. 3. 7	藤枝市郎	本戸3093
彫 刻	木造 如意輪観音坐像	昭和52. 3. 7	椎尾山長福寺	福原1811
彫 刻	十 一 面 観 世 音 像	昭和48. 5. 29	猪瀬宝山	泉915
工 芸	五 鈷 杵	昭和52. 3. 7	小林照伸	箱田1778
工 芸	八 坂 神 社 の 神 輿	昭和53. 4. 25	八坂神社	笠間345
史 跡	笠 間 氏 累 代 の 墓 地	昭和53. 4. 25	楞嚴寺	笠間片庭782
天 然	関 場 の 大 ケ ヤ キ	昭和53. 4. 25	小島 一	笠間823
建 造	鳳 台 院 の 山 門	昭和53. 4. 25	鳳台院	箱田2458
典 籍	大 般 若 波 羅 蜜 多 経	昭和54. 10. 1	玄勝院	笠間952
建 造	城 山 稻 荷 神 社 本 殿	昭和54. 10. 1	新町氏子一同代表 檜山計真	笠間6-1
無 形 民 俗	四 十 八 灯 籠	昭和57. 6. 24	岡野家16戸代表 岡野裕一	箱田字土当地区
建 造	笠 間 城 門	昭和57. 6. 24	小嶋万津江	笠間824
建 造	笠 間 城 門	昭和57. 6. 24	小嶋勇一	笠間818

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
建 造	慈 眼 院 本 堂	昭和48. 5. 29	猪瀬宝山	泉915
建 造	安 居 の 千 日 堂	昭和56. 5. 25	佐藤剛	安居1427-1
天 然	吾国山のカタクリ群生地	昭和58. 4. 19	田上神社代表 入江通弘 外	福原6134-1外
工 芸	香 時 計 (常香盤)	昭和58. 4. 19	金剛寺	箱田1778
彫 刻	木 造 毘 沙 門 天 立 像	昭和60. 2. 26	上稲田文化財保存会代表 銚田瑞徳	稲田650
彫 刻	木 造 童 子 立 像	昭和60. 2. 26	上稲田文化財保存会代表 銚田瑞徳	稲田650
彫 刻	木造弁才天、毘沙門天、 大黒天の三尊と厨子	昭和60. 2. 26	笹目和子	笠間1339
彫 刻	金銅仏 十一面千手観音立像	昭和60. 2. 26	佐白山観世音寺	笠間1056-1
史 跡	岡 の 宿 館 跡	昭和60. 2. 26	五味田享外	大橋1844-1
天 然	天神社のツクバネガシ	昭和61. 4. 15	天神社	大淵175-1
歴 史 資 料	四 神 旗	昭和61. 4. 15	仁平正道	笠間345
絵 画	柿 本 人 麻 呂 の 画 像	昭和61. 4. 15	仁平正道	笠間345
建 造 物	天 神 社 本 殿	平成4. 9. 21	天神社	大淵175-1 外
建 造 物	滝 野 不 動 堂	平成9. 9. 16	下箱田総代会代表 田村輝徳 外	箱田861
絵 画	竜 神 尊 像 軸	平成11. 3. 15	南指原組代表 青木嘉勝	南指原4412
絵 画	両 界 曼 荼 羅	平成13. 3. 21	片庭中組	片庭
絵 画	絹本著色阿弥陀如来現前図	平成18. 2. 24	月崇寺	笠間350
絵 画	絹本著色聖徳太子略絵伝	平成18. 2. 24	光照寺	笠間2591
彫 刻	木 造 大 日 如 来 坐 像	平成8. 9. 17	片庭入組共有地組合 谷田部利一外	片庭2187-1
彫 刻	木 造 毘 沙 門 天 像	平成9. 9. 16	佐白山観世音寺	笠間1056-1
彫 刻	木 造 不 動 明 王 立 像	平成9. 9. 16	佐白山観世音寺	笠間1056-1
彫 刻	子 育 地 蔵 菩 薩 坐 像	平成12. 3. 22	花香町代表第18区長 川嶋宏明	笠間2092
彫 刻	胎 内 石 造 仏 (子育地蔵菩薩坐像)	平成12. 3. 22	花香町代表第18区長 川嶋宏明	笠間2092
彫 刻	木 造 観 音 菩 薩 立 像	平成15. 2. 24	長本土郎	稲田1132
彫 刻	木 造 毘 沙 門 天 立 像	平成15. 2. 24	長本土郎	稲田1132
彫 刻	木 造 馬 頭 観 音 立 像	平成15. 2. 24	荒牧地区	本戸4021-1

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
彫 刻	木造 不動明王立像	平成15. 2. 24	荒牧地区	本戸4021-1
彫 刻	木造 馬頭観音立像	平成17. 3. 16	坂下観音堂講中 坪来重光	池野辺1690
工 芸 品	宝 篋 印 塔	平成15. 2. 24	真浄寺	笠間323
史 跡	笠 間 城 跡	平成5. 3. 26	佐志能神社・笠間市	笠間3613 外
史 跡	箱 田 う ら 山 古 墳	平成12. 3. 22	笠間市	箱田867-17
史 跡	笠間焼発祥に係わる登窯	平成14. 2. 24	久野陶園	箱田1804
天 然	下市毛八坂神社しだれ桜	平成5. 6. 22	第15区長 三村三郎	下市毛725
天 然	吾 国 山 の ブ ナ 林	平成18. 2. 24	田上神社	福原6132
建 造 物	香 取 神 社 本 殿	昭和62. 4. 1	香取神社	南小泉741
建 造 物	高 房 神 社 本 殿	平成10. 3. 12	高房神社	鴻巣619
絵 画	大 絵 馬	平成3. 12. 6	八幡神社	大古山159
絵 画	絹本着色 愛染明王像	平成13. 8. 8	如意輪寺	上市原942
絵 画	絹本着色 虚空蔵菩薩像	平成13. 8. 8	如意輪寺	上市原942
絵 画	絹本着色 観世音菩薩像	平成13. 8. 8	養福寺	大田町324
彫 刻	木造 観世音菩薩立像	昭和58. 10. 6	観世音菩薩保存会	南友部976
彫 刻	銅造 阿弥陀如来立像	平成13. 8. 8	浄乗寺	平町291
彫 刻	木造 阿弥陀如来立像	平成13. 8. 8	光明寺	平町1939-1
彫 刻	木造 阿弥陀三尊立像	平成13. 8. 8	光明寺	大田町661
彫 刻	木造 阿弥陀如来坐像	平成13. 8. 8	如意輪寺	上市原942
彫 刻	銅造 阿弥陀三尊立像	平成13. 8. 8	教住寺	住吉1183
彫 刻	銅造 阿弥陀三尊立像	平成13. 8. 8	教住寺	住吉1183
彫 刻	木造 僧形(義尊)坐像	平成16. 4. 13	養福寺	大田町324
建 造 物	普 賢 院 本 堂	平成4. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	十 一 面 観 世 音 像	平成4. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木造 十一面観世音像	平成4. 2. 13	普賢院	上郷3137

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
彫 刻	木 造 菩 薩 坐 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 愛 染 明 王 坐 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 如 来 立 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 如 来 立 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 如 意 輪 観 音 坐 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 阿 弥 陀 如 来 坐 像	平成16. 2. 13	茅生、堂山地区 道川 寿	下郷2077-1
彫 刻	木 造 阿 弥 陀 如 来 立 像	平成16. 2. 13	安国寺	上郷1487
彫 刻	木 造 釈 迦 如 来 坐 像	平成16. 2. 13	安国寺	上郷1487
工 芸 品	鱧 口	昭和62. 12. 10	猪瀬宝山	泉915
工 芸 品	銅 造 檜 垣 秋 草 双 雀 鏡	平成16. 2. 13	笠間市教育委員会	下郷4407
考 古 資 料	円 面 硯	昭和60. 10. 15	笠間市教育委員会	下郷4407
考 古 資 料	墨 書 土 器, 雁 股 式 鉄 鏃	平成16. 2. 13	笠間市教育委員会	下郷4407
無 形 民 俗	岩 間 囃 子	平成9. 1. 23	岩間囃子連合保存会 小沼博	下郷4542
天 然	羽 梨 山 神 社 の ス ギ	平成14. 5. 20	羽梨山神社	上郷3161
工 芸 品	宝 篋 印 塔	平成10. 3. 12	飯田親男	小原4236
工 芸 品	五 輪 石 塔	平成10. 3. 12	宍戸清則	平町418-1
古 文 書	宍 戸 文 書	平成10. 3. 12	宍戸清則	橋爪970-3
考 古 資 料	高 寺 第 2 号 墳 出 土 遺 物	昭和54. 7. 14	笠間市	平町29
歴 史 資 料	木 造 金 剛 力 士 像 (附元禄14年修理銘木札2枚)	平成15. 6. 9	養福寺	大田町324
有 形 民 俗	香 取 神 社 の 算 額	平成3. 3. 2	小原香取神社	小原2041
史 跡	高 寺 第 2 号 古 墳	昭和54. 7. 14	廣慶寺	小原2913
史 跡	山 王 塚 古 墳	昭和54. 7. 14	日枝神社	小原1125
史 跡	宍 戸 城 址 土 塁	昭和54. 7. 14	末広稲荷神社	平町192-1
史 跡	諏 訪 山 古 墳	昭和56. 6. 10	川又修一	平町1236
史 跡	一 本 松 古 墳	昭和56. 7. 17	一本松保存会	小原1115
史 跡	諏 訪 古 墳	昭和56. 7. 17	萩野谷建夫	小原396

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
史 跡	小 原 城 本 丸 跡	昭和57. 6. 14	御城稻荷神社	小原2193
史 跡	湯 崎 城 本 郭 跡	昭和59. 3. 6	鈴木兼夫・鈴木政四郎 赤津恵美子	湯崎745ほか
天 然	モ チ ノ キ	昭和55. 8. 5	友部勝正	鴻巣602
天 然	サ ル ス ベ リ	昭和55. 11. 7	深谷すみ	南友部994
天 然	コ ウ ヤ マ キ	昭和55. 11. 7	深谷義雄	南友部955
天 然	イ ロ ハ モ ミ ジ	昭和55. 11. 7	深谷義雄ほか	南友部976
天 然	ケ ヤ キ ( 第 1 号 )	昭和56. 2. 12	小原神社	小原2234
天 然	ケ ヤ キ ( 第 2 号 )	昭和56. 2. 12	小原神社	小原2234
天 然	ケ ヤ キ ( 第 3 号 )	昭和56. 2. 12	小原神社	小原2234
天 然	ス ギ	昭和56. 2. 12	小原神社	小原2234
天 然	フ ジ ・ イ ヌ シ デ	昭和56. 9. 10	香取神社	南友部1736
天 然	唯 信 寺 の シ イ	昭和57. 6. 14	唯信寺	大田町436
天 然	高 房 神 社 の シ イ	平成2. 9. 3	高房神社	鴻巣619

国登録有形文化財

種 別	名 称	原簿登載期日	管 理 者	所 在 地
建 造 物	笠間市立歴史民俗資料館 (旧宍戸町役場庁舎)	平成16. 2. 17	笠間市	平町29

## 第6節 農地農業計画

関係機関
------

産業経済部
-------

### 第1 農地計画

#### 1 老朽ため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応するため、ため池管理者は、早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の揚排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用揚排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修を図るものとする。

#### 2 湖岸堤防工事

池、沼に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修を推進するものとする。

#### 3 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行う。

#### 4 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

#### 5 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

### 第2 農業計画

#### 1 農林業災害対策委員会の設置

市は、災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講じることを目的として、農林業災害対策委員会を設置する。

(1) 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農作物被害による損失に備えて、農業共済加入率の向上、農業制度資金の活用、災害の事後対策の円滑な推進を図る。

#### 2 防災営農体制

災害の発生に備え、茨城中央農業協同組合、笠間地域農業改良普及センターその他関係機関と常時緊密な連絡をとり、防災営農体制の整備に努める。

(1) 低地帯の土地改良を促進し、自然水等の排水対策を実施する。

(2) 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策



に供する。

### 3 防災技術対策

本対策は、災害発生の地域性にかんがみ災害から農作物を保護するため、事前にとるべき方法を定め、もって災害を未然に防止しようとするものである。

災害名	作物名	事項
風害	水稲	1 作付体系 (1) 早、中、晩の組合せ及び短かんの耐病性の強い品種の選定を行う。 2 肥培管理 (1) 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意する。 3 施設 (1) 病虫害防除機具の整備を行う。
	陸稲	1 作付体系 (1) 水稲に同じ。 2 肥培管理 (1) 倒伏防止のため土寄せを行う。 (2) 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意する。 3 施設 (1) 水稲に同じ。
	大豆	1 作付体系 (1) 短かん性品種の選定を行う。 2 肥培管理 (1) 倒伏を防ぐため早めに土寄せを行う。
	いちご	1 防護措置 (1) ビニールハウスには、防風ネット等の設備を設ける。 (2) ハウス内に風が入らないよう密閉する。
	そさい及び ビニールハウス	1 作付体系 (1) 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は台風期を避ける作型とする。 2 肥培管理 (1) 支柱は倒伏しないよう堅固なものをたてる。 3 防護措置 (1) 温床場、ビニールハウス等には防風設備を設ける。 (2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置する。
	たばこ	1 防護措置 (1) ほ地の周囲に防護垣を設置する。(麦稈、稲わら等で防風垣を設置する。又はらい麦等を作付けする。)
	果樹	1 防護措置 (1) 防風垣を設置する。 (2) 成木は各枝を緊縛し、又は支柱をたてること。幼木は支柱をたて直し、又はむしろやこも等で周囲をとりまく。
	飼料作物	1 施設 (1) サイロの整備を行う。 「施設花き」は、風害と「防護措置」暴風設備を設ける。
水害	水稲	1 肥培管理 (1) けいはん、堤等の決壊、危険箇所の補強を行う。 2 施設 (1) 病虫害防除機具の整備を行う。
	陸稲	1 肥培管理

災害名	作物名	事項
		(1) 土砂流出防止策を講ずる。 (2) 冠浸水危険地区では排水路の整備を行う。
	麦	1 作付体系 (1) 土地条件にあった品種の選定を行う。 2 防護措置 (1) 水田麦では明きよ、暗きよの各排水整備を行う。
	大豆	1 肥培管理 (1) 播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くする。 (2) 中耕土寄せは早めに行う。 2 防護措置 (1) 水田大豆では、明きよ、暗きよの各排水整備を行う。
	いちご	1 肥培管理 (1) ハウス回りに排水溝を設置する。 (2) ハウス内に暗きよ排水を施工する。 (3) 高畦ベットとする。 (4) 畦はほ場の高低に併行させて作り、滞水しないようにつとめる。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理 (1) 低湿地は排水溝を設置しておく。 (2) 畦はほ場の高低に併行させて作り、滞水しないようにつとめる。 (3) 水田裏作は高畦栽培とする。
	たばこ	1 肥培管理 (1) 高畦栽培を行う。 (2) ほ場に排水溝を設置する。 (3) 自給飼料（たい厩肥、草木灰）の増施を行う。
	果樹	1 作付体系 (1) 低湿地はできるだけ水湿に強い品種を選ぶ。 2 肥培管理 (1) 傾斜地は土壌の崩壊を防ぐため集排水溝を整備しておく。
	飼料作物	1 肥培管理 (1) 草地の土壌侵蝕防止のため裸地の補播きを行う。 (2) 流耕水路の整備を行う。 (3) 「施設花き」水害「防護措置」排水溝等を設置する。
干害	水稲	1 作付体系 (1) 生育期に応じた計画的な節水栽培を行う。 2 肥培管理 (1) けいはんの漏水防止に努め、揚水機利用等による計画かん水を行う。
	陸稲	1 作付体系 (1) 耐干性品種の選定を行う。 2 肥培管理 (1) 浅く中耕して土壌水分の発散防止に努める。 (2) 大きく草は抜き取らずに刈取り畦間に敷く。 3 防護措置 (1) スプリンクラーの設置を行う。

災害名	作物名	事項
	いちご	1 肥培管理 (1) 基肥は、深層施肥 (2) 追肥は、液肥を用いる。 2 施設 (1) かん水施設を設置する。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理 (1) 基肥は深層施肥を行う。 (2) 乾燥期は敷ワラを励行する。 (3) 敷ワラを行わないものは表層面を軽く中耕する。 (4) 追肥は液肥を用いる。 2 施設 (1) かん水施設を設置する。
	たばこ	1 肥培管理 (1) たい肥を増施し、地力増進と保水力保持に努める。
	果樹	1 肥培管理 (1) 肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努める。 (2) 土壌管理をよくし、根の発育を促進する。 2 施設 (1) かん水施設を設置する。
寒害	麦	1 作付体系 (1) 地域において適品種の選定を行う。 2 肥培管理 (1) 適期播種を行う。 (2) 霜柱害に対する踏圧、行う。
	いちご	1 作付体系 (1) 耐寒性品種を選定する。 2 肥培管理 (1) マルチングをし、地温を上げる。 3 施設 (1) ビニールハウスは、暖房機を設置する。
	そさい及び ビニールハウス	1 作付体系 (1) 耐寒性品種を選定する。 2 肥培管理 (1) マルチングをし、根の保護を行う。 3 施設 (1) ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備する。
	果樹	1 防護措置 (1) 寒風を避けるため防風垣を整備する。
凍霜害 (冷害)	水稲	1 作付体系 (1) 早、中、晩、品種の組合わせを行う。 (2) 出穂期は7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので、品種と植付期の勘案を行う。 2 防護措置 (1) いもち病防除機具の整備を行う。
	麦	1 作付体系

災害名	作物名	事項
		(1) 耐寒性品種の選定を行う。 (2) 適期に播種を行う。 2 肥培管理 (1) 堆肥の増肥を行う。
	いちご	1 肥培管理 (1) かん水設備を活用し低温の緩和を図る。 2 施設 (1) 保温のため、暖房機、燃料を設置しておく。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理 (1) かん水設備を活用し低温の緩和を図る。 2 施設 (1) 保温用としてむしろ、燃料等を整備しておく。
	たばこ	1 肥培管理 (1) 苗の順化处理により健苗の育成に努める。 (2) 生育初期には補植、又は植替えを行うための苗を確保する。 (3) 凍霜害のおそれがあるときは、稲わら等で被覆する。
	果樹	1 作付 (1) 凹地等冷気の停滞し易いところは植付しない。 (2) 防霜管理 晩霜予報に注意して、燃料を準備しておく。

#### 4 干害予防計画

干害発生のおそれがある常習干ばつ地帯に対し、県及び農協関係の協力を得て次の干害恒久対策を施し、干害を未然に防止するものである。

- (1) さく井を行い、用水を確保する。
- (2) ため池の新設及び改修を行う。
- (3) 河川取水をするため、取水路等の整備改修等を行う。
- (4) 取水用ポンプ、ホース等の整備をしておく。

#### 5 資材の確保

##### (1) 防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

##### (2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう茨城中央農業協同組合等を通じて必要量の備蓄を行う。

##### (3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

#### 6 家畜対策

- (1) 低湿地畜舎は、周囲の土盛り排水路の整備を行う。
- (2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。
- (3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

## 第7節 気象業務整備計画

関係機関
------

総務部
-----

水戸地方気象台は、気象災害の予防や交通安全の確保のために、次のような改善を計画している。

### 1 防災気象情報の改善・充実

#### (1) 高潮に関する情報の改善に伴う高潮注意報・警報の見直し

高潮災害や高潮に関する知識の啓発に努めるとともに、予測資料の高度化を図り、高潮に関する情報の改善に努めるため、高潮注意報・警報に数値基準を設け（平成15年3月3日から）、本文に以下の内容を盛り込むこととした。

ア 鹿島港、日立港、大洗港を県内の代表的な港湾として高潮の数値予測を行う。

イ 高潮に注意・警報する時間帯を表現する。

ウ 高潮の程度をわかりやすく表現する。

#### (2) 大雨・洪水に関する注警報の運用改善

ア 平成12年3月からの注意報における細分区域の設定、平成13年6月からの大雨・洪水に関する注意報基準の変更を踏まえ、注意報について区域毎にきめ細かい発表や切替、解除を一層進める。

イ 防災対策（土砂災害等）により効果的に利用できる警報等の発表を行うため、以下の改善を行っている。（平成12年7月1日から）

- ・重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、大雨警報を切替えて、注意警戒文（後述）や本文の中で「過去10年間でもっとも土砂災害の危険性が高まっている」または「平成3年台風第18号以来でもっとも土砂災害の危険性が高まっている」という表現を用いて、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかけている。

- ・警戒を呼びかける範囲は、注意報の細分区域とし、注意警戒文（後述）や本文の中で、例えば「県南、鹿行では、」のように表現する。

#### (3) わかりやすい防災気象注意報—注意報への「注意警戒文」の導入

平成13年4月25日から警報と同時に注意報へ100文字までの「見出し」を導入し、異常気象の発生場所、時刻、予想される災害、災害発生のタイミングなど注意報の要点をコンパクトに明示して発表している。これにより、防災担当者の認識や報道機関を通じた迅速な伝達を図ることができる。

また、水戸地方気象台の発表する防災気象情報には注意報とは別に気象情報がある。この中には防災関係機関における防災体制の確立や防災活動に利用しやすいように、数日後に災害発生が予想される場合に発表する予告的な気象情報と警報を補完する気象情報がある。また、現場の防災担当者が気象状況を理解できるよう、わかりやすく見やすい図形式の情報も合わせて発表している。

### 2 防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進

(1) 様々な機会を通じ、市民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。

(2) 市など防災機関が主催する講演会等へ講師を派遣し、防災気象情報の種類・内容などについて

周知徹底し、利用を促進する。

- (3) 報道機関における防災気象情報の迅速な伝達を徹底するため、注意報の内容や運用に関わる事項について意見交換を行い、理解の促進に努める。
- (4) 台風の接近などの甚大な災害をもたらす場合に防災機関や報道機関を対象に説明会等を開催し、災害の予防に寄与する。
- (5) 大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合には関係機関等と現地調査を実施し、適宜調査結果を公表する。

### 3 防災知識・災害に関わる気象の普及や広報

- (1) 市民への防災知識や災害に関わる気象についての理解の促進、啓蒙を図る。
- (2) 気象教室や防災気象講演会等を広く開催する。また、防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師を派遣する。
- (3) 水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページの一層の充実を図り、インターネットを活用した情報提供、知識の普及、広報を行う。
- (4) 県や市が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を行う。

### 4 茨城県の危機管理体制への協力

- (1) 危機管理に係る各種会議に積極的に出席、参加する。
- (2) 各関係機関が実施する災害時に備えた防災訓練、水防訓練等に積極的に参加する。
- (3) 災害の発生状況により情報提供を行う。また、要請に応じ専門家の派遣等を適宜行う。

## 第8節 情報通信設備等の整備計画

関係機関
------

各課共通
------

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

### 1 情報通信設備の整備

#### (1) 県防災情報ネットワークシステム

本市には県からの防災に関する情報の収集及び県への通報のため県防災情報ネットワークシステムが設置されており、災害発生時に十分活用できるよう随時保守点検を行い、故障等の事前防止に努めるものとする。

#### (2) 市防災行政無線

市内全域に配備した市防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。随時保守点検を行い故障等の事前防止に努めるものとする。

#### (3) 消防無線

広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、消防機関は消防無線の整備に努めるものとする。

#### (4) 防災関係機関の情報通信設備

防災関係機関が整備している専用通信設備としては、N T Tの孤立防止用無線や東京電力㈱の防災相互通信用無線等があり、関係者は設置場所、利用方法等について把握しておくものとする。

#### (5) 公共ネットワーク

市内の公共施設と国・県からの防災に関する情報通信網として、公共ネットワークを活用する。

#### (6) 情報通信設備の災害時の機能確保

災害時の停電に備え、通信設備の機能確保に努めるものとする。

##### ア 衛星携帯電話

災害発生時の通信手段として、衛星携帯電話を活用する。電話が繋がりにくい時や、停電時に使用するものとする。

##### イ バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにするものとする。

##### ウ 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

### 2 緊急連絡

災害発生時における緊急電話の指定は下記のとおりとする。

笠間市消防本部	0296-72-0859 0296-73-0119
笠間市役所	総務課：0296-77-1101

### 3 関係機関との連絡方法

災害時における関係機関との連絡方法は次のとおりである。

市 ↔ 消防署	電話・消防無線・使送
市 ↔ 警察	電話
市 ↔ 消防団	電話・防災行政無線
市 → 市民	電話・広報車・防災行政無線
消防署 → 消防団	電話・消防無線（受令機のみ）
市 ↔ 市内公共施設 ↔ 市民	インターネット（公共ネットワーク）
市 ↔ 国、県	インターネット（公共ネットワーク）

（注）市と消防署は消防無線でつながれている。

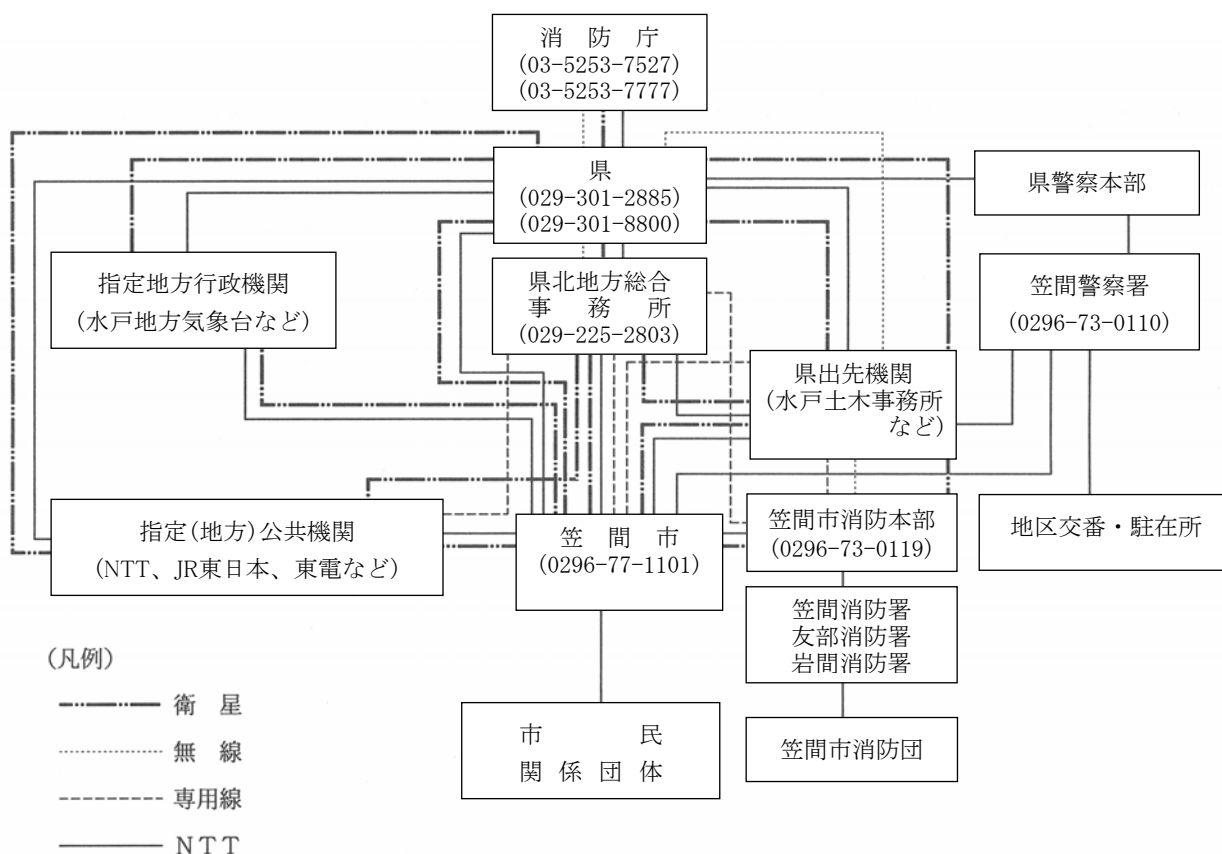
### 4 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害による通信の途絶に備え、災害時におけるアマチュア無線ボランティアの支援の検討を図るものとする。

### 5 通信連絡系統図の作成

関係機関との連絡のため通信連絡系統図を作成し、関係先、利用できる通信施設（有線、無線）が一目瞭然に分かるものとする。

通信連絡系統図





## 第9節 災害用資材、機材等の点検整備計画

関係機関
------

各課共通
------

災害時における災害応急対策に必要な資機材等が、直ちにその機能を有効、適切に発揮できるよう、平素から点検整備に努めるものとする。

また、資機材の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、確認しておくものとする。

### 1 水防・消防等の備蓄資機材の整備

災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるものとする。

### 2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備については、本編2第2章第17節「医療・助産計画」の定めるところによる。

### 3 備蓄食糧・衣料及び生活必需品等の整備

これらについては、本編2第3章第12節「食糧供給計画」及び第13節「衣料・生活必需品等供給計画」の定めるところにより整備の推進を図るものとするが、また自らの身の安全は自らが守るという防災の原則に基づき、各家庭に対しても災害に備えるよう啓発するものとする。

## 第10節 火災予防計画

関係機関
総務部 消防本部 消防団

この計画は、消防組織の整備、消防施設の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全を期するものとする。

### 1 消防組織の充実、強化

#### (1) 消防本部

笠間市消防本部は、総務課、予防課、警防課、通信指令課の4課と、笠間消防署、友部消防署、岩間消防署において、総職員数132名となっている。

#### (2) 消防団

消防団については、平成19年4月現在で分団数46個分団、団員802人で編成されている。

消防団は、単に消火活動を行うのみならず、各地区において火災予防についても住民指導や巡回広報等を実施し、風水害や地震等の各種災害の防ぎよ活動にあたるほか、遭難者の捜索救助や各種警戒などを行っている。

#### (3) 自主防災組織

市民自ら守るという防火意識を高揚し、自主防災組織の育成を図るものとする。自主防災組織においては消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

### 2 消防施設等の整備、強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図るものとする。市内の消防水利の現況は、次のとおりである。

(平成19年4月1日現在)

設置数	消防水利に適合する水利					基準外	
	防火水槽	消火栓	小計	その他プール	開発行為の私設防火水槽	貯水槽	消火栓
2, 355	635	642	1, 277	25	168	331	554

### 3 火災予防対策の徹底

#### (1) 建築同意制度の推進

市は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

#### (2) 防火管理者の育成、指導

市は、学校、工場、商店等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対

し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努めるものとする。

(3) 予防査察の強化指導

市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

市は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者について、これらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底

市は、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布等を実施し、市民の防火思想の普及徹底を図るものとする。

4 消防計画の作成と指導強化

市は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、各消防署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう修正するよう努めるものとする。

(1) 消防力等の整備

(2) 防災のための調査

(3) 防災教育訓練

(4) 災害予防・警戒及び防ぎよ

(5) 災害時の避難、救助及び救急

(6) その他災害対策

5 消防団員の教育訓練

市は、消防団員の県立消防学校及び消防大学校への派遣等を行い、消防の責務を正しく認識させ、技能の修得と体力、気力の錬成に努め、さらに規律の保持及び協同精神の醸成を図り、消防活動諸般の要求に対応できる人材を養成する。また、一般教育訓練の計画を立て、実施するものとする。

6 消防地理及び消防水利等の調査並びに資機材の点検

(1) 火災が発生した場合に適切な防ぎよ活動が実施できるよう次の事項について調査しておくものとする。

ア 消防地理

(ア) 地形、地物

(イ) 道路、橋梁

(ウ) 河川、水路

(エ) 避難場所

(オ) その他防ぎよ上注意を要する箇所

イ 消防水利

(7) 消火栓

(イ) 防火水槽

(ウ) 河川水

(エ) 池水

(オ) プール

(カ) その他、消防水利として利用できるもの

(2) 資機材の点検

ア 通常点検

各分団は定期的に消防機械機具の点検、手入れ及び水利の点検等を行う。

イ 点検報告

各部の異常の有無を点検し、異常が生じた場合は、その旨を団長若しくは副団長に報告することとする。

7 火災原因調査

市は、火災予防対策を推進するため、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

## 第11節 防災知識の普及計画

関係機関
------

総務部 教育委員会 消防本部
----------------------

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は防災教育活動を推進するものとする。

また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

### 1 市民向けの防災教育

#### (1) 普及すべき防災知識の内容

市民の防災意識の高揚を図るため、学校教育、社会教育を通じて、あらゆる広報媒体により主に次の防災知識の普及徹底を図る。

ア 風水害時の危険性

イ 家庭での予防・安全対策

ウ 注意報・警報実施時にとるべき行動

エ 避難所での行動

オ 早期避難の重要性と避難所及び避難路

カ 災害に対する平素の心得

(ア) 住宅の点検

(イ) 火災の防止

(ウ) 応急救護

(エ) 3日分の食糧・飲料水の備蓄

(オ) 非常持ち出し袋等の設置

(カ) 避難地、避難路の確認、連絡方法

キ 災害時の心得

(ア) 情報の入手

(イ) 家屋等の補修

(ウ) 出火防止及び初期消火

(エ) 避難の方法、時期

(オ) その他災害に応じた措置

ク その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報

#### (2) 防災に関する広報及び普及方法

次の方法により防災知識の普及を図る。

ア 市の広報「かさま」への防災知識等の掲載

イ 公民館活動の場を通じた講習会、映画会等の開催

ウ パンフレット、ポスター、チラシ等の利用及び防災ビデオ等の貸出

エ 避難場所での行動

オ 広報車による広報

## 2 児童生徒等に対する防災教育

### (1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 学校行事に防災訓練を実施し、初期消火、避難方法等について習得させる。

イ 防災施設、防災関係の催し等の見学及び起震車の体験学習等を行い、災害に対する平素の心得及び災害時の措置等について指導する。

ウ パンフレットの配布、ポスターの掲示、映画、ビデオ等の貸出し上映等により普及を行うとともに、防災に関する図画、作文を募集するなど意識啓発に努める。

### (2) 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

## 3 災害時要援護者に対する啓発

(1) 社会福祉施設等において、災害に関する知識の普及及び避難方法等の周知を図る。

(2) 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼び掛け、避難の方法等について周知を行う。

(3) 日常の心得や災害時の避難方法等の防災知識の普及に努める。

## 4 市職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、講習会、研修会等の実施を推進し、防災教育の普及徹底を図る。

## 5 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

### (1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

### (2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

## 第12節 防災訓練計画

関係機関
------

各課共通
------

市、消防機関及び多数の者を収容する施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生が予想される場合に、迅速かつ的確に応急対策を実施し、市民の生命、身体及び財産が守れるよう本計画に基づき定期的又は随時防災訓練を実施するとともに、必要な教育を行うものとする。なお、訓練には災害時要援護者の積極的な参加を図り、より実践的な訓練となるよう計画を立てるものとする。

### 1 総合防災訓練

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、災害時要援護者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

#### (1) 訓練項目

- ア 災害対策本部の設置・運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物除去
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による災害情報収集伝達

その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

### 2 個別訓練の種類及び方法

#### (1) 消防訓練

火災多発期前、及び訓練効果のある時期を選んで、消防機関の出動、近隣市町村の応援、避難立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報、情報等を織り込んだ訓練を実施する。

#### (2) 水防訓練

雨期や台風期前、及び訓練効果のある時期を選んで、消防機関及び市民の動員、警戒、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測、救出避難、広報等を織り込んだ訓練を実施する。

#### (3) 避難訓練

##### ア 市による避難訓練

災害時における避難勧告及び立退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

##### イ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施

設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(4) 避難等救助訓練

ア 消防訓練、水防訓練等と合せて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等を織り込んだ訓練を実施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、孤立者、負傷者、弱者の救助、救出等に重点を置いた訓練を実施する。

イ 各学校、幼稚園、保育所等は、各種の災害を予想し、災害に応じた避難訓練等を年に1回以上実施し、児童生徒等の安全を図る。

(5) 非常参集訓練

職員の勤務時間外の発生を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡等活動体制の訓練を実施する。

(6) 通信訓練

防災関係機関、非常通信協議会等の協力を得て、随時又は他の訓練と併せて、通信手続について円滑な遂行を図るため動員、救援要請、情報の収集・伝達、報告等について訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所と協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の防災行動を継続的に実施していくよう努めるものとする。



## 第13節 防災組織等の活動体制整備計画

関係機関
------

総務部 消防本部
-------------

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

### 1 自主防災組織の育成・連携

#### (1) 自主防災組織の整備

##### ア 設置推進機関

災対法第5条第2項の規定に基づき、市が推進するものとする。なお、防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに市の推進活動に積極的に協力するものとする。

##### イ 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

##### ウ 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して地域住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

(ア) 地域住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

(イ) 地理的状況・生活環境等からみて、市民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

##### エ 自主防災組織の組織づくり

地域住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、地域コミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを基本として推進するものとする。

例としては、自主防災組織の内容、各班の平常時又は非常時の役割について別表のようなものが考えられる。なお、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成するものとする。

なお、地域の実情とは、次の事項等が考えられる。

(ア) 自然的条件（地形、地質）

(イ) 年齢別、職業別人口構成

(ウ) 通勤者数、在宅者数

(エ) 病人、高齢者、乳幼児、児童生徒等などの数

(オ) 消防施設（防火水槽、消防ポンプ、消火器）

(カ) 避難地、避難路

(キ) 危険箇所（ブロック塀、老朽家屋、危険物施設等）

(ク) 医療施設

オ 自主防災組織の備蓄

地域住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、地域コミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを基本として推進するものとする。

(ア) 初期消火用資器材の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備え、また防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進し、初期消火力の向上に努める。

(イ) 救出資器材の備蓄

自主防災組織は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資器材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達体制の確立を推進する。また、市はこうした地域の取組みを支援する。

(2) 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(4) リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 事業所防災体制の強化

(1) 自主防災組織の設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

ア 旅館、学校など多数の者が利用する施設

イ 危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所

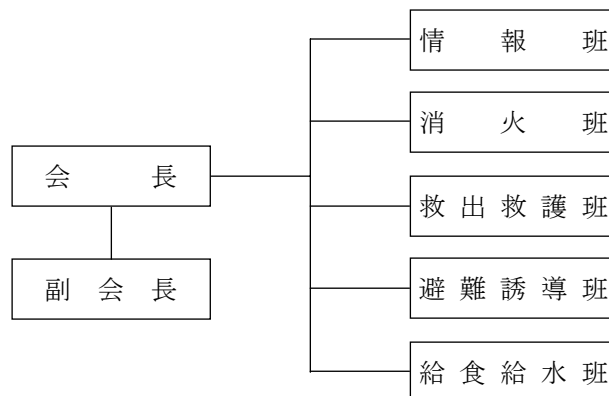
ウ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設。ただし、法令により防火管理者等を置き消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備するものとする。

(2) 防災担当者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災担当者とすることができるものとする。

## 別表

### 1 自主防災組織の内容（例）



### 2 平常時又は非常時の役割（例）

	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、情報伝達収集訓練	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、災害時要援護者の把握	避難場所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、災害時要援護者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊出し実施、配水及び救援物資の配分の協力

### 3 ボランティア団体の育成・連携

#### (1) 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するために、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を総務課に設置する。災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口は、笠間市社会福祉協議会が設置するが、市は、笠間市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動が円滑に行われるよう積極的に支援する。

#### (2) 受入れ窓口の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、「受入れ窓口」の円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

#### (3) 一般ボランティアの養成・登録

##### ア コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようボランティアコーディネートシステムをあらかじめ調整し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

##### (ア) 派遣先、派遣人数、活動内容等のボランティアの調整

##### (イ) (ア)に基づくボランティアの派遣

##### (ウ) ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

##### イ ボランティアリーダーの養成

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

##### ウ ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連携調整等を円滑に行なうコーディネーターを養成するために、平常時から市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

##### エ 一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

#### (4) 災害救援ボランティアの種類と対応

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している人々	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（保健師、土木・建築技術者等）	国、県などの動向も踏まえながら、今後震災ボランティアの登録制度を検討していく。
	(2) 応急危険度判定士	震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	震災後、市内外から駆けつけるボランティア希望者	(1) 市は、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (2) 市は、ボランティアと相互に情報交換を行い、活動拠点、事務用品等を給与する。

(5) 一般ボランティア団体のネットワーク

平常時から市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を推進している団体とのネットワークの構築を進め、災害時における協力体制を整備する。

(6) 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次の業務である。なお、ボランティアは、市、関係機関及び住民団体と連携し、よりきめ細やかなサービスを広範囲にわたって提供するものとする。

避難所設置前	避難所設置後
市との連携の下、避難所の設置の手伝いや被災者の安否確認	避難所 ⇒ 水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、避難者の世話等
	在宅 ⇒ 市の行う高齢者・身体障害者等の安否確認・介護等への協力、在宅者への食事・飲料水の提供、移送サービス、家屋の片づけ等
	集積場所 ⇒ 救援物資の搬出入（仕分け・配布・配達等）

(7) 一般ボランティアの活動環境の整備

市及び笠間市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対してボランティア活動の普及・啓発を図るものとする。また、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時の重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧被害策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

## 第14節 災害時要援護者支援計画

関係機関
------

総務部
福祉部
保健衛生部
消防本部

### 1 計画の方針

近年の災害では、災害時要援護者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市、県及び災害時要援護者を入所させる災害時要援護者関連施設は風水害等から災害時要援護者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、災害時要援護者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

### 2 災害時要援護者関連施設の安全体制の確保

#### (1) 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、災害時要援護者関連施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

#### (2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の災害時要援護者関連施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。

#### (3) 社会福祉施設等の安全対策

##### ア 社会福祉施設対策

(7) 自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（老人ホーム等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

(4) 夜間及び休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとることとする。特に、老人ホーム等については、管理宿直員を配置するよう指導していく。

##### イ 病院・診療所に入院している者に対する対策

(7) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

- (イ) 避難器具の設置場所と使用方法を患者及び職員に周知する。
- (ロ) 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所など避難・誘導、搬送が容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
- (エ) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

#### (4) 防災設備等の整備

ア 老朽程度が著しくなった社会福祉施設等の施設管理者は、耐震化、不燃化構造による改築等施設の点検・整備を行う。

イ 施設管理者は、防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備の充実を図る。

#### (5) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、災害時要援護者の避難所ともなる災害時要援護者関連施設に対し、防災資機材等の備蓄や食糧等の備蓄を促進する。

#### (6) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

### 3 在宅災害時要援護者の救援体制の確保

#### (1) 災害時要援護者の状況把握

市は、民生委員・児童委員、住民団体、ボランティア団体等の協力を得て、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び要援護者の状況把握に努めるものとする。

#### (2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

また、市は、災害時における独り暮らし高齢者等の安全確保を図るため、独り暮らし高齢者に対しペンダント式等の緊急通報システムを導入しているが、なお一層の整備・拡充の促進を図るものとする。

#### (3) 相互協力体制の整備

市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの住宅ケアチームやボランティア団体などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に市は、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難計画を策定するとともに、市民に対し避難所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。

#### (4) 救出・救護体制の整備

災害時においては、災害の同時多発により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、独り暮らしの高齢者等災害要援護者に対し、区長会等を中心とした市民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制を確立していく。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などの協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時における的確な対応能力を高めるため災害時要援護者の防災行動マニュアルの策定など、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かい防災に関する知識の普及・啓発を図る。

(6) 乳幼児に対する安全対策

災害時における保育所（園）・幼稚園児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、施設長等に対して計画的な訓練等の実施を指導する。

4 外国人等に対する防災対策の充実

地震に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人、また地理に不案内な観光客に対しては、以下のように、平常時から人数及び所在の把握に努めるとともに、多様な言語及び手段、経路を通じての基礎的防災情報（広報紙、防災マップ等）の提供等により防災知識の普及を図る。

また、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など整備を図るものとする。

なお、観光客の安全対策を推進するため、あらかじめ関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制の確立を推進するものとする。

(1) 外国人の所在の把握

市は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) ライフラインカードの携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先などを記載するライフラインカードを配布し、外国人にその作成をすすめるとともに、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

市は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

ア 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示と



デザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

#### イ 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

#### ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

#### エ 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

## 第15節 防災事業計画

関係機関
------

総務部
消防本部

この計画は、平成18年度までに整備済事業及び平成19年度からの整備すべき施設等を次のように定めるものである。

### 平成18年度までの整備済み事業

- ・ 防火水槽設置 809基
- ・ 消火栓設置 1,196基
- ・ 茨城県防災情報システム設置（平成10年度整備）
- ・ 防災行政無線 笠間地区（平成11、12年度整備）
  - 屋外子局 84基
  - 戸別受信機 896台
- ・ 防災行政無線 友部地区（平成元年度整備）
  - 屋外子局 83基
  - 戸別受信機 120台
- ・ 防災行政無線 岩間地区（平成7年度整備）
  - 屋外子局 9基
  - 戸別受信機 4,300台
  
- ・ 自主防災組織設立 12組織

### 平成19年度

- ・ 新笠間市地域防災計画策定
- ・ 防災アセスメント実施

### 平成20年度～

- ・ 避難誘導サイン設置
- ・ 備蓄倉庫の整備
- ・ 防災訓練の実施

風水害等対策計画編

2 風水害対策計画

第2章 災害応急対策



## 目 次

第1節	組織計画.....	65
第2節	動員計画.....	73
第3節	気象情報等計画.....	76
第4節	災害情報の収集・伝達計画.....	80
第5節	通信計画.....	87
第6節	広報計画.....	93
第7節	消防活動計画.....	96
第8節	水防計画.....	104
第9節	災害警備計画.....	110
第10節	交通計画.....	111
第11節	避難計画.....	115
第12節	食糧供給計画.....	124
第13節	衣料・生活必需品等供給計画.....	127
第14節	給水計画.....	129
第15節	災害時要援護者安全確保対策計画.....	133
第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画.....	136
第17節	医療・助産計画.....	139
第18節	防疫計画.....	146
第19節	清掃計画.....	149
第20節	死体の捜索及び処理埋葬計画.....	151
第21節	障害物の除去計画.....	154
第22節	輸送計画.....	155
第23節	労務計画.....	161
第24節	文教対策計画.....	162
第25節	自衛隊に対する災害派遣要請計画.....	164
第26節	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画.....	171
第27節	農地農業計画.....	174
第28節	防災ヘリコプター要請計画.....	178
第29節	救出計画.....	183
第30節	土砂災害応急対策計画.....	185
第31節	災害救助法適用計画.....	187



## 第2章 災害応急対策

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、それぞれの防災関係機関が、その全機能を発揮してその発生を防ぎよし、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するために行うべき措置について定めるものとする。

### 第1節 組織計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害対策本部の災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 2 災害時における各課職員の担当事務の周知 3 災害対策本部の設置場所 ⇒ 市役所庁舎内	各部・室共通

#### 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に対処するため、市の災害対策組織体制を明らかにし、防災行政の総合的な運営及び災害応急対策の的確な遂行を図るものとする。

#### 2 災害発生初期の措置

総務部長は、あらかじめ定める事務分担に基づき、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する気象情報の収集
- (2) 被害状況の把握
- (3) 把握した災害情報を整理し速やかに市長に報告及び関係機関への連絡をすること。

#### 3 災害対策本部の設置基準

笠間市災害対策本部は、次のような場合で市長が必要と認めたとき、笠間市災害対策本部条例（平成18年条例第18号）に基づき市役所庁舎内に設置する。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雨、大雨、洪水等の注意報又は警報が発令されたとき
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

#### 4 災害対策本部の設置及び閉鎖の通知

- (1) 災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知、公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所庁舎正面玄関に掲示する。なお、閉鎖した場合についてもこれに準じて行うものとする。
- (2) 災害対策本部は、次の場合に閉鎖する。
  - ア 予想された災害の危険が解消したとき
  - イ 災害応急対策が概ね完了したとき
  - ウ 本部長が適当と認めたとき

#### 5 災害対策本部の体制と配備

体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

(1) 警戒体制

気象注意報が発令され、災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により本部長が警戒を要すると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制

(2) 緊急体制

事態が切迫し、若しくは災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合又はその他の状況により本部長が必要であると認めたとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制

(3) 非常体制

災害が拡大し、緊急体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき、本部の全力をもって対処する体制

6 災害対策本部の組織と編成

(1) 本部の設置に関する指示及び伝達

ア 総務部長は、本部設置及び活動体制について市長の命を受けたときは、副本部長に連絡するとともに、総務課長に指示するものとする。

イ 総務課長は、各部長に連絡するとともに、総務課員に指示し、本部開設に必要な職員の動員等を行うものとする。

(2) 本部の編成

災害対策本部には部、班を設け、部には部長、班には班長を置く。

ア 本部を設置した場合は、本部長、副本部長は、直ちに指揮監督にあたる。

イ 部長は、本部長の命を受け、班の事務を管理し、所属部員を指揮監督する。班員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(3) 本部会議

ア 本部長、副本部長、教育長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況その他必要な事項について、随時、本部会議に報告するものとする。

(ア) 災害救助法に関すること。

(イ) 本部の活動体制に関すること。

(ウ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(エ) 応援要請に関すること。

(オ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(カ) 災害広報に関すること。

(キ) 県に対する要望に関すること。

(ク) 災害対策本部の廃止に関すること。

(ケ) その他重要な事項に関すること。

イ 招集

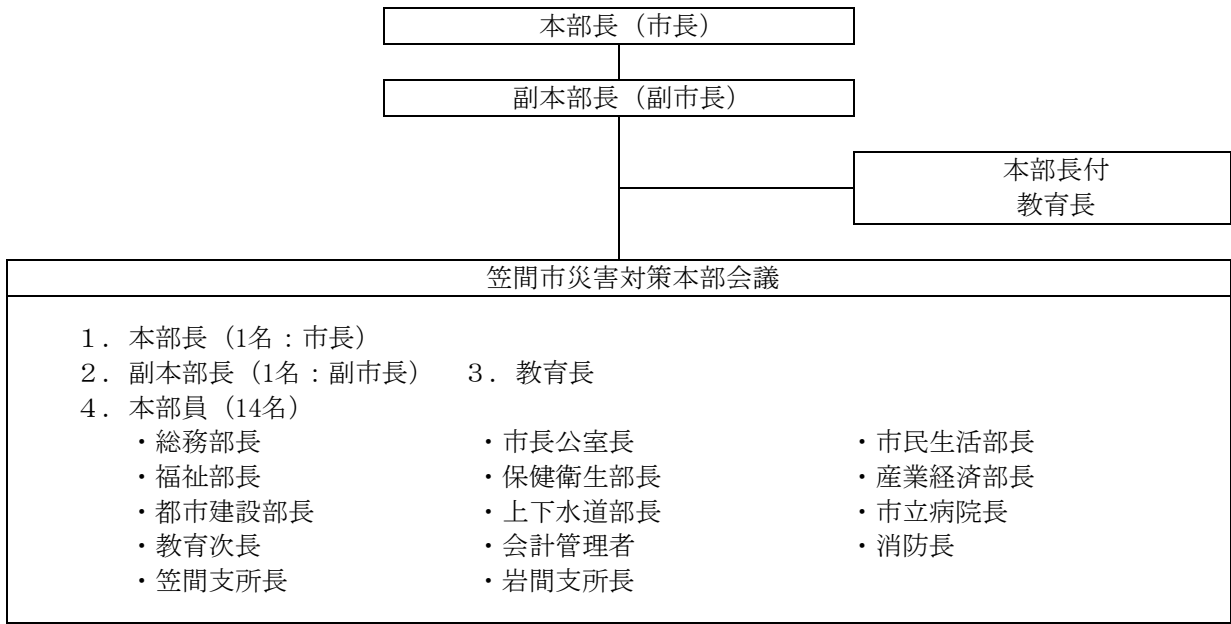
本部長が必要の都度招集する。なお、招集の伝達は、庁内放送又は各部連絡員を通じて行う。

(4) 災害対策本部組織図及び分掌事務

災害対策本部の組織図及び分掌事務は、次ページのとおりである。



笠間市災害対策本部会議



笠間市災害対策本部組織図



<p>福祉部 (部長：福祉部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉課</li> <li>・ 高齢福祉課</li> <li>・ 子ども福祉課</li> </ul>	<p>福祉班</p> <p>社会福祉課、高齢福祉課、子ども福祉課</p>
<p>保健衛生部 (部長：保健衛生部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険年金課</li> <li>・ 健康増進課</li> <li>(笠間・岩間保健センター含む)</li> </ul>	<p>避難誘導班</p> <p>保険年金課</p> <p>救護・防疫班</p> <p>健康増進課、各保健センター</p>
<p>経済部 (部長：産業経済部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農政課</li> <li>・ 農村整備課</li> <li>・ 商工観光課</li> <li>・ 農業委員会</li> </ul>	<p>産業班</p> <p>農政課、農村整備課</p> <p>産業協力班</p> <p>農業委員会事務局</p> <p>商工観光班</p> <p>商工観光課</p>
<p>建設部 (部長：都市建設部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市建設課</li> <li>・ 道路整備課</li> <li>・ 都市計画課</li> </ul>	<p>建設班</p> <p>都市建設課、道路整備課</p> <p>都市施設班</p> <p>都市計画課</p>
<p>上下水道部 (部長：上下水道部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道課</li> <li>・ 下水道課</li> </ul>	<p>上水道班</p> <p>水道課</p> <p>下水道班</p> <p>下水道課</p>
<p>医療部 (部長：笠間市立病院長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笠間市立病院</li> </ul>	<p>医療班</p> <p>笠間市立病院</p>
<p>教育部 (部長：教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学務課</li> <li>・ 生涯学習課</li> <li>・ スポーツ振興課</li> </ul>	<p>学務班</p> <p>学務課</p> <p>社会施設班</p> <p>生涯学習課、スポーツ振興課</p>
<p>会計部 (部長：会計管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計課</li> </ul>	<p>会計班</p> <p>会計課</p>
<p>消防部 (部長：消防長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部</li> <li>・ 笠間、友部、岩間消防署</li> <li>・ 各地区消防団</li> </ul>	<p>消防班</p> <p>総務課、予防課、警防課、通信指令課、笠間消防署、友部消防署、岩間消防署、笠間地区消防団、友部地区消防団、岩間地区消防団</p>
<p>地域対策部 (部長：笠間支所長兼地域総務課長、岩間支所長兼地域総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笠間支所</li> <li>・ 岩間支所</li> </ul>	<p>笠間地区対策班</p> <p>笠間支所</p> <p>岩間地区対策班</p> <p>岩間支所</p>

各部・班の編成及び分掌事務

	任 務
本 部 長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

部名（部長）	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
総務部 (総務部長)	本部班 [総務課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営、庶務に関すること。</li> <li>2 防災会議に関すること。</li> <li>3 本部会議に関すること。</li> <li>4 本部事務局に関すること。</li> <li>5 本部員の動員に関すること。</li> <li>6 各班所管の避難所開設の指示に関すること。</li> <li>7 各班の動員、連絡調整に関すること。</li> <li>8 災害救助法適用の協議に関すること。</li> <li>9 県、消防、警察、自衛隊、隣接市町等に対する応援出動（派遣）の要請に関すること。</li> <li>10 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関すること。</li> <li>11 他市町村との連絡調整に関すること。</li> <li>12 交通関係について警察との連絡調整に関すること。</li> <li>13 災害警備に関すること。</li> <li>14 配車計画及び車両確保の総括に関すること。</li> <li>15 安否確認、捜索、救助の総括に関すること。</li> <li>16 水防活動の総括に関すること。</li> <li>17 市民の避難勧告及び指示に関すること。</li> <li>18 電話並びに防災行政無線等の送受信に関すること。</li> <li>19 災害時のアマチュア無線に関すること。</li> <li>20 備蓄物資の総括に関すること。</li> <li>21 応急対策実施状況の総括、取りまとめに関すること。</li> <li>22 激甚災害指定手続きに関すること。</li> <li>23 危険物施設等の応急対策、復旧に関すること。</li> <li>24 緊急輸送に関すること。</li> <li>25 ボランティアの受入れ、ボランティアセンター本部の設置・運営に関すること。</li> <li>26 復興計画に関すること。</li> <li>27 県、国等の災害地視察に関すること。</li> <li>28 国等への要望及び関係資料の作成に関すること。</li> <li>29 他班に属さない事項に関すること。</li> </ol>
	財政班 [財政課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な財政措置に関すること。</li> <li>2 公用負担などによる損失補償、弁償等に関すること。</li> <li>3 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。</li> <li>4 災害対策のための労働力の確保に関すること。</li> <li>5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。</li> </ol>
	物資調達班 [財政課契約検査室] [監査委員事務局]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食糧、救援物資の必要数量調査に関すること。</li> <li>2 災害対策に必要な物品の調達に関すること。</li> <li>3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。</li> </ol>
	管財班 [管財課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の保全及び被害調査及び復旧対策に関すること。</li> <li>2 人員、物資搬送用車輛の調達及び手配に関すること。</li> <li>3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関すること。</li> </ol>
	税務班 [税務課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。</li> <li>2 被災地籍の調査に関すること。</li> </ol>

部名 (部長)	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
	[納税課]	3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
	議会班 [議会事務局]	1 議員の被災地視察に関する事。 2 市議会との連絡調整に関する事。 3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
広報部 (市長公室長)	動員班 [秘書課] [職員課] [行革推進課]	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 3 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関する事。 4 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関する事。 5 災害広報及び公聴に関する事。 6 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
	記録班 [企画政策課] [情報政策課]	1 報道関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害記録写真の撮影収集及び災害記録に関する事。 3 災害対策時の情報システム管理に関する事。 4 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
市民生活部 (市民生活部長)	住民班 [市民活動課] [市民課]	1 被災家屋（土地）及び居住者の調査及び報告に関する事。 2 り災者名簿の作成等一般り災者の被害状況の取りまとめに関する事。 3 り災証明の発行に関する事。 4 被災者相談窓口設置に関する事。 5 市民及び外国人の安否情報に関する事。 6 不明者の身元確認に関する事。 7 被災者に対する国民健康保険被保険者証の再交付、国民年金等の免除等に関する事。 8 埋火葬の許可及び火葬場に関する事。 9 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
	環境班 [環境保全課]	1 災害による廃棄物処理対策に関する事。 2 被災地のゴミ、し尿の収集処理等公衆衛生に関する事。 3 井戸水の水質検査及び消毒に関する事。 4 被災家屋の消毒に関する事。 5 仮設トイレの調達・設置に関する事。 6 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関する事。 7 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関する事。 8 避難所の衛生等に関する事。 9 死亡獣畜の処理に関する事。 10 その他応急衛生対策に関する事。 11 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。
福祉部 (福祉部長)	福祉班 [社会福祉課] [高齢福祉課] [子ども福祉課]	1 被災者を収容する避難所の設置に関する事。 2 救援物資の受付・管理・配分及び避難所に対する応急炊出しに関する事。 3 災害救助法の事務に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 行方不明者の捜索に関する事。 6 死体の収容及び処理に関する事。 7 災害援護資金の融資及び災害弔慰金の支給に関する事。 8 保育児童の避難誘導に関する事。 9 災害時の保育対策に関する事。 10 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事。 11 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。

部名（部長）	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
保健衛生部 (保健衛生部長)	避難誘導班 [保険年金課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所への避難誘導に関する事。</li> <li>2 避難所の運営及び報告に関する事。</li> <li>3 避難所の食糧及び救援物資の配分に関する事。</li> <li>4 救護所の設営及び連絡調整に関する事。</li> <li>5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</li> </ol>
	救護・防疫班 [健康増進課] [各保健センター]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。</li> <li>2 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>3 救護・防疫班の編成及び出動に関する事。</li> <li>4 伝染病予防防護活動に関する事。</li> <li>5 被災地の防疫活動に関する事。</li> <li>6 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>7 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</li> </ol>
経済部 (産業経済部長)	産業班 [農政課] [農村整備課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生鮮野菜、米穀等の調達に関する事。</li> <li>2 農産物、畜産関係の災害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>3 家畜、家きんの飼料供給に関する事。</li> <li>4 家畜感染症の予防及び防疫に関する事。</li> <li>5 農業関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 農耕地、農業用施設の災害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>7 林業関係の災害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>8 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</li> </ol>
	産業協力班 [農業委員会]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業班の協力に関する事。</li> <li>2 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</li> </ol>
	商工観光班 [商工観光課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光関係の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。</li> <li>2 衣料、生活必需品等の調達及び避難所等への配分に関する事。</li> <li>3 物資の流通促進に関する事。</li> <li>4 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関する事。</li> <li>5 被災商工観光業者に対する融資に関する事。</li> <li>6 災害に関連した失業者の対策に関する事。</li> <li>7 その他応急商工観光対策に関する事。</li> <li>8 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</li> </ol>
建設部 (都市建設部長)	建設班 [都市建設課] [道路整備課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、水路等公共土木施設の災害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>2 河川の災害調査及び対策の連絡に関する事。</li> <li>3 道路障害物の除去に関する事。</li> <li>4 土木建設業者との連絡及び協力要請等に関する事。</li> <li>5 土木資機材の調達に関する事。</li> <li>6 応急仮設住宅の設置に関する事。</li> <li>7 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。</li> </ol>
	都市施設班 [都市計画課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園等主管施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事。</li> <li>2 応急危険度判定に関する事。</li> <li>3 住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関する事。</li> <li>4 公営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関する事。</li> <li>5 市有建築物の応急修理に関する事。</li> <li>6 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。</li> </ol>
上下水道部 (上下水道部長)	上水道班 [水道課]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事。</li> <li>2 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関する事。</li> <li>3 給水不能地帯の調査及び給水タンク車による給水に関する事。</li> </ol>

部名 (部長)	班名 [担当課名]	分 掌 事 務
		と。 4 飲料水の水源の確保に関する事。 5 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
	下水道班 [下水道課]	1 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 2 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
医療部 (笠間市立病院 長)	医療班 [笠間市立病院]	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 2 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事。 3 被災者の医療、救護に関する事。 4 医療機関との連絡調整に関する事。 5 医療資機材及び医療品の調達に関する事。 6 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
教育部 (教育次長)	学務班 [学務課]	1 児童生徒の避難誘導及び救護に関する事。 2 学校施設の災害調査及び復旧対策に関する事。 3 学校関係の防疫に関する事。 4 児童生徒に対する教科書、学用品等の調達及び支給に関する事。 5 学校給食施設の災害調査及び復旧対策並びに給食対策に関する事。 6 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営に関する事。 7 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
	社会施設班 [生涯学習課] [スポーツ振興課]	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。 2 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事。 3 文化財の災害調査及び復旧対策に関する事。 4 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営に関する事。 5 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
会計部 (会計管理者)	会計班 [会計課]	1 災害対策経費の資金計画に関する事。 2 災害対策に係る経費の出納に関する事。 3 義援金の受領、管理及び配分に関する事。 4 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
消防部 (消防長)	消防班 [消防本部] [各消防署] [各地区消防団]	1 火災及び水害等の予防・警戒及び防衛に関する事。 2 消防施設の被害調査及び応急修理復旧に関する事。 3 災害情報、被害情報の収集及び記録並びに報告に関する事。 4 消防通信施設の確保に関する事。 5 救急救助及び救出者の保護に関する事。 6 消防職員及び消防団員の動員に関する事。 7 水害、火災その他の災害に係る救助業務に関する事。 8 行方不明者の捜索に関する事。 9 負傷者等の救助に関する事。 10 市民の避難誘導に関する事。 11 市内巡回警戒に関する事。 12 関係機関との応援要請に関する事。 13 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事。
地域対策部 (笠間支所長兼 地域総務課長、 岩間支所長兼地 域総務課長)	笠間地区対策班 [笠間支所]	1 笠間地区における災害対策について、各部との連絡調整及び災害対策全般に関する事。
	岩間地区対策班 [岩間支所]	1 岩間地区における災害対策について、各部との連絡調整及び災害対策全般に関する事。

## 第2節 動員計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 時間に応じた動員の伝達方法 (1) 勤務時間内 ⇒ 庁内放送、庁内電話、使送 (2) 勤務時間外 ⇒ 電話 2 組織計画に基づき実情に即した動員計画の整備 (1) 警戒体制 ⇒ 総務部本部班 (2) 緊急体制 ⇒ 各部長及び班長及び班員の1/2 (3) 非常体制 ⇒ 全職員 3 本部長の職務代理者の確立 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">市 長</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">副市長</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">総務部長</div> 4 災害対策本部の代替場所 ⇒ 笠間市消防本部庁舎	各部・室共通

### 1 計画の方針

災害応急対策活動に必要な要員を把握して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。

### 2 動員の伝達方法

総務部長は、災害対策本部の設置及び活動体制について、市長の命を受けたときは、応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。

#### (1) 勤務時間内については、次のとおりとする。

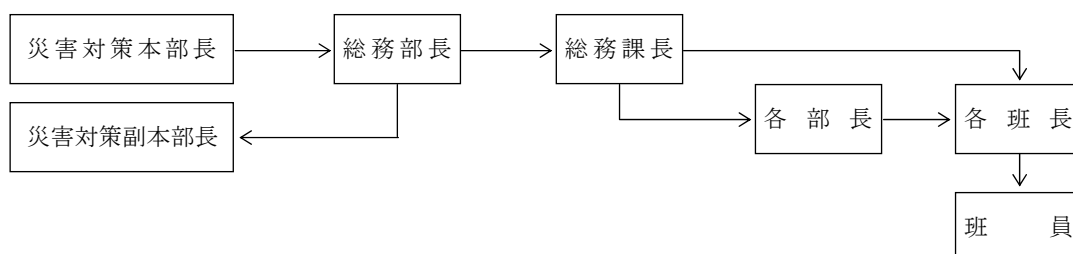
ア 庁内放送により職員に対し、次の放送文に準じ一斉に動員の伝達をする。

##### ○ 放送文（例）

「市長の緊急命令を伝達いたします。（2回繰返す）〇〇災害で市内〇〇方面に被害が発生した模様であります。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することになりました。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。」

イ 各班長は、班員の活動体制の配備をする。

ウ 庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、本部班は、班員の使送により各班長に動員の伝達をする。



#### (2) 勤務時間外については、次のとおりとする。

ア 県より気象予警報、災害情報を受領した警備員、職員は、直ちに総務部長に伝達するものとする。

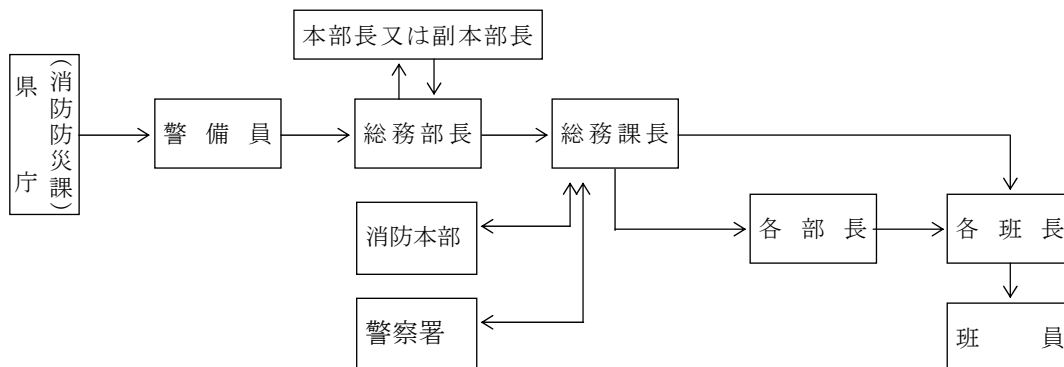
イ 総務部長は、一般加入電話により本部長、副本部長に報告し、本部長より配備の指示を受けた場合には、速やかに総務課長を通じて各部長に動員の伝達をする。また、消防本部及び警察

署と相互に連携を図る。

ウ 各部長は、各班長に動員の伝達をする。

エ 各班長は、班員への伝達など必要な措置をとる。

オ 関係者の動員は、電話により行う。



(3) 動員状況の報告

各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長を通じて総務部長に報告するとともに、総務部長は本部長に報告するものとする。

(報告事項)

部、班名
動員連絡済人員数
動員連絡不可能人員数及び同地域
登庁人員数
その他

(4) 各部、班内及び消防用の動員計画の整備義務

ア 各部、班内の動員計画

各課などの長は組織計画に基づき実情に即した動員計画を定めておくものとする。

体制区分	基準	配備人員
警戒体制	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。	総務部本部班 (被害調査班)
緊急体制	1 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。	各部長及び班長 及び班員の1/2
非常体制	1 大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が非常体制を命じたとき	全職員

(注) 配備人員は、本部長(市長)が災害の規模・状況等により増減ができるものとする。



#### イ 消防団の出動計画

消防団長は、災害の規模等により本章第7節「消防活動計画」の定めにより実施するものとする。

#### 3 本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てるものとする。ただし、緊急の場合で市長が不在等の場合には、次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

第1位 副市長

第2位 総務部長

#### 4 職員の心得

- (1) 災害により交通、通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、登庁可能な方法により自主的に参集して、災害応急対策に従事するものとする。
- (2) 職員は、災害の発生後又は発生のおそれがある場合には、速やかにラジオ、テレビ放送を視聴するように努めるものとする。

#### 5 災害対策本部の代替場所

災害対策本部が被災した場合の代替場所は、笠間市消防本部庁舎とする。

### 第3節 気象情報等計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害情報の伝達システムの周知徹底 2 異常現象の発見者の速やかな通報とそれを受けた市長の関係機関・市民等への措置	総 務 部 市 長 公 室

#### 1 計画の方針

災害関係の気象及び水防に関する警報、注意報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

#### 2 注意報・警報

##### (1) 注意報・警報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報及び警報の種類とその発表基準は、次のとおりである。なお、注意報とは大雨、強風等により被害が予想される場合に行うものであり、警報とは重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行うもので、発表基準はこれらの被害の一応の目安として設けたものであるから社会環境の変化に応じて変更されることもある。

##### ア 注意報

種 類		発 表 基 準	
気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪による被害が予想される場合。具体的には降雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上又は海上で15m/s以上になると予想される場合	
	強 風 注 意 報	強風による被害が予想される場合。具体的には平均風速が陸上で12m/s以上又は海上で15m/s以上になると予想される場合	
	大 雨 注 意 報	大雨による被害が予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合	
		1 時間雨量	30mm (ただし、総雨量が70mm)
		3 時間雨量	50mm (ただし、総雨量が70mm)
		24時間雨量	平地で80mm又は山地で100mm
	大 雪 注 意 報	大雪による被害が予想される場合。具体的には24時間の降雪の深さが10cm以上になると予想される場合	
	濃 霧 注 意 報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。具体的には視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想される場合	
	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合	
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には水戸地方気象台における最小湿度が40%、実効湿度が60%以下になると予想される場合		
着 氷 ( 雪 ) 注 意 報	着氷(雪)が著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合		

種 類		発 表 基 準	
気 象 注 意 報	霜 注 意 報	早霜・晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には早霜・晩霜期に最低気温が+3℃以下になると予想される場合	
	低 温 注 意 報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が夏期に15℃以下の日が2日以上継続すると予想される場合又は冬期に-7℃以下になると予想される場合	
※ 地 面 現 象 注 意 報	地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
高 潮 注 意 報	高 潮 注 意 報	高潮による災害が起こるおそれがあると予想される場合	
波 浪 注 意 報	波 浪 注 意 報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高が2.5m以上になると予想される場合	
※ 浸 水 注 意 報	浸 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
洪 水 注 意 報	洪 水 注 意 報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合	
		1 時間雨量	30mm (ただし、総雨量が70mm)
		3 時間雨量	50mm (ただし、総雨量が70mm)
		24時間雨量	平地で80mm又は山地で100mm

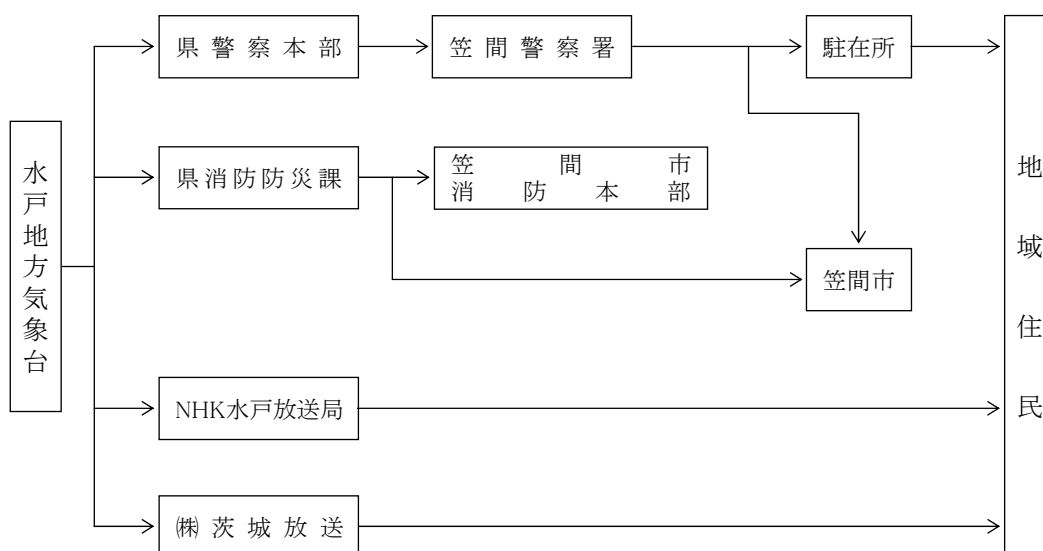
## イ 警報

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には平均風速が陸上で20m/s以上又は海上で25m/s以上になると予想される場合
	暴 風 雪 警 報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には平均風速が陸上で20m/s以上又は海上で25m/s以上になると予想される場合（雪を伴う。）
	大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合
		1 時間雨量
3 時間雨量		80mm(ただし、総雨量が平地で100mm又は山地で150mm)
	24時間雨量	平地で150mm又は山地で200mm
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には24時間の降雪の深さが30cm以上になると予想される場合

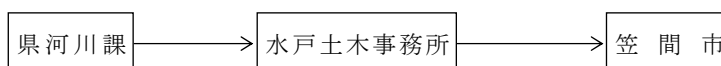
種 類		発 表 基 準	
※ 地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
高潮警報	高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高が6.0m以上になると予想される場合	
※ 浸水警報	浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
洪水警報	洪水警報	津波、高潮以外による洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合	
		1時間雨量	50mm(ただし、総雨量が平地で100mm又は山地で150mm)
		3時間雨量	80mm(ただし、総雨量が平地で100mm又は山地で150mm)
		24時間雨量	平地で150mm又は山地で200mm

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、茨城県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
- 2 ※印の付いた注意報、警報は、標題を出さずに、気象注意報、警報に含めて行う。  
(気象庁予報警報規程(昭和28年運輸省告示第63号)第12条)
- 3 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

(2) 気象注意報・警報の伝達



(3) 洪水予報・水防警報の伝達



(4) 水戸地方気象台は、大雨による土砂災害発生の恐れが高まった時に、大雨警報と併せて土砂災害警戒情報を茨城県と共同して作成し発表する。

市は、県からの情報に基づき市民に適切に伝達するとともに、防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を行う。

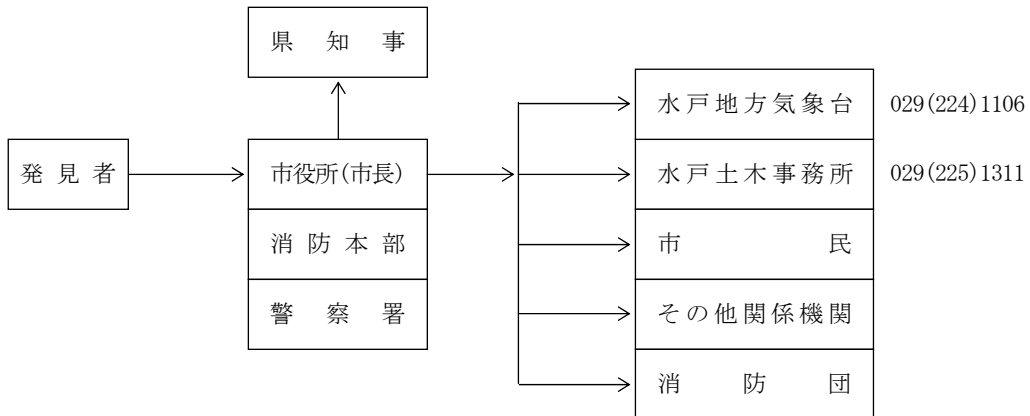
### 3 火災気象通報

水戸地方気象台は消防法に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するものとする。市長は知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令するものとする。その通報の実施基準は、次のとおりである。

- (1) 実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

### 4 異常現象の発見者の通報と措置

- (1) 災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を市長、消防機関又は警察署に通報しなければならない。
- (2) 市民から消防本部、警察署が通報を受けた場合は、市長に速やかに通報連絡するものとする。
- (3) 発見者から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、市民その他関係団体にも周知させるものとする。



## 第4節 災害情報の収集・伝達計画

活動のポイント	関係機関
<p>1 各課等の被害報告</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各課等の長</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各部長</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務課長</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務部長</span> </p> <p>2 知事への被害報告</p> <p>(1) 即報 …… 災害発生直後に報告</p> <p>(2) 確定報告 …… 応急対策完了後10日以内に報告</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市長</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県北地方総合事務所</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県知事</span> </p>	<p>各部・室共通</p>

### 1 計画の方針

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

### 2 被害概況の報告

#### (1) 各課の被害報告

庁内、各課等の長は、大雨、強風、地震その他により所管内に被害が発生した場合は、速やかに各部長に報告し、各部長は総務課長を通じてその旨を別記様式により、総務部長に報告することとする。

#### (2) 重点的に把握すべき被害概況

ア 浸水の被害状況

イ 建築物の被害状況

ウ 道路、鉄道の被害

エ 崖崩れの状況

オ 道路渋滞の状況

### 3 被害情報・措置情報の種類

#### (1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する

ア 被害発生時刻

イ 被害地域（場所）

ウ 被害様相（程度）

エ 被害の原因

#### (2) 措置情報

ア 災害対策本部の設置状況

イ 主な応急措置（実施、実施予定）

ウ 応急措置実施上の措置

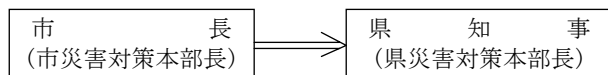
エ 応援の必要性の有無

オ 災害救助法適用の必要性

#### 4 情報収集・伝達活動

##### (1) 災対法に基づく報告

ア 市長は、災対法第53条に基づき、知事に対し、災害発生及びその経過に応じ逐次報告を行うものとする。



##### (7) 即報

災害発生時点における被害の状況及び応急対策の概要を直ちに報告する。なお、即報にあつては、人的被害、住家被害、非住家報告、り災世帯数、り災者数、災害対策本部の設置状況及び消防職団員の出動状況を最優先するものとする。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

##### (イ) 確定報告

災害応急対策完了後10日以内に確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要を報告する。

##### イ 報告の基準

報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当したとき行うものとする。

(7) 市災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

(エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

##### ウ 報告様式

各課（又は部）の被害報告を一括整理し、「被害状況等報告書」（様式第1）により報告するものとする。なお、災害の具体的な状況及び個別の災害現場の概況等を報告する場合又は災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、「災害概況即報」（様式第2）を用いて報告するものとする。

##### (2) 報告の方法

ア 被害状況等の報告は、防災情報システム等を利用して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

イ 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

ウ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

エ 「直接即報基準」に該当する火災・災害が発生した場合には、市は、第一報を県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

消防庁窓口

回線別	区 分	平日(8:30~17:45) ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
衛星通信	電話	※-048-500-7527	※-048-500-7782
	FAX	※-048-500-7537	※-048-500-7789

※ 衛星選択番号 本庁14、支所・消防本部7

「消防庁火災・災害等即報要領」を参照

オ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

カ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

5 被害の判定基準

被害の判定にあつては、次に示す被害区分別の判定基準表を参照すること。



被害区分別の判定基準表

被害区分		判定基準	
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。	
住家の被害	住家	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	棟	一つの建築物をいう。 主家より延べ面積が小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	非住家の被害	住宅以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供される建物とする。	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。		
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急措置が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋りょう	道路に連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したものと及び損壊により応急修理が必要なものとする。		
その他	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	破堤	堤防等の破堤により堤内にあふれ出たものとする。	

被害区分		判定基準
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港漁	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
	水道	上下水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式第1

被害状況等報告					市町村名			報告の区分					
								即報	確定報告				
原因	発生日時		月時	日分	区分		被害	被害程度及び応急対策状況(経過)					
発生場所	市		町	村	田	流出・埋没	⑳	ha	公立文教施設	㉔	千円		
	郡					冠水	㉓	ha	農林水産業施設	㉕	千円		
受発信時刻	月 日 時 分		畑	流出・埋没	㉔	ha	公共土木施設	㉖	千円				
発信機関	発信者			冠水	㉕	ha	その他の公共施設	㉗	千円				
受信機関	受信者		文教施設	㉖	箇所		小計	㉘	千円				
区分		被害		病院	㉗	箇所	公共施設被害市町村数	㉙	団体				
人的被害	死者	①	人	その他	道路	㉘	箇所	その他	農産被害	㉚	千円		
	行方不明	②	人		橋りょう	㉙	箇所		林産被害	㉛	千円		
	負傷者	重症	③		人	河川	㉚		箇所	畜産被害	㉜		千円
		軽傷	③		人	港湾	㉛		箇所	水産被害	㉝		千円
住家被害	全壊	⑤	棟		砂防	㉜	箇所	その他	商工被害	㉞	千円		
		⑥	世帯		清掃施設	㉝	箇所		⑤				
		⑦	人		崖くずれ	㉞	箇所		その他	⑥	千円		
	半壊	⑧	棟		鉄道不通	㉟	箇所		被害総額	⑦	千円		
		⑨	世帯		被害船舶	㊀	隻	災害対策本部設置状況	⑧	設置	月日時分		
	一部破損	⑩	人		水道	㊁	戸	⑨	廃止	月日時分			
		⑪	棟	電話	㊂	回線	避難の指示等	⑩		月日時分			
		⑫	世帯	電気	㊃	戸	消防職員出動延人数	⑪	人				
	床上浸水	⑬	人	ガス	㊄	戸	消防団員出動延人数	⑫	人				
		⑭	棟	ブロック塀等	㊅	箇所	災害の概況 消防機関の活動状況 その他						
⑮			世帯		㊆								
⑯		棟	り災世帯数	㊇	世帯								
	⑰	世帯	り災者数	㊈	人								
非住家	公共建物	⑱	棟	火災発生	建物	㊉	件						
		⑲	人		危険物	㊀	件						
	その他	⑳	棟		その他	㊁	件						

様式第2

災 害 概 況 即 報

経由	受信	年	月	日	時	分	報告日時	年	月	日	時	分
	発信	年	月	日	時	分	市町村名					
	_____ 地方総合事務所							報告者名				

報告者名

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明者	人	住家	全壊	棟	床上浸水	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
	道路	箇所	河川	箇所	非住家 ( )内は 公共建物	全壊	( )棟	床上浸水	( )棟		
	崖くずれ	箇所	橋梁	箇所		半壊	( )棟	床下浸水	( )棟		
応急対策の状況	災害対策本部設置状況	設置	月	日	時	分	廃止	月	日	時	分

## 第5節 通信計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 市の通信施設の利用 (1) 防災行政無線 (2) 電話 (3) 県防災行政無線 (4) NTT非常・緊急通話用電話及び電報 (5) 孤立防止用無線 2 1で不足の場合は、他機関の通信施設を利用	総 務 部

### 1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している有線電話、市防災行政無線等の通信手段によるほか、公衆電気通信設備の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（災対法第57条及び第79条）、孤立防止用無線電話、非常無線通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送等により行う。

### 2 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

#### (1) 非常・緊急通話用電話の指定

既設の電話機のうち3台を非常・緊急電話に指定して、NTT茨城支店長に申請し、承認を受けておくものとする。本市の非常・緊急通話用の電話番号は、次のとおりである。

設 置 場 所	指 定 電 話 番 号
総 務 課	77-1161
笠 間 支 所	72-9868
岩 間 支 所	※申請中

#### (2) 非常・緊急通話の利用

ア 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、それでも困難な場合は次によるものとする。

イ 原則的に「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102」をダイヤルしオペレーターへ次のことを告げ通話を申し込むこととする。

(ア) 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申し込みであること。

(イ) 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等

(ウ) 相手の電話番号及び話の内容等

なお、相手等の通信設備の被害状況などによってつなぐことのできない場合もある。

#### (3) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書してN

ＴＴ茨城支店に申込みものとする。なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、本市の電話番号及び頼信責任者名をＮＴＴ茨城支店に申し出るものとする。

(4) 非常・緊急電話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲

区分	電話及び電報の内容	機 関 等
非常 通話 及 び 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予報のため緊急を要する事項	1 水防機関相互間 2 消防機関相互間 3 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	1 消防機関相互間 2 災害救助機関相互間 3 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 防衛機関相互間 3 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急 通話 及 び 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常扱いの通話の表中８欄に掲げるものを除く。） 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 4 緊急事態の発生の事実を知った者と県、市町村、消防機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 防衛機関相互間 3 警察機関と防衛機関相互間 4 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

### 3 公衆電気通信設備が利用できない場合

#### (1) 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予警報の伝達等、災対法第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

##### ア 使用又は利用できる通信設備

- 警察通信設備
- 消防通信設備
- 気象通信設備
- 鉄道保安通信設備
- 電力保安通信設備

##### イ 事前協議

市長は、災対法第57条に基づき他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておくものとする。（災害が発生した場合の災対法第79条に基づき優先使用を除く。）

##### ウ 警察通信設備の使用手続

警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、警察本部との協定に基づき、警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行うものとする。

#### (2) 非常通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ茨城地区非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきかを判断のうえ行う。

##### ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ロ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- (ハ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (ニ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (ヘ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ロ) 遭難者救護に関するもの

- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (カ) 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (ク) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

#### イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
東日本電信電話株式会社 茨 城 支 店	災害対策室	水戸市北見町 8-8 029-232-4826	310-0061
関東管区警察局 茨 城 県 通 信 部	機 動 通 信 課	水戸市笠原 978-6 029-301-0110 (内)6061	310-8550
茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	水戸市笠原 978-6 029-301-0110 (内)3611	310-8550
国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所	機 械 課	筑西市二木成1753 0296-25-2173	308-0841
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	電 気 通 信 課	水戸市千波町1962-2 029-243-5134	310-0851
東日本旅客鉄道株式会社 水 戸 支 店	電 気 課	水戸市三の丸1-4-47 029-227-3762	310-0011
茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合	参 与	水戸市三の丸1-5-6 029-225-1036	310-0011
茨 城 県	消 防 防 災 課	水戸市笠原町978-6 029-301-2885	310-8555
	河 川 課	水戸市笠原町978-6 029-301-4490	310-8555
	茨城県漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029-273-7911	312-0000
東京電力(株)茨城支店	電気通信担当課	水戸市南町2-6-2 029-225-1511	310-0021
日本アマチュア無線連盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	那珂郡東海村舟石川821 029-282-1711	319-1111
日立市天気相談所	所 長	日立市助川町1-1-1 0294-22-5520	317-0065
N H K 水 戸 放 送 局	放 送 セ ン タ ー (技術)	水戸市大町3-4-4 029-232-9841	310-8567



機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
株式会社茨城放送	編 成 局	水戸市千波町2084 029-244-2121	310-0851
日本赤十字社 茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町2551 029-241-4516	310-0914
文部科学省 水戸原子力事業所	無 線 係	水戸市愛宕町4-1 029-224-3830	310-0054
日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター	原子力科学研究所	那珂郡東海村白方白根2-4 029-282-5111	319-1195
〃	核燃料サイクル工 学研究所	那珂郡東海村大字村松4-33 029-282-1111	319-1194
日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	総 務 課	大洗町成田町4002 029-267-4141	311-1393
日本原子力発電株式会社 東海発電所	総 務 室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方1-1 029-282-1211	319-1198

#### ウ 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号
- (イ) 本文はできる限り簡潔に記載し字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- (ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のますをあげない。
- (エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。
- (オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

#### (3) 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を知事を通じてNHK水戸放送局及び株茨城放送に要請する。

#### (4) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は防災相互通信用無線電話を利用する。保有機関、呼出名称等は次のとおりである。

(使用周波数：158.35MHz)

免 許 人	呼 出 し 名 称	局 種	出力 (W)	設 置 (常置) 場 所
東京電力株式会社	とうでんかさま 2	ML	10	笠間市笠間1619-1 下館支社笠間営業センター

免許人	呼び出し名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
茨城県	いばらき 10	ML	10	水戸市笠原町978-6 生活環境部消防防災課
	〃 11~12	〃	1	
	いばらきけんそうご	FB	10	水戸市笠原町978-6 生活環境部原子力安全対策課
	いばらき 21	ML	10	
〃 22~24	〃	10	水戸市石川1丁目4043-36 公害技術センター	
国土交通省 (関東地方整備局)	けんせつみと 84~87	ML	3	水戸市千波町1962-2 常陸河川国道事務所水戸庁舎及び 水戸国道出張所
	〃 81~83	〃	1	
日本赤十字社茨城県支部	につせきいばらき 6~10	〃	1	水戸市小吹町2551 日本赤十字社茨城県支部
	21~25			
	11	〃	10	

(5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。

(6) アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、アマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図るものとする。

ア アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市及び県は、災害発生後ボランティア「担当窓口」（県消防防災課）の開設時にコーディネートを担当する職員を配備し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ・非常通信
- ・その他の情報収集活動

(7) 自衛隊の通信支援

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。なお、自衛隊の派遣要請の手続き等については、本章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に規定するとおりである。

## 第6節 広報計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 広報手段 ⇒ ①防災行政無線 ②電話 ③広報車 ④ハンドマイク ⑤回覧板、掲示板、市ホームページ、チラシ等 2 広報内容 ⇒ (1)災害発生状況及び気象情報、(2)被害状況及び交通情報、 (3)市民のとりべき措置、(4)救援物資等の状況、(5)その他 必要事項 3 広報活動 (1) 災害発生前 ⇒ 被害の防止等に必要な注意事項 (2) 災害発生後 ⇒ (1)災害状況と被害の推移 (2)避難準備及び避難の指示 (3)沈着な行動の要請	総 務 部 市 長 公 室

### 1 計画の方針

災害時における市民の適切な行動と人心の安定及び秩序の維持を図るため、災害及び応急対策の状況等を迅速・的確に周知するよう災害時における広報計画を作成し、広報活動を行うものとする。なお、広報事項は、あらかじめ災害対策本部の承認を得て行う。

### 2 広報内容

市は、消防機関、警報機関等の協力を得て、防災行政無線、有線電話、広報車、ハンドマイク、回覧板、掲示板、チラシ等利用できるすべてを活用して次の事項等について広報を実施する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象・地震に関する情報
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 道路及び交通情報
- (5) 市民のとりべき措置
- (6) 避難の指示、勧告、準備情報等
- (7) 電気・ガス・水道等公益事業施設の状況
- (8) 医療・救護所の開設状況
- (9) 衣料、生活必需品等供給状況
- (10) 給食・給水実施状況
- (11) 河川・橋梁等土木施設の状況
- (12) 市民の安否に関する情報
- (13) その他必要事項

### 3 広報活動

市民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。

#### (1) 災害発生前の広報

災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施するものとする。

## (2) 災害発生後の広報

ア 災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する。

イ あらゆる広報機材を利用し、また報道機関等を利用して迅速に行うものとする。

## 4 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- (3) 広報車による呼びかけ
- (4) ハンドマイク等による呼びかけ
- (5) ビラの配布
- (6) インターネット
- (7) 立看板、掲示板

## 5 自衛隊等への広報要請

市、防災関係機関は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

## 6 広報資料の作成

被害状況の確認、記録の保存のため重要であるので、動員班は、災害及び応急対策の状況等に關する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真、ビデオ
- (2) 災害応急対策活動を取材した写真、ビデオ
- (3) 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真、ビデオ

## 7 庁内連絡

動員班は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送を利用し、職員に周知させるものとする。また、各班に対し措置すべき事項及び伝達事項を併せて放送するものとする。

## 8 報道機関への対応

### (1) 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

### (2) 報道活動への発表

動員班長は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、本部長の承認を得て報道機関に発表する。

- ア 災害の種別及び発生日時
- イ 被害発生場所及び発生日時
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況

- オ 市民に対する避難勧告指示の状況
- カ 市民及び被害者に対する協力及び注意事項
- キ その他必要な事項

## 第7節 消防活動計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害覚知した場合の消防団員の自主出動の徹底 2 消防団員の招集集合場所 ⇒ 消防団機械器具置場又は現場 3 消防団員の招集方法 ⇒ (1)サイレン (2)電話 (3)打鐘等 4 消防相互応援協定に基づく応援要請の実施	総 務 部 消 防 本 部 消 防 団

### 1 計画の方針

本計画は災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため市が定める消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

### 2 消防活動体制の整備

市は、その地域における地震、台風、水火災等の災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立するものとする。

#### (1) 実施機関

ア 消防の実施責任は、市にある。

イ 大災害等の非常事態においては、知事は、市長に対し、災害防ぎよの措置に関し必要な指示をすることができる。

#### (3) 実施担当機関

笠間市消防本部、笠間市消防団

#### (4) 消防団の組織及び管轄区域

笠間市消防団の組織及び管轄区域は、別表1、2のとおりである。

#### (5) 消防団員の招集

ア 通常火災時

火災発生地区及び出動担当区の分団長は、別命を待たずに分団機械器具置場又は現場へ集合させるものとする。なお、火災を覚知した団員は、自ら招集を待たずに分団機械器具置場又は現場へ参集するものとする。

イ 火災警報発令時

火災警報が発令されたときは、所要の団員に対して非常招集を行い、分団機械器具置場に待機させるものとする。

ウ 非常災害時

非常災害が発生した場合には、全消防団員をサイレン、電話、打鐘等により招集し、分団機械器具置場又は現場に集結させるものとする。

団員は、招集がなくても非常災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは、直ちに出勤しなければならない。

### 3 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

#### 4 応援協力体制の確立

##### (1) 応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき笠間市消防本部を通じて他の消防本部等に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。なお、消防相互応援協定を締結している関係機関等は別表3のとおりである。

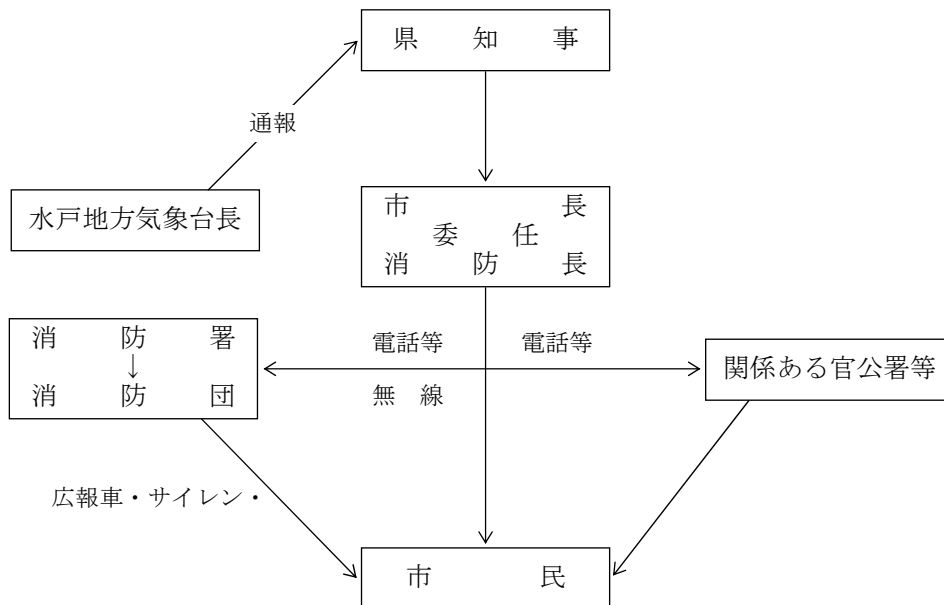
##### (2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

#### 5 火災気象通報

市長は、消防法第22条によって、水戸地方気象台長から気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとする。

なお、火災警報発令系統図は、次のとおりである。



#### 6 救急業務

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが激増の傾向にある。とくに、休日、夜間等における件数が多く、救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとする。

また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備に努め、救急医療の確保を図るものとする。

(1) 通報

災害発生の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速・適正化を図る。

(2) 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、直ちに規模・内容等を考慮して、笠間市医師会長に対して医師等の出動を要請すると同時に火災の長期化等その態様に応じ隣接の都道府縣市町村に対しても協力が得られるよう配慮するものとする。

(3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を払うものとする。また、県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送体制の整備を行い、積極的な活用を図る。

(4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

(5) 医療資器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資器材を必要とするので、市においてはこれの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ笠間市医師会等と協議して、円滑な運用を図る。

なお、地震等による災害長期化に対処して、現場における臨時的診療所設置に必要な天幕、医療資器材等の確保についても配慮が必要である。

(6) 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力によるところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮する。

(7) 費用

救急医療活動は、笠間市医師会等の民間活動にまたなければならない現状であるので、市長の要請により出動した医師等に対する謝金・手当て・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法並びにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接市町村の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮する。

7 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行なわれるよう、通信体制の整備を図る。特に、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、有線通信についても市町村は相互に専用線の確保に努める。

8 救急医療施設の整備

(1) 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の確保を図るため、地域の実情に応じて休日夜間急患センター及び在宅当番医制の実施を促進し、さらに救急医療告示医療機関及び救急医療協力医療機関の増設を促進する。



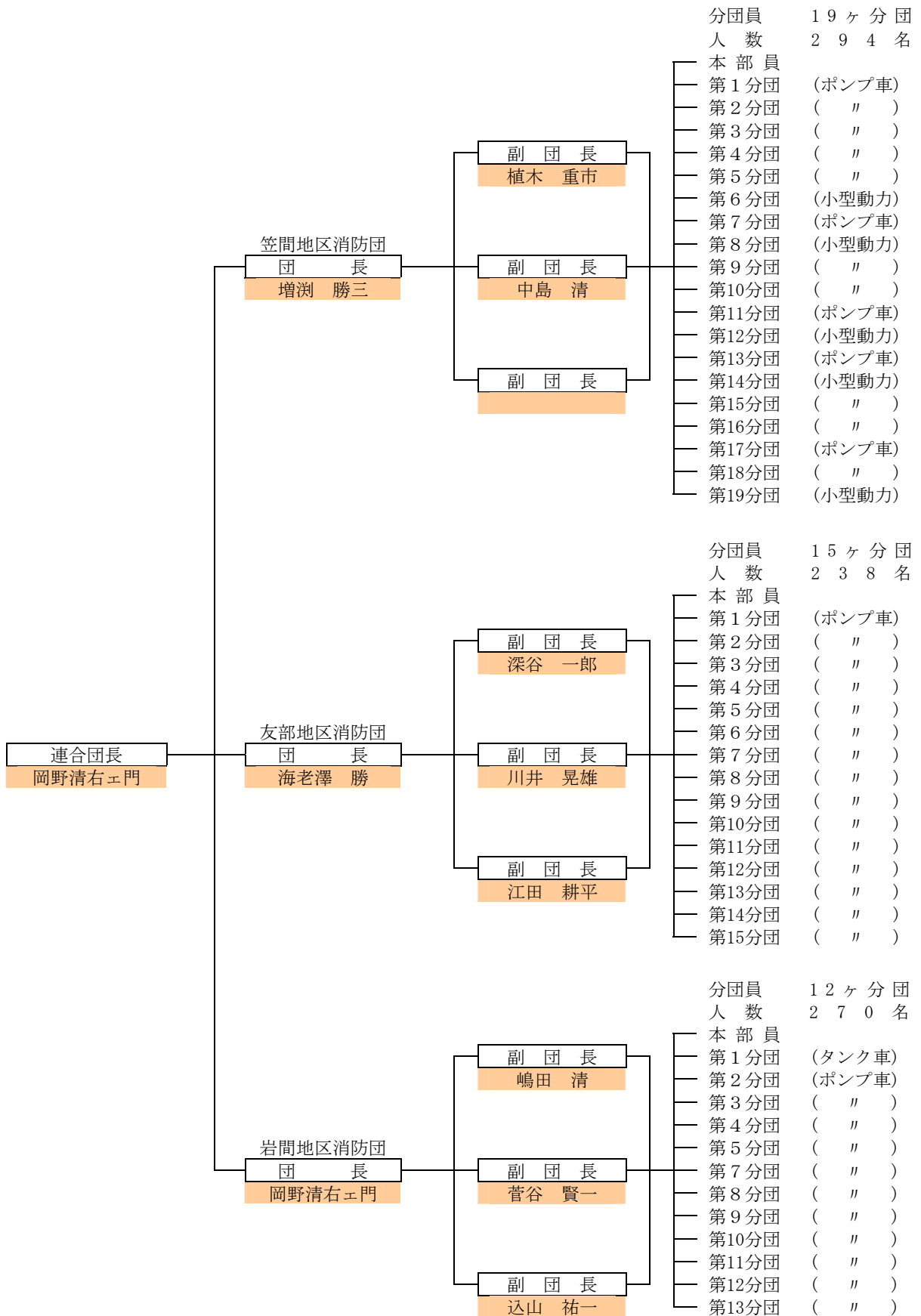
(2) 第二次救急医療体制の整備

ア 初期救急医療機関よりスクリーニングされた治療又は入院を必要とする救急患者の第二次救急医療の確保を図るため、広域市町村圏ごとに主として救急告示施設の中から中心的病院を二次病院として指定し、第二次医療体制の確立を図る。

イ 休日及び夜間の第二次救急医療体制の強化を図るため、広域市町村圏単位に病院群輪番制の実施を促進する。

別表 1

笠間市消防団組織図



## 別表 2

### 笠間市消防団管轄区域

#### 笠間地区

分 団	区 域
1	大町・榊形・桂町・田町東沢・新町・愛宕町・相生町・才木・関場・新堤・坂尾・鉄砲町
2	高橋町・梅ヶ枝町・行幸町・喜楽町・荒町・日向片町
3	山居山・花香町・大和田・御旗前・四谷・五騎町・馬廻り・日草場・広谷原・沓五郎
4	石井・赤坂
5	稲荷町・弁天町・下市毛
6	大橋・池野辺
7	福田・飯田
8	箱田
9	片庭（清水川・寺平・平・入組）
10	大郷戸・片庭（古山）
11	寺崎・日沢・金井・大淵・石寺
12	来栖
13	本戸
14	北吉原・南吉原・手越
15	上加賀田
16	福原（田上・関戸・小池）
17	福原（北中山・南中山）
18	稲田（上稲田・神田・稲田沢）
19	稲田（下稲田・島・峰・飯合・大古山）

#### 友部地区

分 団	区 域
1	上町・中町・下町・橋爪 1・橋爪 2・下加賀田・旧陣屋 1・旧陣屋 2・旧陣屋 3・小人町・星山
2	八反町・大田町 1・大田町 2・松山団地 1・松山団地 2・松山団地 3・松山南団地・ 県営松山アパート
3	鴻巣 1・鴻巣 2・東町 1・東町 2・東町 3・東町 4・仲町・南町・西町 1・西町 2・桜町・ 当越 1・当越 2・青葉町・こうのす団地・県営友部アパート
4	南小泉 1・南小泉 2・南小泉 3

分 団	区 域
5	矢野下上郷・矢野下藤株・矢野下郷・大古山・ベリオコリナ・清住町・若狭山団地
6	四つ葉荘・大沢上1・大沢上2・大沢上3・大沢中1・大沢中2・幸町・大沢下1・大沢下2・大沢中3・八幡台1・八幡台2・八幡下・友部栄町・緑町1・緑町2・緑町3・美原団地・原団地
7	原店1・原店2・宿1・宿2・久保・古山・宮前1・宮前2
8	柿橋西区・柿橋中区・柿橋北区・柿橋南区・柿橋東区・柿橋団地・東ヶ丘区・西飯田・富士町・内郷・飯田・西内郷
9	石沢・田向・湯崎・住吉新宿・住吉本宿・東原・住吉団地・みどり野団地・白百合
10	随分附本郷・随分附新田・柏井・柏井団地
11	旭丘・仁古田東部・仁古田西部・下長兎路・岱長兎路・長兎路3
12	旭台・旭台団地1・旭台団地2・旭台団地3・旭台団地4・旭平1・旭平2・旭平団地・サンステージ・緑ヶ丘団地・旭崎1・旭崎2・西原・睦団地・旭丘団地・旭団地・西脇・長野・R G風の杜・グリーンウッド
13	下市原・中市原
14	上市原1・上市原2・滝川1・滝川2
15	香取・久保下寺・新宿・館古宿・本内・原坪・筒埜・小原団地

#### 岩間地区

分 団	区 域
1	上町・中町・栄町・参り坂・愛宕団地、大綱
2	仲村・平・市野谷
3	旭東・旭西・春日町・第2東宝ランド・東町・吉岡・日吉町
4	櫛山東部・櫛山西部・第1東宝ランド・福島・小島・谷原
5	新渡戸・横関・古山・室野・滝尻・堂山・茅生
7	長沢・仲通り・日向・日向内・大古沢・駒場・東組・花園
8	北根・五霊・山根
9	土師
10	上押辺
11	下押辺
12	上安居・吉沼・俎倉
13	下安居・安居東部

別表3

消防相互応援協定締結団体等

(平成16年4月1日現在)

協定先 区分	大規模災害 消防応援	広域航空 消防応援	茨城県 全市町村	高速道路沿線 市町村及び 関係消防本部	高圧ガス 保安協会 笠間支部
協定の対象 区域	全 国	ヘリコプター 保有の都道府県 及び消防本部	茨城県全域	常磐自動車道 北関東自動車道	管轄内の ガス供給施設
災害の種別	大規模特殊災害 (資機材等含む)	調査・火災・救助 救急救援の出場	水火災又は地震 等の災害で必要 とするもの	火災救急	ガス災害の 事故全般
応援の種別	任務により出動	同 左	相互応援	同 左	火災・救急等の 消防関係業務
要請の方法	県消防長会に 届け出後県に 報告電話・無線	茨城県に報告後 電話その他	同 左	出動消防隊 (電話)	相互間の連絡調 整を密にして それぞれの任務 を遂行する
応援隊の 指揮・命令	発災地の消防長	同 左	発災市町村等の長	受援側の現場 最高指揮者	
経費の負担 区分	経常的経費及び 事故等に関する 経費は応援側 その他は受援側 負担	同 左	同 左	同 左	協議により決定
協定運用の 開始日	平成7年10月1日	要綱 昭和61年5月1日	平成元年4月1日	協定 昭和59年3月20日 運用 昭和59年3月27日	昭和62年8月1日
協定の方法	文 書	文 書 通 知	文 書	同 左	同 左

## 第8節 水防計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 水防本部の設置及び各部の事務分担の把握 2 区域内の河川・堤防等の巡視と、水戸土木事務所又は関係機関との連絡体制の確立 3 水防用資器材の調達体制の確立 4 電話及びその他の広報網を利用した立退き又はその準備の指示	総 務 部 都 市 建 設 部 上 下 水 道 部 産 業 経 済 部 消 防 本 部

### 1 計画の方針

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災対法の趣旨に基づき、市内における河川・ため池の洪水や河川堤防等の損壊による水災を警戒、防ぎよし、又はこれによる被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持するものとする。

### 2 水防の責任

#### (1) 水防管理団体の責任（水防法第3条）

水防管理団体は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立する。

ア 水防組織の確立

イ 水防団、消防団の整備

ウ 水防倉庫、資機材の整備

エ 通信連絡系統の確立

オ 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視

カ 洪水時における適切な水防活動の実施

(ア) 水防に要する費用の自己負担の確保

(イ) 水防団又は消防団の出動体制の確保

(ウ) 通信網の再点検

(エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保

(オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと

(カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作

(キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の適切な措置

(ク) 水防上緊急に必要なあるときの公用負担権限の行使

(ケ) 住民の水防活動従事の指示

(コ) 警察官の出動要請

(ク) 避難のための立退きの指示

(シ) 水防管理団体相互の協力応援

(ス) 水防解除の指示

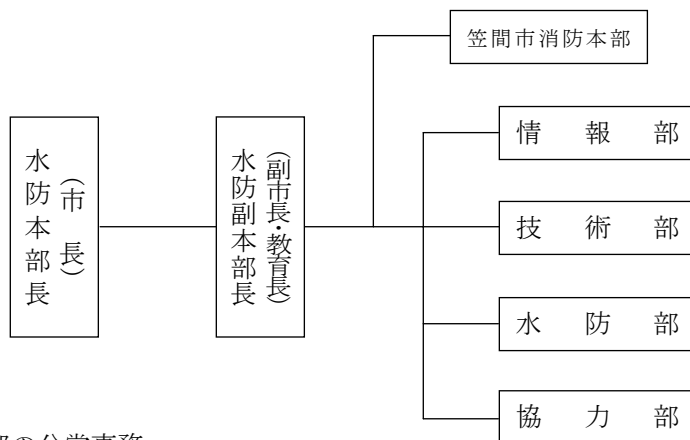
(セ) 水防てん末報告書の提出

### 3 水防本部の設置

市長は、本市に係わる洪水予報及び水防警報が発令されたとき又は集中豪雨等により市内各所に水防作業を必要とする災害が発生し、若しくは予想されるときで、市長が必要と認めるときは、洪

水等の危険が解除するまでの間、市役所に水防本部を設置し、水防事務を処理することとする。なお、市災害対策本部が設置されたときは同組織に吸収される。

(1) 水防本部の組織



(2) 水防本部の分掌事務

部名	担当	分掌事務
情報部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・発表に関すること。</li> <li>各部及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>本部会議・本部員の動員に関すること。</li> </ul>
技術部	都市建設課 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の応急対策及び現地指導に関すること。</li> <li>労務に関すること。</li> <li>技術的被害調査に関すること。</li> </ul>
水防部	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導に関すること。</li> <li>災害の応急対策及び現地指導に関すること。</li> </ul>
協力部	水道課 下水道課 農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部の応援に関すること。</li> </ul>

4 監視、警戒

(1) 平常監視

市長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに水戸土木事務所長又は関係機関に連絡して必要な措置を講じる。なお、本市における重要水防箇所は次のとおりである。

番号	河川名	土木事務所名	岸別	重要度	延長	重要水防箇所		備考
				種別		地先名	位置	
1	潤沼川	水戸	左右	堤防高	8,500m	笠間市笠間～ 上加賀田	—	無堤地堤防断面小 堤防高不足
5	潤沼川	水戸	左右	堤防高	500m	笠間市平町	—	無堤地 護岸高不足

(2) 非常警戒

市長は、水防本部を設置したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、異常を発見した場合

は、直ちに水戸土木事務所長に報告するとともに水防作業を開始することとする。

- ア 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防表のりで流水の当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ウ 堤防天端の亀裂、沈下及び越水状況
- エ 橋梁等の構造物と堤防との取合せ部分の異常

#### 5 水防用資器材の調達

水防用資器材の調達については、水戸土木事務所の協力を求めることとし、必要に応じ市内関係業者より調達するものとする。

#### 6 気象状況、水位、決壊の通報連絡

市長は、洪水予報又は水防警報を受令したとき及び大雨により出水のおそれを察知したときは、関係機関に連絡するとともに状況変化に即応して水防活動がとれる体制を整えることとする。

##### (1) 水位の通報

- ア 通報水位に達したとき及び事後毎時間水位が下がるまで
- イ 警戒水位、最高水位に達したとき及び下がったとき。

##### (2) 決壊の通報

堤防決壊又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を関係機関に通報しなければならない。

通報連絡先	電話番号
水戸土木事務所	029 (225) 1311
県北地方総合事務所	029 (225) 2803
笠間市消防本部	0296 (72) 0859 0296 (73) 0119
笠間警察署	0296 (73) 0110

#### 7 消防機関等の出動と水防開始

##### (1) 出動準備

- ア 水防のための消防団の出動準備は、市長が水防上必要であると認めたとき。
- イ 出動が必要と認められるとき。

第1次出動警戒	第2次出動	第3次出動
消防団員の少数が出動して堤防の巡視、警戒にあたる	消防団員全員の出動は必要としないが水防活動の段階にあたるもの	消防団員全員が出動して水防活動にあたる

ウ 消防団長は、分団長に対し災害の規模に応じた人員を召集するよう命ずるものとする。

##### (2) 市長は、次の場合直ちに水戸土木事務所に連絡し、水戸土木事務所は県に報告するものとする。

- ア 警戒水位又はそれ以外の場合に消防機関が出動したとき。
- イ 水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防等に異状を発見したとき及びこれに関する処置をしたとき。

#### 8 避難のための立退き



市長は、必要があると認めるときは、電話及びその他の広報網を利用し、水防法第22条の規定による立退き又はその準備を指示するものとする。なお、同指示をする場合は、笠間警察署長にその旨通知しなければならない。

#### 9 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、市長は、水防解除を命ずるとともに、広報等によって一般に周知し、また関係機関にも連絡するものとする。

#### 10 水防顛末の報告

水防が終結したときは、市長は、遅延なく別記様式の水防顛末報告書の必要事項を取りまとめ、水戸土木事務所を経由し県に報告するものとする。

別記様式

茨城県知事 様	年 月 日  水防管理者 印
水 防 顛 末 報 告 書	
発生の日時	年 月 日 時 分頃
発生の場所	地内 ( 川)
発生の概況	( )
管理団体名	指定、非指定
水防実施時の台風又は豪雨名	
気 象 状 況	日時 天候 風向 風速 気温
	日 雨量 降雨時間
	mm
	( )
	( )
	( )
出 動 状 況	消 防 署 員 消 防 団 員 地 元 住 民 そ の 他 計
	日 日～ 日 日～ 日 日～ 日 日～ 日 延 日
	時間 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 延 時間
	人員 人 人 人 人 延 人
被 害 状 況	人 的 被 害 住 家 の 被 害 非 住 家 の 被 害
	死者 行方不明 負 傷 全壊 半壊 流出 浸 水 全壊 半壊 流出 浸 水
	重傷 軽傷 床上 床下
	人 人 人 人 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸 戸
	その他の被害
	堤防 道路 橋 田 畑 鉄道
m m m a a m	
他団体からの応援の状況	
地域住民の出動の状況	
警察署の応援の状況	
現場指導者の氏名	

水防作業の状況	( )
---------	-----

使用水防資材の種類	種類	員数	種類	員数
所要経費	人件費	円		
	物件費	円		
	その他	円		
	合計	円		
備考				

## 第9節 災害警備計画

関係機関
------

笠間警察署
-------

### 1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、市民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持するものとする。

### 2 災害警備本部の設置

(1) 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、警察本部に災害警備本部を設置するほか、警察署に現地災害警備本部を設置する。

(2) 災害警備本部の組織及び事務分掌は、別に定める「県警察災害警備計画」による。

### 3 警備体制及び警備部隊の編成運用

別に定める「県警察災害警備計画」による。

### 4 災害警備活動

災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 危険箇所の警戒
- (3) 被害実態の把握
- (4) 市民の避難勧告及び誘導
- (5) 交通規制及び交通秩序の確保
- (6) 被災者の救出及び負傷者の救護
- (7) 被災地及び避難所の警戒
- (8) 犯罪の予防及び検挙
- (9) 広報活動
- (10) 死体の見分、検視及び行方不明の調査
- (11) 災害警備活動のための通信の確保
- (12) 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力

## 第10節 交通計画

関係機関
------

笠間警察署
-------

### 1 計画の方針

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによる。

### 2 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

#### (1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は規制（重量制限を含む）するものとする。

#### (2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限するものとする。

#### (3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のための必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車輛以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

#### (4) 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」および「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

道路情報の連絡系統は、別紙1のとおりである。

### 3 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、またはきわめて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察官又は市長に通知するものとする。

通知を受けた警察官又は市長は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関にすみやかに通知するものとする。

### 4 交通規制の実施

#### (1) 道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制を行うものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。

#### (2) 市本部

市以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知し規制するいとまがないときは、市対策本部はただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災害対策基本法第60条により避難の指示をし又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し若しくは禁止し又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

## 5 緊急通行車両の確認

公安委員会が災対法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

### (1) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、緊急通行車両確認申請書を県（消防防災課）又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に提出する。

### (2) 緊急車両の標章及び証明書との交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章（様式第1号）及び証明書（様式第2号）を、車両の前面の見易い位置に貼付及び携行して輸送を実施する。

## 6 道路、橋梁の応急対策

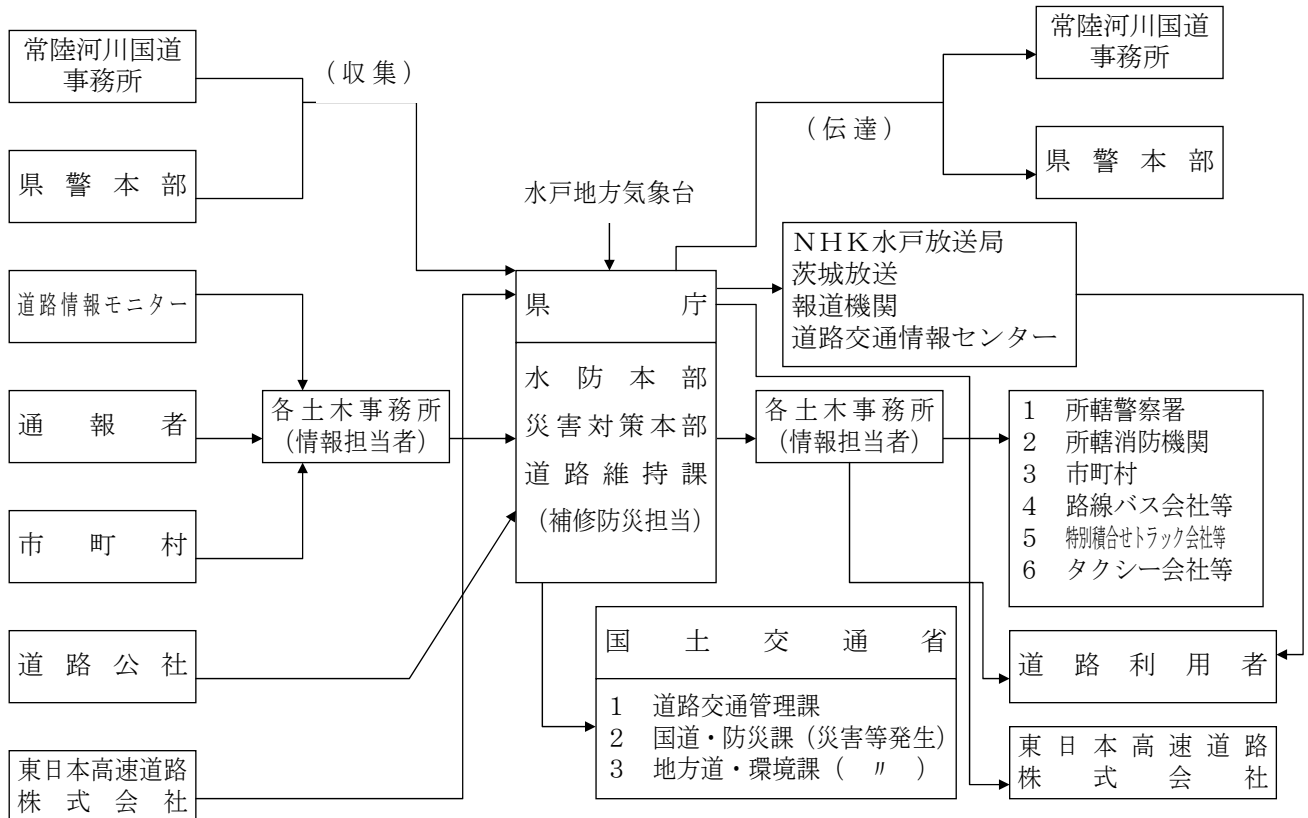
道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

### (1) 建設班員により交通規制等の処置をする。

### (2) 迂回路を確保し、これを表示する。

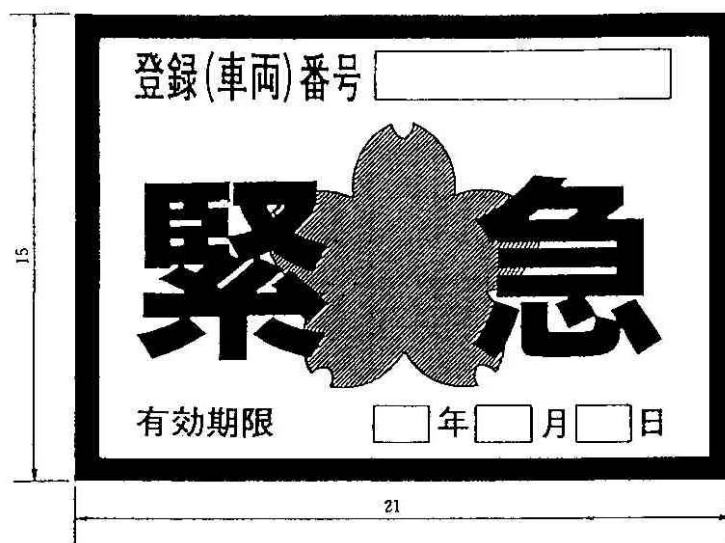
## 別紙 1

道路情報連絡系統図



## 様式第1号

### 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 様式第2号

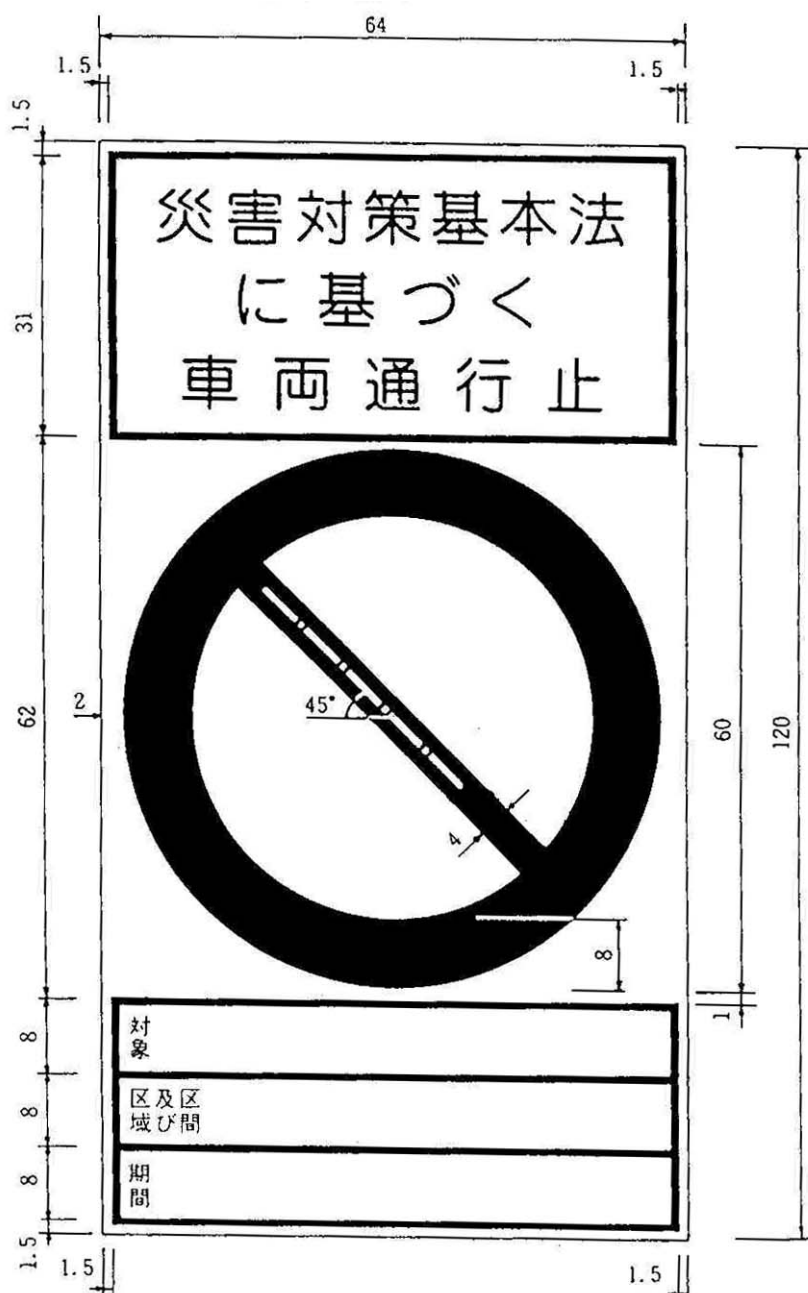
### 証 明 書

第 号	緊急(通行・輸送)車両確認証明書		年 月 日
			知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送)を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第3号

通行の禁止又は制限するときの標示



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白地とする。
  - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



## 第11節 避難計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 市民に対する避難準備情報、勧告、指示の周知徹底 伝達広報の方法 ①防災行政無線 ②広報車 ③警鐘、サイレン等 ④放送（ラジオ、テレビ） 2 避難準備情報、勧告、指示の内容 ・周知事項 ⇒ ①避難対象地域 ②避難先 ③避難経路 ④避難理由 ⑤避難時の留意事項等 3 避難の誘導の留意事項 (1) 安全な避難経路の選定 (2) 災害弱者の優先避難 4 避難所の開設と管理 (1) 避難住民の管理 ⇒ 連絡員（職員の派遣） (2) 開設が長期間にわたる場合 ⇒ 住民による協力 5 避難状況の報告 ⇒ 県北地方総合事務所 ⇒ 知事	総 務 部 市 民 生 活 部 都 市 建 設 部 福 祉 部 保 健 衛 生 部

### 1 計画の方針

市域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある市民に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させ人身被害の軽減を図る。

### 2 実施責任者

避難命令を発すべき権限のある者は次のとおりであるが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（市長）を中心として、相互に緊密な連携を保ち実施するものとする。また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行し、副市長が不在の場合は総務部長が代行する。

事項 区分	実 施 責 任 者	措 置	実施の基準
避難準備（災害時要援護者避難）情報	市長	立ち退き準備の勧告（要援護者に立ち退きの勧告）	災害時要援護者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。
避難の勧告	市長 （災対法第60条）	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難の指示	知事及びその命を受けた職員 （水防法第29条） （地すべり等防止法第25条）	立ち退きの指示	災害発生により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 （水防法第29条）	立ち退きの指示	災害発生により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長 （災対法第60条）	立ち退きの指示及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	警察官 （災対法第61条） （警察官職務執行法）	立ち退きの指示及び立ち退き先の指示 警告 避難の措置	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。 危険な事態が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
		自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

### 3 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報

#### (1) 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報の内容

避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先及びその場所名
- ウ 避難経路
- エ 避難（準備）の理由
- オ 避難時における火気の確認
- カ 避難の身仕度
- キ その他必要な事項

#### (2) 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報の伝達方法

避難の事前準備の勧告又は避難の勧告指示を発令した市長等は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の市民に伝達を行い周知徹底を図るものとする。

- ア 防災行政無線による伝達  
市防災行政無線により、関係地域に伝達する。
- イ 広報車による伝達  
市、消防機関、笠間警察署等の広報車により、関係地域を巡回して伝達する。
- ウ 伝達員により戸別訪問  
緊急避難を要する異常事態の場合に、関係世帯に対して避難の勧告、指示の完全な周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。
- エ 警鐘、サイレン等  
その他警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。
- オ 放送による伝達（ラジオ、テレビ等による放送）  
NHKその他民間放送局に対して勧告、指示を行った旨通知し、関係市民に伝達すべき事項を指示し、放送の協力依頼を行う。なお、この場合は県を通じ依頼するものとする。

#### (3) 避難情報等の種類

市長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は、次のとおりとする。

	発令時の状況	市民に求める行動
自主避難所の開設	①避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、住民の不安を解消するために必要と判断する場合 ②地区集会所等を自主避難所として開設し、職員を派遣 ③自主避難所を開設した旨を対象自治会長へ連絡	①必要に応じ、自主的に地区集会所等へ避難 ②自主避難の際、必要な食糧、飲物、日用品等を持参 ③災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備 (災害時 要援護者 避難)情報	①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

#### (4) 避難準備情報、勧告、指示等の基準例

避難準備情報、立ち退き等の勧告及び指示は、原則として次のような事態になったときにこれを行うものとする。

ア 河川が警戒水位を突破する等洪水のおそれがあるとき。

イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。

ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。

エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。

オ 地すべり、山崩れ等によって危険が切迫したとき。

カ その他市民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

上記のほか、市長等は避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（危険水位、特別警戒水位）などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。

#### ■ 発令判断モデル 1（河川の氾濫）

河川の性格	過去に洪水等により損害が発生した、又は洪水の予想される河川で、洪水発生時間の予測が困難な河川		
特徴	通報水位・警戒水位が設定された水位計がある河川	水位計はあるが、通報水位や警戒水位が設定されていない河川	水位計がないが、流域に雨量計がある河川
発令判断のポイント	警戒水位の時間設定の考え方を整理しておき、発令の運用をあらかじめ取り決めて判断の参考とする。	過去の災害実績や堤防の構造を事前に調査し指標となる水位を決めておくことで判断の参考とする。	過去の災害実績や堤防の構造を事前に調査しておき、雨量情報や気象台情報などを参考に発令する。
河川名	〇〇川 △〇水位観測所	〇△川 △×水位観測所	〇△川 △×雨量観測所
対象地区	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、・・・・	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、・・・・	〇〇地区、〇△地区、〇×地区、・・・・
避難準備情報 (要援護者 避難情報)	・ 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 ・ 上流の〇〇水位局水位上昇中 ・ 警戒水位到達の〇〇分後	・ 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 ・ 上流の〇〇水位局水位上昇中 ・ 水位計の水位が〇〇mに達したとき	・ 〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上

避難勧告	・破堤につながるような漏水の発見		
	・〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 ・上流の〇〇水位局水位上昇中 ・警戒水位到達の〇〇分後	・〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上 ・上流の〇〇水位局水位上昇中 ・水位計の水位が〇〇mに達したとき	・〇〇雨量局が〇時間雨量〇〇mm以上
避難指示	・堤防の決壊、越流 ・危険な水位に到達 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見		
留意点	危険水位の設定がないため、事前に過去の災害実績や堤防構造などから危険な水位を決めておくこと重要。	事前に過去の災害実績や堤防構造などから危険な水位を決めておく必要がある。	判断の参考となる水位計を早期に設置する。

注) 基準は過去の災害から暫定値を定め、実際の災害で検証し精度を高めていく。

#### ■ 発令判断モデル-2 (土砂災害)

種類	判断基準								
避難準備 (要援護者) 情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害前兆現象 (湧き水、地下水の濁り等) の発見</li> <li>・降雨が、次の状況にあるとき</li> </ul> <p>【避難準備暫定基準例】</p> <table border="1"> <tr> <td>前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</td> <td>前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</td> <td>前日までの降雨がない場合</td> </tr> <tr> <td>当日の日雨量が50mmを超えたとき</td> <td>当日の日雨量が80mmを超えたとき</td> <td>当日の日雨量が100mmを超えたとき</td> </tr> </table>			前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合						
当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき							
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表された場合</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害前兆現象 (溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等) の発見</li> <li>・降雨が、次の状況にあるとき</li> </ul> <p>【避難勧告の暫定基準例】</p> <table border="1"> <tr> <td>降雨が次の状況にあるとき 前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</td> <td>前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</td> <td>前日までの降雨がない場合</td> </tr> <tr> <td>当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時</td> <td>当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時</td> <td>当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時</td> </tr> </table>			降雨が次の状況にあるとき 前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時
	降雨が次の状況にあるとき 前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合						
当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が予想される時							
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報の重要変更が発表された場合</li> <li>・近隣で土砂災害が発生</li> <li>・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象 (山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等) の発見</li> </ul>								

#### 4 避難措置の周知

市長等は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容を周知させるものとする。この場合、文書 (点字版を含む。) や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

##### (1) 市民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

## (2) 関係機関相互の連絡

県、県警察本部、市、自衛隊は、避難の措置を行なったときは、その内容を相互に連絡するものとする。

なお、市長等は避難の勧告、又は指示をしたときは速やかに知事に報告する。

## 5 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長等は、上記のような状態の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

市長、警察又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、若しくはこれらの者から要請があった場合、警察官は市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようにすることができる。(消防法第28条、水防法第14条)

### (2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

## 6 避難の誘導

### (1) 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため、次の事項に留意して速やかに行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 市民に対し、高齢者、乳幼児、小児、心身障害者等、災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

オ 避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

### (2) 市民の避難対応

#### ア 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

#### イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

## 7 避難所

避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備えている学校、公民館、体育館等の公共施設とし、避難所から遠距離にある地区については最寄りの一時集結場所に集結後避難するものとする。なお、指定されている避難所及び一時集結場所は別表のとおりである。

## 8 災害救助法による避難所の設置

災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、本部長（市長）が行う。

(2) 避難所の開設

避難所は、指定避難所の学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。なお、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(3) 対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊者、通行人等）した者

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(4) 避難所の開設期間は、災害発生日から7日以内とし、費用は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるところによる。また、帰宅する所のない者については、一定の避難所に集合収容し、応急仮設住宅が建設されしだい移動させるものとする。

9 避難所の管理

(1) 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難者を収容したときは、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難所の管理にあたらせる。

(2) 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難者の実態を把握し、その保護にあたるとともに、たえず本部と情報連絡を行うものとする。

(3) 組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予想される場合あるいは避難者が多数にのぼる場合は、避難所の維持、管理あるいは運営等のため避難者、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得、統制を保ち、かつ公平に行えるよう努めるものとする。

(4) 避難者の心得

避難者は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛けるものとする。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。

ア 組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守

ウ 災害時要援護者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

10 避難所の防疫

環境班は、避難所内の防疫等衛生面について救護・防疫班等との連絡を保ち、十分注意を払う。

## 11 避難状況の報告

市長等は、避難の勧告又は指示をしたときは、次の事項を知事に報告するとともに、関係機関へ通報し、協力を要請する。

### (1) 知事への報告

- ア 避難勧告又は指示をした日時
- イ 避難先
- ウ 対象地域及び人員（世帯）
- エ 避難所開設の状況及び開設期間の見込

### (2) 関係機関への通報

市長等が避難の勧告又は指示を発令したとき又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総務課長は、次の要領により必要に応じて関係機関等に対して連絡するものとする。

- ア 県の関係機関（県北地方総合事務所福祉課、笠間警察署、水戸保健所等）に連絡し協力を要請する。
- イ 避難所として利用する施設等の管理者及び責任者に対し、至急連絡し協力を要請する。
- ウ 地域住民が避難のため、近隣市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町村に対しても連絡しておくものとする。

## 12 避難準備情報、勧告、指示の解除

市長等は避難の勧告、指示のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告、指示の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難の勧告、指示に準じて行う。

## 13 実施設定権者

設定権者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災対法第63条
警察官	〃	〃
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	消防法第23条の2、第28条、第36条
水防団長、水防団員	水災	水防法第14条
自衛官	災害全般	災対法第63条

## 14 観光客対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、旅館等の各施設の管理者は、観光客の身体及び生命の安全を確保するため避難の必要があると判断した場合には、各施設の避難計画に即して避難を行うものとする。また、災害の状況によっては市の指定する避難所に避難するものとする。

なお、交通機関の停止又は道路の欠壊等により帰宅不能となった観光客が避難所で避難生活を行う場合には、市は、交通機関又は施設の管理者と十分協議するものとする。

## 別表

### 避難所一覧

#### (1) 小学校

番号	名 称	所 在 地
1	笠間小学校	笠間2689-1
2	東小学校	大橋1713-1
3	佐城小学校	金井83-1
4	箱田小学校	箱田1115
5	南小学校	南吉原1188
6	稲田小学校	稲田2151-2
7	宍戸小学校	平町22
8	友部小学校	美原3-3-1
9	友部第二小学校	平町1718-93
10	北川根小学校	湯崎1085-1
11	大原小学校	小原3522-1
12	岩間第一小学校	下郷4108
13	岩間第二小学校	押辺529-1
14	岩間第三小学校	市野谷1542-1

#### (2) 中学校

番号	名 称	所 在 地
1	笠間中学校	笠間2702
2	東中学校	福田906-6
3	南中学校	北吉原15
4	稲田中学校	稲田2145-3
5	友部中学校	中央4-1-1
6	友部第二中学校	旭町510-1
7	岩間中学校	下郷4997

#### (3) 高等学校

番号	名 称	所 在 地
1	茨城県立笠間高等学校	笠間1668
2	茨城県立友部高等学校	大田町352

#### (4) 公民館、体育館等

番号	名 称	所 在 地
1	笠間市立笠間公民館	石井2068-1
2	笠間市民体育館	石井2068-1
3	笠間市武道館	石井2068-1
4	憩いの家はなさか	橋爪586-4



番号	名 称	所 在 地
5	笠間市立友部公民館	中央3-3-6
6	ゆかいふれあいセンター	仁古田長兎路入会地1-171
7	笠間市立岩間公民館	下郷4407
8	岩間海洋センター	押辺2259-1

一 時 集 結 場 所 一 覧

番号	名 称	所 在 地
1	鷹匠町児童公園	鷹匠町17-1
2	城南・やきもの通り公園	下市毛591-1
3	いなだふれあい公園	稲田2315-1
4	大池公園	赤坂20
5	笠間駅北街区公園	笠間5095
6	石井街区公園	石井2068-1
7	福原運動公園	福原17-10
8	高田運動公園	福田3012-1
9	南山スポーツ公園	北吉原321-1
10	総合運動公園	箱田867-1
11	芸術の森公園	笠間2345
12	本戸公民館広場	本戸3154
13	上加賀田公民館広場	上加賀田329-1
14	友部第一児童公園	八雲1-5-23
15	友部駅前児童公園	東平2-1470-202
16	柿橋グラウンド	鯉淵6525-18
17	長兎路いこいの広場	長兎路1024
18	鴻巣グラウンド	鴻巣525-10
19	中市原農村集落センター	下市原1223-1
20	大原グラウンド	小原4118-1
21	小原農村公園	小原2911
22	岩間体験学習館「分校」グラウンド	上郷1742-1
23	第二分校跡広場	泉1204-2
24	上安居地区公民館広場	安居2058
25	岩間工業団地第二公園	安居2600-31

## 第12節 食糧供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 調達体制の強化 (1) 市内小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討 2 市民への備蓄推進についての広報実施 3 災害時の調達 ⇒ (1) 米穀小売販売業者に供給依頼 (2) 知事に米穀の調達要請 4 救援物資集積場所 ⇒ (1) 笠間市役所笠間支所 (2) 友部公民館 (3) 笠間市役所岩間支所 5 炊出しの実施 (1) 予定場所 —— 避難所（小・中学校等）内又はその近くの場所等 (2) 協力団体 —— 日赤奉仕団等	総 務 部 保 健 衛 生 部 産 業 経 済 部

### 1 計画の方針

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、また食品の販売機構が麻痺し、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するものとする。

### 2 実施機関

食糧の供給は、市長の責任で実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら実施することを妨げない。また、市長限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

### 3 食糧備蓄の推進

市は、食糧の備蓄に努めるとともに、市民に対し自らの身の安全は自らが守るという防災の基本に則り、3日分の食糧の備蓄を図るよう防災訓練、広報紙等で啓発するものとする。

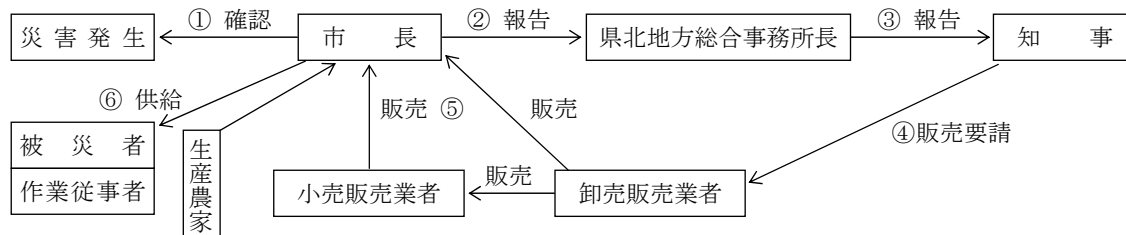
### 4 食糧の調達

#### (1) 米穀

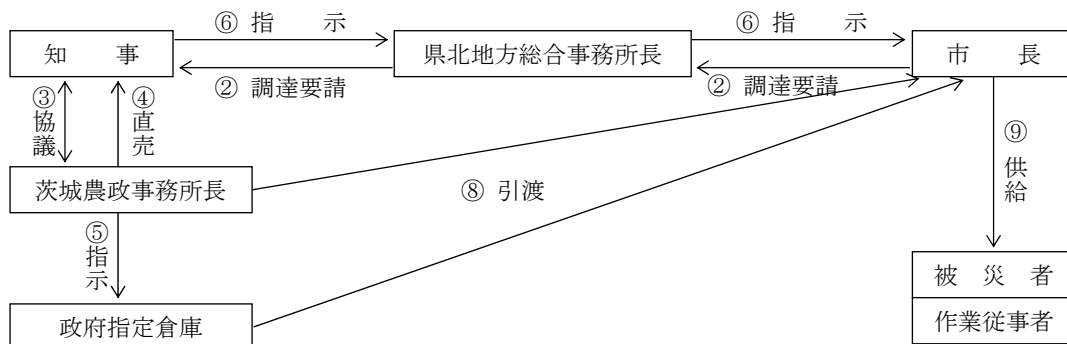
ア 市長は、災害応急用米穀が不足又は必要があると認める場合には販売業者又は、市内の生産農家から所要の米穀を購入し、被災者等に供給する。この場合の各関係機関の措置は次のとおりである。

(ア) 市長は応急食糧の供給を必要とする人員を県北地方総合事務所長を通じ知事に報告する。

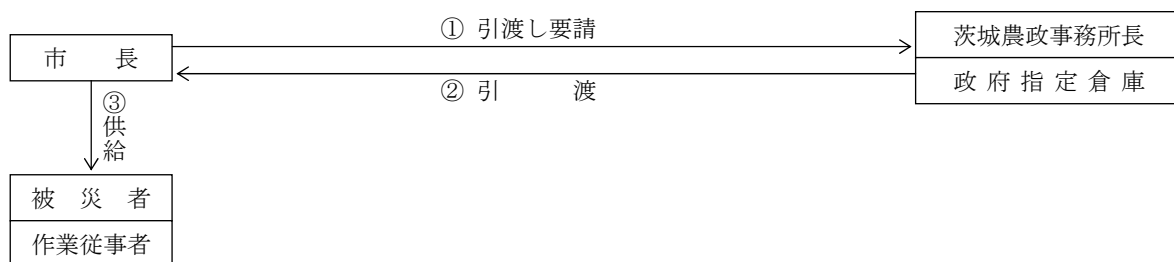
(イ) 知事は、(ア)の報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を御売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。



イ 知事は、災害の状況等により必要と認める場合は、市長の要請に基づき、関東農政局茨城農政事務所長と協議し、関東農政局茨城農政事務所長から米穀を買い受けるとともに、関東農政局茨城農政事務所長から直接市長に引渡すための措置を講じる。



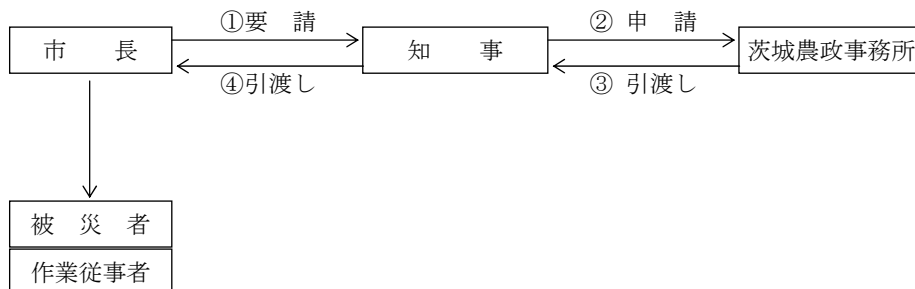
ウ 市長は、交通通信の途絶によりイによる引渡しを受けられない場合は関東農政局茨城農政事務所所長又は政府指定倉庫の責任者に対し食糧の緊急引渡しを要請し、受領する。この場合市長は、事後速やかに知事に報告するものとする。



## (2) 乾パン

知事は災害の状況又は市長の申請により乾パンの供給が必要であると認める場合は、関東農政局茨城農政事務所長に対し供給の申請をする。

関東農政局茨城農政事務所長は、現品到着後知事を経て市長に引渡す。



## 5 食糧の給与

### (1) 食糧の集積地

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

救援物資集積場所は次のとおりであり、市は集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	笠間市役所笠間支所	笠間市石井717	0296-72-1111
2	友 部 公 民 館	笠間市中央3-3-6	0296-77-1101
3	笠間市役所岩間支所	笠間市下郷5140	0299-37-6611

(2) 食糧の供給

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 配分漏れ又は重複支給の者がないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定めるものとする。

(3) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(4) 品目

米穀(米飯を含む)、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の供給は、温かなもの、軟らかなもの、ミルク等配慮したものを供与するものとする。

(5) 市民等の協力

炊き出し等食糧の配給にあたっては、日赤奉仕団等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

(6) 給与(配給)費用の限度額等

給与期間及び費用の限度等は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。なお、炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、1人1日あたりの費用(主食、副食、燃料費、雑費等の一切で、備品類に要する費用は除く。)であること。

## 第13節 衣料・生活必需品等供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 調達体制の強化 (1) 小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討 2 災害時の調達 —— (1) 市内業者・物資供給協定締結相手に供給依頼 ↓とりまとめ (2) 他市町村、県への応援要請 救護部商工観光班 3 救援物資集積場所 ⇒ (1) 笠間市役所笠間支所、(2) 友部公民館 (3) 笠間市役所岩間支所	総 務 部 福 祉 部 産 業 経 済 部

### 1 計画の方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

### 2 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、市長が主体となり実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 生活必需品の給（貸）与

- (1) 給（貸）与の実施  
市長は、生活必需品等の供給の必要があると認める場合は、商工会、市内の小売業者、物資供給に関する協定締結相手に供給を依頼して調達し、被災者に配布する。
- (2) 県、近隣市町村への協力要請  
市は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

### 4 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、本章第12節「食糧供給計画」中の「5 食糧の給与」のとおりである。

### 5 災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、同法及び災害救助法施行細則（昭和36年茨城県規則第83号）等によるがその概要は次のとおりである。

#### (1) 対象者

ア 災害により、住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの）の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

#### (2) 給与又は貸与の方法

物資の配分については、世帯単位とし、床上浸水以上の災害を受けた場合に世帯構成人員別に行う。

ア 給与物資、あらかじめ定める業者等から購入して、配分する。

イ 救助物資は必ず受け払いの記録及び受領書を徴しておかなければならない。

(3) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

ア 寝具（毛布等）

イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）

ウ 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等）

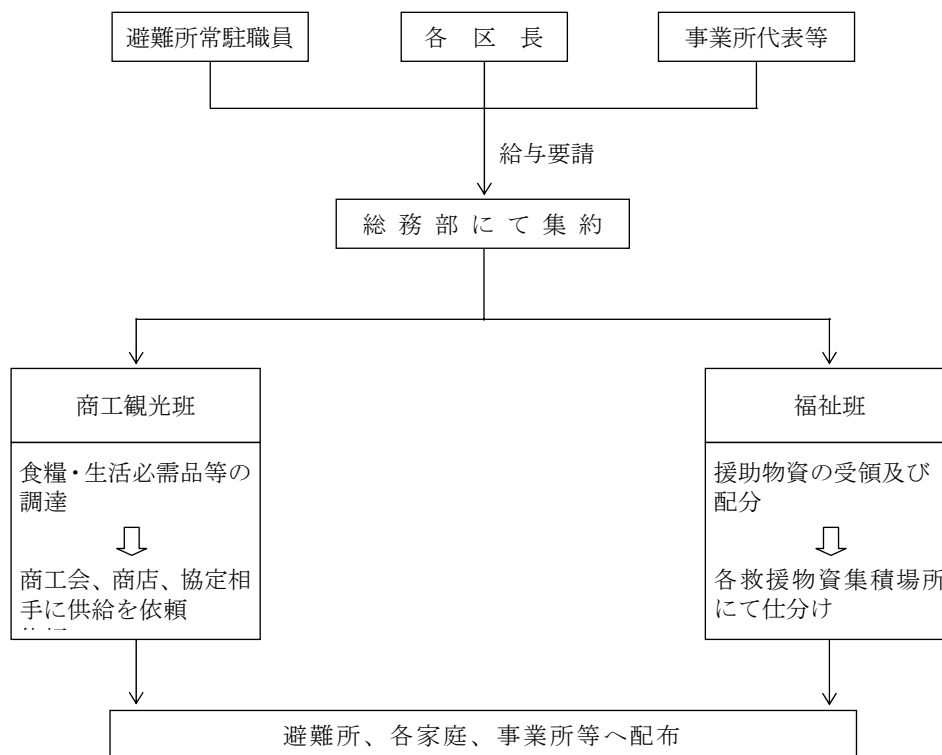
エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）

オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

カ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）

キ その他（ビニールシート等）

なお、物資の配分は、次の要領で行うものとする。



6 給与又は貸与のための費用及び期間等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

7 記録簿等の作製

給与又は貸与の実施には、責任者を定め給貸与の記録簿、受領書等を整理保存する。

## 第14節 給水計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者への飲料水の供給 給水方法——— (1) 給水車 (2) 井戸 2 給水量——— 1人(大人) 1日約3リットル 3 水道施設の応急復旧 復旧の優先順位 ① 水源施設 ② 導水施設 ③ 浄水施設等基幹施設 ④ 主要給水所に至る送配水施設	上 下 水 道 部

### 1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

### 2 実施機関

- (1) 被災者への飲料水の供給は、市長の責任で実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら実施することを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 水道施設の応急復旧は、市が行う。

### 3 応急給水の実施

#### (1) 活動内容

用水供給事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

#### (2) 給水基準

1日1人3リットル

### 4 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法を適用した場合の飲料水の供給は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

#### (1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

#### (2) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、配水池の水を有効利用し、給水車、給水缶による給水及びろ水器等によるろ過又は浄水剤の交付等の方法により行うものとする。なお、本市における給水拠点及び給水量は別表1のとおりである。

#### (3) 検水の実施

一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行い、必要があれば、県に検水の実施を要請

するものとする。

(4) 給水量

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、1人1日の必要量は、通常の場合大人で約3リットルとする。

(5) 飲料水の供給のための期間費用等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。なお、供給を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

5 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち次により行う。

(1) 応急復旧方針

水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管、配水本管、配水小管）、給水装置の順に復旧する。

なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧するものとする。

(2) 応援・協力

市は、指定給水装置工事業業者等（別表2）と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事業業者等の応援又は協力を求める。

(3) 広報

市は、断水した場合、市民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により適切な広報を実施する。

別表1

給水拠点及び給水量

浄水場・配水場名称	給水能力
箱田配水池	5,000 m <sup>3</sup>
飯田配水池	800 m <sup>3</sup>
南友部配水場	3,000 m <sup>3</sup>
宍戸浄水場	3,000 m <sup>3</sup>
友部浄水場	360 m <sup>3</sup>
愛宕配水池	2,000 m <sup>3</sup>
安居配水池	600m <sup>3</sup>
吉岡浄水場	1,000m <sup>3</sup>



## 別表 2

### 笠間市指定給水装置工事事業者（市内）

工 事 店 名	住 所	電 話 番 号
(有)山口設備	石井953-1	0296-72-4359
(有)大堀設備	下市毛964	0296-72-1408
(有)根本設備工業	笠間2567	0296-72-0471
谷田部ポンプ工業所	下市毛824-2	0296-72-1379
(有)アオヤギ	稲田4067-1	0296-74-2314
(株)ゴミタ	金井80	0296-72-5694
(株)スガハラ	笠間4336-1	0296-72-0411
(有)ヒラヤマ建設	笠間2695	0296-72-0655
そのべ電設工業	笠間1701-2	0296-72-2341
友部電気	笠間1712	0296-72-1595
小森住設	笠間2487-16	0296-72-5831
(株)山田住設	日草場161	0296-71-0307
(有)イリエ	石井501-1	0296-72-6875
(有)和田工務店	下市毛218	0296-72-0482
(有)小池工務店	飯合572	0296-74-4323
郡司サービス	飯合698-2	0296-74-3861
(株)奥川工務店	本戸3424	0296-74-2542
(有)長谷川工務店	福原1340-2	0296-74-2534
深谷商店	稲田1414-2	0296-74-2621
(株)高田工務店	大郷戸306	0296-74-2330
鈴木設備	片庭1501	0296-72-6218
(有)松村造園	福原2062	0296-74-2231
旭設備工業(有)	八雲1-8-7	0296-77-0218
宮内設備	平町1911	0296-77-2043
荒川金物店	駅前10-11	0296-77-0050
(株)平賀機工	鯉淵6520-67	0296-77-0183
萬屋金物店	平町103-3	0296-77-0412
湯崎設備工業	湯崎725	0296-78-1777
深作設備(株)	大田町929	0296-77-6050
(有)佐藤設備工業	南友部409-3	0296-77-6946
須藤建設(株)	小原4615	0296-77-7654
(株)カワイ	矢野下399	0296-77-4555
(有)菅谷工業	旭町406-8	0296-78-4069

工 事 店 名	住 所	電 話 番 号
(株)イチゲ電設	鯉渕6732-6	0296-77-8228
(有)江幡塗装工業	上市原1830	0296-77-2853
大昭建設工業	仁古田722	0296-77-5009
(有)インターワークス	大田町208-361	0296-78-5557
富田デンキ	随分附108-1	0296-77-0292
ヒタチ開発工業(株)	平町1246-1	0296-77-7347
(株)スガヤ工務店	仁古田744-2	0296-77-4495
(株)大平工務店	南友部750	0296-77-1808
上野工業	長兎路706	0296-77-2555
赤津電気	長兎路664-1	0296-77-2005
芳野工業(株)	長兎路1155	0296-77-8355
北村電気	柏井394	0296-78-2475
大平建設(株)	鯉渕6340	0296-77-1265
スズショウ	旭町206-16	0296-78-2235
(株)根本金物店	下郷4439-37	0299-45-2070
立原工業	下郷4145	0299-45-5331
(有)マルイチ設備	押辺1427-1	0299-45-3584
渡辺設備工業	下郷4017-1	0299-45-2545
小松崎建設(株)	押辺2709-101	0299-45-2443
(有)神田燃料店	下郷4159-1	0299-45-2204
海老沢電気商会	下郷4087	0299-45-2142
システムショップおおわだ	下郷4542	0299-45-2130
伊藤電気商会	下郷4557-50	0299-45-2302
川根設備工業	安居1798-1	0299-45-6222
オヌマ住宅設備機器(有)	土師1217-8	0299-45-2318
エバタ設備工業	下郷4262-5	0299-45-6166
内野設備工業	市野谷1356-41	0299-45-5517
石井商事	吉岡47-11	0299-45-6526
(有)宮本建設工業	押辺1298	0299-45-3375
(株)大畠組	南小泉1740	0296-77-1627
滝田建材店	下郷4104	0299-45-2512
東部設備工業	福島599	0299-45-8911

## 第15節 災害時要援護者安全確保対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
災害時要援護者の実情に応じた安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等 ①救助・避難誘導、②搬送・受入先の確保、③食糧等の調達、 ④介護職員等の確保、⑤巡回相談の実施 (2) 在宅災害時要援護者 ①安否確認、救助活動、②搬送体制の確保、③要援護者の状況調査等、 ④食糧等の確保及び配布における災害時要援護者への配慮、⑤保健・福祉巡回 サービス、⑥保健・福祉相談窓口の開設 (3) 外国人 ①避難誘導、②安否確認、救助活動、③相談窓口の開設	福 祉 部 保 健 衛 生 部

### 1 計画の方針

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声、言語機能の障害からの確かな避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる災害時要援護者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じて配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

### 2 実施機関

- (1) 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- (2) 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策は、市長が実施する。
- (3) 当該施設及び市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て、実施するものとする。

### 3 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策

#### (1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の社会福祉施設、近隣住民、ボランティア団体等にも協力を要請する。

#### (2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入れ先を確保する。

#### (3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

#### (4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき他の社会福祉施設及び

市等に対し応援を要請する。市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア団体等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民、ボランティア団体等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、民生委員、近隣住民、福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を活用する。また、これらが確保できない場合、県へ輸送車両確保を要請し、災害時要援護者の搬送活動を行うものとする。

(3) 災害時要援護者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティア団体等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

市は、災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保するとともに、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回による介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車などを活用して外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導に努める。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動に努める。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じるものとする。

## 第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応急仮設住宅の設置場所の選定 ①公有地を優先、②保健衛生、交通、教育等を考慮 2 応急仮設住宅入居者の選定 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 災害時要援護者を優先 3 応急修理の対象者の選考 (1) そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力で応急修理ができない者を優先 (2) 被災者の住家の実態調査	都 市 建 設 部 福 祉 部

### 1 応急仮設住宅の建設計画

#### (1) 計画の方針

災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るものとする。

#### (2) 実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行う。

イ 本市又は県限りで実施が困難な場合は、国、災害時応援協定締結者、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

#### (3) 応急仮設住宅の建設

##### ア 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。

##### イ 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

##### ウ 設置場所の提供等

###### (ア) 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

###### (イ) 設置場所

設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

##### エ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

##### オ 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

###### (ア) 住家が全焼、全壊、または流出した者であること

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等
- ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- ⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要援護者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要援護者の優先入居に努めるものとする。

#### カ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。

### (4) 災害救助法による応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

#### ア 対象者

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

(7) 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること

(イ) 居住する住家がない者であること

(ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
- ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- ⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要援護者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要援護者の優先入居に努めるものとする。

#### イ 設置場所

設置場所については、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と賃貸契約を締結するものとする。

#### ウ 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全焼、半壊又は流出し、移住する住家がない場合であって、自らの資力では住宅が得ることができない世帯を対象に設置する。

#### エ 費用等基準

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるところによる。

### 3 住宅の応急修理計画

#### (1) 計画の方針

災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、トイレ

レ及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

(2) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 基本事項

(7) 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。

(イ) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

(ウ) 修理時期

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

イ 資材調達

市において、資材が不足した場合は県(土木部)に要請し、調達の協力を求めるものとする。

(4) 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

ア 対象者

住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては応急修理ができない被災者であること。

イ 応急修理の方法

応急修理の対象とする住家の実態調査及び選定は、特に慎重に行い、応急修理は現物給付をもって実施する。

ウ 資材調達

市において資材が不足した場合は、県(土木部)に要請し、調達の協力を求めるものとする。

エ 住宅の応急修理期間及び費用

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。



## 第17節 医療・助産計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 救援・救助を要する状況の把握 2 医師会への応援要請と医療救護班の編成 3 医療救護所の設置（設置場所の決定） 4 医療品等の確保 ⇒ 指定備蓄業者 5 重傷者の搬送 (1) 医療機関の受入状況の把握 (2) 搬送手段の確保 ⇒ (1)救急自動車、(2)防災ヘリコプター	総 務 部 保 健 衛 生 部 市 立 病 院

### 1 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

### 2 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 応急医療体制の確保

#### (1) 初動体制の確保

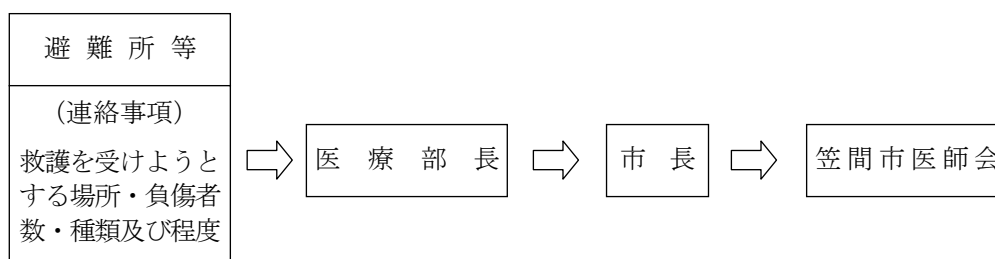
災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員、医療関係者等は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。なお、本市における医療機関と薬店は別表1及び2のとおりである。

#### (2) 医療救護班の編成・出動

市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により笠間市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

医療救護班の派遣要請連絡系統図



(3) 医療救護所の設置

市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。

(4) 医薬品等の確保及び供給

茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、指定備蓄業者から災害医薬品等の確保及び供給を行う。

なお、指定備蓄業者は次のとおりとする。

指 定 備 蓄 者	備 蓄 場 所	電 話
(株)メディセオ・パルタックホールディングス物流センター	水戸市杉崎1586	029(259)6522
(株)潮田クラヤ三星堂水戸支店	水戸市大塚町1852-4	029(251)5151
(株)アスカム水戸物流センター	水戸市笠原町600-68	029(241)8990
アルフレッサ(株)水戸支店	水戸市千波町字久保461	029(243)2911
(株)スズケン水戸支店	水戸市見川2131-115	029(244)1641
山口東邦(株)水戸営業所	水戸市石川2-4063-1	029(251)3311

また、別表2に掲げる薬局、薬店の在庫品より調達する。

#### 4 後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保

ア 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき後方医療施設を確保する。

(2) 搬送体制の確保

ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

イ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車が確保できない場合は、市は、県に対して患者搬送のため防災ヘリコプターの出動要請をするものとする。

(3) 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要であることから、市は、被災地域内における人工透析患者の需療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

## 5 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

### (1) 医療

#### ア 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

#### イ 実施方法

病院又は適当な地点に救護所を設置して医療救護班が行う。医師、看護師及び医薬品等不足する場合は、管内で協力可能な医師、県、日赤等の応援を要請する。重症患者等で医療救護班では医療不可能な者については、病院等に移送して行う。

#### ウ 医療の範囲及び費用の限度額

##### (ア) 医療の範囲

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

##### (イ) 医療のため支出できる費用及び実施期間等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

### (2) 助産

#### ア 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

#### イ 実施方法

医療救護班の医師又は助産師により行う。また、必要に応じ病院等に移送して行う。

#### ウ 助産の範囲及び費用の限度額

##### (ア) 助産の範囲

- ・ 分べんの介助
- ・ 分べん前、分べん後の処置
- ・ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

##### (イ) 助産のための費用及び期間

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

## 別表 1

## 医療機関一覧

保険医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
石本病院	石井2047	胃・外・内・皮・泌・呼・循・整外・放	72-5245
太田皮膚科	笠間179	皮	72-7777
神里医院	笠間1256	内・小・放・アレ・呼・消・循・リハ・リウ	72-0177
河村医院	笠間223-2	内・消・整外・外・肛・婦・放	72-2121
いけうち医院	笠間1200	内・小・心内	72-1105
関外科整形外科医院	笠間1740-4	外・整・皮・泌・放・リハ	72-1382
佐藤医院	笠間981-8	内・小・呼・循	72-0032
笠間眼科	笠間4329-2	眼	72-9917
柳橋医院	稲田755	内・整外	74-2302
笠間耳鼻咽喉科	笠間1107-4	耳鼻咽喉	73-0111
下田整形外科	笠間4390-3	内・整・皮・リハ	73-0858
粟屋医院	笠間303	内・皮・放	72-1567
笠間中央クリニック	赤坂26-1	内	73-0875
磯医院	稲田2272	内・胃・呼・循・アレ・放・小 神内・心内・リハ・肛	74-4790
茨城県立中央病院	鯉淵6528	内・神内・呼・消・循・小・外・ 整外・脳神・呼外・皮・泌・眼・ 耳鼻咽喉・リハ・放・麻	77-1121
茨城県立友部病院	旭町654	神・精	77-1151
笠間市立病院	中央1-2-24	内・小・外・皮	77-0034
立川病院	八雲2-112-14	内・呼・消・循・小・外・整外・ 形外・皮・泌尿	77-7211
あさひクリニック	旭町108-6	内・小・皮・神内・呼・胃・循・ アレ・リハ	78-5011
石橋内科医院	鯉淵6268-102	内・循	71-3181
原田医院	大田町1-3	内・循・外	77-8883
武藤医院	平町1635-1	内・小・皮	77-6610
山本内科小児科医院	東平4-5-34	内・小・胃・循	71-2232

保険医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
ねもとクリニック	大田町215-13	内・外・胃・肛・リハ	77-7011
根本産婦人科医院	八雲1-4-21	産婦・小・内	77-0431
てらだ内科・消化器科	東平3-1-21	内・消	70-5500
常陸クリニック	旭町472-1	消・循・内・外・整外・肛	78-5911
埴 医 院	八雲2-4-11	内・小・リハ・リウ	77-0072
ともべ皮膚科	鯉淵6267-78	皮	70-5181
わたなべ整形外科	鯉淵6266-140	内・リウ・整形・形成・リハ	70-5577
菅 谷 病 院	下郷4425-37	内・呼・消・循・小・外・整外・ 形外・皮・泌・放	0299-45-2172
梅里クリニック	下郷4468	アレ・小・皮・内	0299-45-2002
高 瀬 医 院	安居1291	胃・小・内・外	0299-45-2140
本多内科・循環器科医院	福島396	内・循	0299-37-8556
にしぼり整形外科	泉2077-3	整外	0299-37-6026
笠間市医師会	来栖266-4		71-0121
(社)茨城県医師会	水戸市笠原町489		029-241-8446

## 別表 2

### 薬局、薬店一覧

店名	所在地	電話番号
佐野薬局	笠間1328	72-0133
いけだ薬局	石井84-3	72-6385
かさま薬局	笠間1632-2	73-0040
みすず薬局(笠間店)	笠間4326-1	72-5355
寺島薬局(株)ドラッグストアー笠間店	笠間99-7	73-0998
マツモトキヨシ(株)笠間店	赤坂9-13	73-0526
広瀬薬品	笠間1698-1	72-2435
ブリーズ・マム支店	笠間4361-1	73-0432
ウエルシア薬局友部東平店	東平3-1-7	71-2235
グリーン薬局友部店	鯉淵6526	70-9115
マツモトキヨシ(株)伊勢甚友部スクエア店	住吉1364-1	78-3361
アイン薬局こいぶち店	鯉淵6526-90	71-3261
青木薬局	八雲1-1-11	77-0056
あす薬局岩間店	安居1295-4	0299-45-8510
アルファーム友部店	八雲2-1058-208	70-5777
今川薬局友部旭町店	旭町653-1	71-2105
今川薬局友部中央店	鯉淵6526-91	78-2323
SFC薬局岩間中央店	下郷4167-3	0299-45-0707
SFC薬局友部店	平町1635-22	70-5312
花梨薬局岩間店	福島465-3	0299-37-8110
きりん薬局	鯉淵6268-103	71-3161
コスモ調剤薬局友部店	東平3-1-22	78-5320
コスモ調剤薬局鯉淵店	鯉淵6267-86	78-0580

店名	所在地	電話番号
コスモ調剤薬局岩間店	下郷4446-186	0299-37-6733
菅谷薬局(本店)	下郷5012-12	0299-45-0158
寺島薬局(株)ドラッグストア友部店	美原3-1-3	78-1118
ナップ薬局鯉淵店	鯉淵6266-1	70-5535
根本薬局	八雲1-2-4	77-0040
ひかり薬局	大田町918-3	71-2102
ひまわり薬局	大田町208-144	70-5818
病院前ドラッグ	鯉淵6526-236	78-0401
みつばち薬局	旭町107-4	71-2720
みどり薬局	旭町472-2	78-9771
ロイヤル薬局友部店	東平4-5-33	70-5375
コスモファーマ薬局稲荷店	笠間6526-90	
ジャスコ笠間店ドラッグ	赤坂8	70-1700(代)
(有) プリーズマム	笠間1529-10	
ツルハドラッグ友部店	旭町397-1	70-5778
美留町薬品	市野谷658	0299-45-3930
(有) チバリー薬品	下郷4557	0299-45-7450
アイリス薬局	石井2031-2	71-1210

## 第18節 防疫計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 防疫活動の実施 ⇒ (1)市民への衛生指導及び広報活動、(2)感染症の未然防止、 2 防疫用機器及び薬品の現状把握と確保 3 県への応援要請 ・明示事項 ⇒ (1)防疫期間、(2)防疫を要する世帯数、(3)必要な防疫班、(4)派遣場所等 4 県への報告（水戸保健所長を經由） ・明示事項 ⇒ (1)被害状況、(2)活動状況、(3)必要な物品及び経費、(4)終息及び事務処理の結果等	市 民 生 活 部 保 健 衛 生 部

### 1 計画の方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下の悪条件を考慮のうえ、迅速かつ適切に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。なお、防疫措置は、水戸保健所と緊密な連携をとり実施するものとする。

### 2 実施責任者

防疫活動は市長が実施するものとするが、本市のみでは実施が困難な場合には、県に応援の要請を行うものとする。

### 3 実施事項

#### (1) 清潔方法及び消毒方法の施行

##### ア 清潔方法

清潔方法のうち主なものは、次のとおりである。

##### (ア) ごみ処理

収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却、埋設等衛生的に適切な処分をすること。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定める基準による。）

##### (イ) し尿の処理

し尿の処理については、許可業者により収集し、処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないようにすること。

##### (ウ) 実施場所

市内における道路、溝渠等の公共の場所を中心に清掃を実施する。

##### イ 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）第27条第2項に規定する消毒は、知事の指示に基づき、同法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条の定めるところにより実施し、感染症の未然防止に努める。

#### (2) そ族昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、同法施行規則第15条の定めるところにより、そ族昆虫等の駆除を行い、感染症の未然防止に努める。

#### (3) 生活用水の供給

ア 法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活用水の供給をするものとする



る。生活水の供給方法は、本章第14節「給水計画」の定めるところによること。

イ 生活水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底すること。

(4) 患者等に対する措置

被害地域において感染症患者が発生した時は、直ちに保健所に通報し指示を受ける。

(5) 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに施設管理者を通じ衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て指導の徹底を図る。

(6) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

4 医療ボランティア

市及び県は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

5 防疫措置情報の把握

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

6 防疫資器材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村あるいは県に協力を求める。

7 予防教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用により、速やかに市民に対する予防教育及び広報活動を行い、災害時における感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知させる。

8 県知事に対する応援要請

県知事に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 防疫期間

(2) 防疫を要する世帯数

(3) 必要な防疫班

(4) 派遣場所

(5) その他必要事項

9 報告

市は、災害防疫に関する記録を整備するとともに、速やかに水戸保健所長を経由して、次の事項を県に報告するものとする。

(1) 被害状況

(2) 防疫活動状況

(3) 防疫活動に必要な物品及び経費

(4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等

## 10 被災動物の保護収容

災害により飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するためこれら動物の保護収容等の対策については、県・水戸保健所、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- (3) 負傷している動物の収容・治療
- (4) 飼育困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼育者探し
- (5) その他動物に関する相談の受付

## 第19節 清掃計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の把握 2 市民の協力要請 ―― 集積場所への運搬、自己処理等 3 災害時の緊急清掃作業の実施 (1) ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 (2) 仮設トイレの設置 4 近隣市町村、県への応援要請 5 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所又は地区毎	市民生活部

### 1 計画の方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻輳等多くの困難が予想されるので、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行うものとする。

### 2 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長が行うものとする。

### 3 状況の把握及び清掃計画

災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、市民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

### 4 協力要請

状況により、市民自らによる処理及び集積場所への運搬をおこなうよう、広報等により協力を求めるものとする。また、ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、近隣市町村及び市内関係業者の応援を要請する。なお、近隣市町村等の応援、協力をもってしても困難な場合は、県に対して協力のあっせんを要請する。

### 5 応急清掃

#### (1) ごみの収集処理方法

ア トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。

イ 市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し、清掃計画を策定する。

ウ 水分の多い難燃性、不燃性のごみは、環境保全課と連携を図り、ごみ処理施設へ持込処理する。

エ 可燃性ごみは、可燃ごみと資源物に分別し、ごみ処理施設へ持込処理する。

オ 市は、市民によって集められた仮集積場のごみを管理し、委託業者により、処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

カ 消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定められた消

毒方法を実施するものとする。

(2) し尿の収集処理方法

ア 市は、災害により、し尿を処理する必要が発生した場合は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、清掃車（バキュームカー）を業者に依頼し、能率的かつ衛生的に収集し、処理するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

イ 消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定められた消毒方法を実施するものとする。

ウ 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導するものとする。

エ 市は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置するものとする。

(3) 死獣処理

死獣は、市が処理するものとし、処理できない場合には水戸保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理するものとする。

6 臨時の措置

廃棄物の処理について処理能力を越え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

別表

ごみ処理機関

機 関 名	電 話 番 号	住 所
笠間・水戸環境組合	0296-77-2416	仁古田長兎道入会地1-62
エコフロンティアかさま	0296-70-2511	福田165-1

し尿処理機関

機 関 名	電 話 番 号	住 所
筑北環境衛生組合クリーンセンター	0296-75-2533	桜川市長方1245
茨城地方広域環境事務組合	029-292-0090	茨城町馬渡244

し尿処理収集運搬車

会 社 名	電 話 番 号	住 所	数
ハクアイ社	0296-72-6670	笠間2192-36	9台
三栄社	0296-74-2366	稲田4115	5台
博愛社	0296-77-1010	大田町1130	3台
茨城友清	029-259-4817	水戸市鯉淵町2911-1	3台
岩間保全	0299-45-2249	吉岡1-27	3台

## 第20節 死体の搜索及び処理埋葬計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 死体の搜索の方法 (1) 消防機関、警察官、市民等の協力の要請 (2) 必要な機械、器具の借上げ 2 死体の一時保存 死体安置所 ⇒ 笠間地方広域事務組合「やすらぎの森」 3 埋・火葬の手配 埋火葬許可証 ⇒ 市民課で発行	市民生活部 保健衛生部 福祉部 消防本部 消防団 笠間警察署

### 1 計画の方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

### 2 実施機関

- (1) 死体の搜索、埋葬は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 死体の処理は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合には知事及び市長が行う。
- (3) 本市及び県のみでは困難な場合は、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 死体の搜索

##### ア 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

##### イ 搜索の方法

搜索は、消防機関、警察官、自衛隊、人夫、市民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。

##### ウ 搜索の期間及び費用

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

#### (2) 死体の処理

##### ア 死体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合

##### イ 死体の処理の内容

(7) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(4) 死体の一時保存

(9) 救護班による検案の実施。ただし、死体が多数の場合等救護班によることができない場合

は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

ウ 死体の収容

検視、検案を終えた死体は、市の設置する死体安置所に収容する。

(ア) 死体安置所の設置

大規模災害及び多くの犠牲者が出た場合には、死体安置所を次のとおり定め、ただちに施設の確保を図るものとする。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
笠間地方広域事務組合「やすらぎの森」	笠間市笠間4669	0296-72-7011

被害が甚大な場合には死体の収容、安置所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

(イ) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(ロ) 身元不明死体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明死体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、身元不明死体を集中安置する。

(ハ) 身元確認

市は、警察、医師会、歯科医師会と協力をして、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

エ 死体の処理のため支出できる費用

災害救助法適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

オ 死体処理の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 埋葬

ア 埋葬を行う場合

災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、死体の応急的な埋葬を実施するものとする。

(ア) 災害の混乱の際に死亡した者（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

(イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

- ① 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であるとき。
- ② 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- ③ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- ④ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

イ 埋葬方法

死体の埋葬は原則として火葬とする。

市の火葬能力を超える死体が発生した場合は、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

ウ 埋葬のため支出できる費用及び期間

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

エ 埋火葬許可証

埋火葬許可証の発行は、市民課において発行する。

## 第21節 障害物の除去計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 除去資機材の調達 ⇒ 土木建築業者への協力要請	総 務 部 都 市 建 設 部
2 除去障害物の集積場所 ⇒ 日常生活に支障のない場所	

### 1 計画の方針

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去し、被災者の日常生活を保護する。

### 2 実施機関

- (1) 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

### 3 障害物の除去

#### (1) 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。  
市で処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

#### (2) 道路関係障害物の除去

道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

#### (3) 河川障害物の除去

市は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

### 4 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

### 5 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

#### (1) 対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家が半壊又は床上浸水したもので、自らの資力では障害物の除去ができない者

#### (2) 実施方法

- ア 人夫、技術者を動員し現物給付をもって実施する。
- イ 除去の対象数は半壊又は床上浸水世帯数の1.5割以内とする。

#### (3) 障害物の除去のため支出できる費用及び実施期間

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。



## 第22節 輸送計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況の把握 輸送の方法 ⇒ (1)車両、(2)鉄道、(3)ヘリコプター 輸送の順位 ⇒ (1) 生命の安全確保に要するもの (2) 災害の拡大防止に要するもの (3) 災害応急対策に要するもの 2 緊急啓開道路の確保 3 市有車両の集中管理及び配車 ⇒ 総務部管財班 4 車両の確保 (1) 市有車両、公共的団体の車両、営業車両、その他自家用車 (2) 他市町村、県へ協力要請	総 務 部 都 市 建 設 部 笠 間 警 察 署

### 1 計画の方針

災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、保有車両等を動員し、状況により運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保するとともに、関係機関の協力を得て被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的として交通規制を迅速・的確に実施する。

### 2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行うものとする。

#### (1) 総括的な輸送順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ その他災害応急対策のために必要な輸送

#### (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

##### ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

##### イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

##### ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 前記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

### 3 緊急輸送道路の指定

県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行っている。

市内における県指定の緊急輸送道路は、次表のとおりである。

#### 第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(一般国道)			
50	国道50号	笠間市福原(桜川市境)から	笠間市小原(水戸市境)まで
355	国道355号	笠間市市野谷(石岡市境)から	笠間市寺崎国道50号交差まで
(主要地方道)			
1	宇都宮・笠間	笠間市片庭(茂木町境)から	笠間市笠間国道355号交差まで
43	茨城・岩間	東茨城郡茨城町小幡国道6号分岐から	西茨城郡岩間町泉国道355号交差まで

#### 第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(一般国道)			
355	国道355号	笠間市押辺主要地方道水戸岩間線分岐から	笠間市下郷国道355号交差まで
(主要地方道)			
30	水戸・岩間線	笠間市押辺国道355号バイパス分岐から	笠間市泉国道355号交差まで
39	笠間・緒川	笠間市金井国道50号分岐から	笠間市飯田(城里町境)まで
52	石岡・城里線	水戸市鯉淵主要道水戸・岩間線分岐から	水戸市杉崎国道50号交差まで
61	日立・笠間線	笠間市大橋(城里町境)から	笠間市笠間国道50号交差まで
64	土浦・笠間線	笠間市福原(石岡市境)から	笠間市福原国道50号交差まで
(一般県道)			
105	友部・内原線	笠間市南友部県道杉崎・友部線分岐から	水戸市鯉淵主要地方道水戸岩間線交差まで
193	杉崎・友部線	水戸市三湯国道50号分岐から	笠間市大田町国道355号交差まで

### 4 緊急輸送道路の確保

#### (1) 被害状況の把握

被害状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査、把握し各関係機関に連絡する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに水戸土木事務所に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

(3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

5 輸送車両等の確保

(1) 市保有車両

市が保有する車両の種類等は、別表1のとおりである。

(2) 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、別表2に掲げる市内の運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

(3) 借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、茨城県トラック協会や茨城交通(株)あるいは近隣市町村又は県に協力を要請するものとする。

また、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、知事に防災ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。

6 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災対法第76条  道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項

7 交通規制の実施

(1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係

機関と緊密な連絡をとり行うものとする。

- (2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、笠間警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第63条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

## 8 迂回路の設定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

## 9 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、様式第3号(114ページ参照)のとおりである。

## 10 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

## 11 通行禁止等における義務及び措置命令

### (1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

### (2) 措置命令等

#### ア 警察官の措置命令等

(7) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し移動を命ずるものとする。

(4) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

#### イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

#### ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

## 12 災害救助法による実施基準

### (1) 輸送の範囲

- |          |            |
|----------|------------|
| ア 被災者の避難 | オ 死体の捜索    |
| イ 医療及び助産 | カ 死体の処理    |
| ウ 被災者の救出 | キ 救援用物資の輸送 |
| エ 飲料水の供給 |            |

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

## 別表 1

### 公用自動車保有台数

所 属	乗用車	ワゴン	ライトバン	トラック	バス	軽乗用	軽トラ	軽貨物	作業車	ダンプ	その他	合計
市長公室	3		5									8
総務部	9	5	10	2	4	16	1	5		2		54
市民生活部	6		2			2	1	2	1	1		15
福祉部	1		6		1	8		3				19
保健衛生部	1	1	1			6		5				14
産業経済部	3		5	2		1		3				14
都市建設部			8	1		2		6	2	3		22
上下水道部	1	2	9	2		2	1	7		1		25
議会事務局	1											1
農業委員会			1									1
教育委員会	1		10	1				13		1		26
消防本部	1										3	4
合 計	27	8	57	8	5	37	3	44	3	8	3	203

## 別表 2

### 運送関係業者等

業 者 名	住 所	電 話 番 号
日本通運株式会社水戸支店	水戸市梅香1-5-15	029-224-3111
茨城交通株式会社	水戸市袴塚3-5-36	029-251-2331
(株)水戸線通運	笠間市稲田3888-25	0296-74-4881
(株)青木商会	笠間市本戸403-1	0296-74-3604
(株)長谷川通商	笠間市来栖1320	0296-73-0300
笠間運送店	笠間市大町1083-1	0296-72-3792
高木電設(有)	笠間市笠間1025-4	0296-72-0666
(有)平野商事	笠間市笠間2543-1	0296-72-2594
(株)さしろ	笠間市大淵859	0296-72-4503
(有)石井物流システム	笠間市飯合135	0296-74-2488
市毛運送(有)	笠間市橋爪203-5	0296-77-2817
太平洋陸送(株)	笠間市南友部1966-5	0296-77-1183
(株)フェニックス物流	笠間市平町1422-4	0296-78-2420
白帆ロジテム(株)	笠間市大古山469	0296-71-2666

## 第23節 労務計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 労務供給の確保 ⇒ 労務者等の雇上げ ―― 公共職業安定所 2 労務者雇上げの範囲 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 死体の捜索・処理 (5) 物資の整理配分	総 務 部

### 1 計画の方針

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合のとりべき措置について定めるものとする。

### 2 雇上げの方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。また、必要に応じて求人連絡により労働力の確保に当たる。

### 3 災害救助法による労務者の雇上げ

#### (1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救援用物資の整理配分

#### (2) 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

#### (3) 経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。

## 第24節 文教対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 校長等への迅速かつ的確な情報の伝達 2 状況に応じた学校の措置 (1)避難誘導、(2)集団下校又は教職員による引率、(3)校内保護 3 保護者への連絡体制の確立 4 応急教育の方法 ⇒ (1)二部授業、(2)家庭学習等、(3)公共施設の利用、 (4)仮校舎の設営 5 教職員の確保 ⇒ 学校間における応援等	総 務 部 教 育 委 員 会

### 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と緊密に連携し児童、生徒の安全及び教育の確保をするものとする。

### 2 児童生徒等の安全確保

#### (1) 情報等の収集、伝達

ア 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

イ 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達するとともに、ラジオ、テレビ等により市内の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童、生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。

ウ 校長等は、児童、生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市その他関係機関に報告する。

#### (2) 児童生徒等の避難等

##### ア 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難所等を迅速に指示する。

##### イ 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童、生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要な場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

##### ウ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区毎の集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

##### エ 校内保護

校長等は、災害の状況により児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。

##### オ 保健衛生

校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童、生徒の保



健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

### 3 応急教育

#### (1) 教育施設及び授業

ア 被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡をとり、その措置に万全を期するものとする。

イ 被害状況に応じ次の措置を講ずる。

(ア) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

(イ) 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。

(ウ) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

(エ) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

(オ) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

#### (2) 学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止又は献立内容を変更するものとする。

#### (3) 教科書、学用品等の給与

ア 市は、災害により教科書、学用品等（以下「学用品等」という。）を、喪失又はき損し、就学上支障をきたしている小、中学校の児童、生徒に対して学用品等を給与する。なお、災害救助法が適用された場合における学用品等の給与の対象者、期間及び費用の限度額については、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

イ 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

#### (4) 教職員の確保

災害に伴い教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等により教職員の確保を講ずるものとする。

#### (5) 避難所との共存

ア 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。

イ 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。

ウ 学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。

### 4 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、上記2に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

## 第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 派遣要請先 ⇒ (1)〔通常〕知事 (2)〔非常〕直接、自衛隊へ 2 派遣要請事項 ⇒ (1)災害状況及び要請理由 (2)派遣期間 (3)派遣区域及び活動内容等 (4)その他参考事項 3 派遣部隊の受入れ準備 ⇒ (1)資機材等、(2)連絡員の指名、 (3)宿営施設、(4)駐車場 4 ヘリポート ⇒ { 笠間市民球場、友部中学校、岩間公民館 岩間海洋センター	総 務 部

### 1 計画の方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請し、迅速・的確な応急対策の実施を図るものとする。

### 2 実施責任者

災害派遣の要請は、市長が知事に対し行う。

### 3 災害派遣要請基準

災害に際し、本市及び県並びに関係機関の機能をもってしても、なお応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請を行うものとする。

### 4 災害派遣の活動範囲

自衛隊の災害派遣の活動範囲は、概ね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

項 目	内 容
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 5 災害派遣要請の手続き

市長が自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、「災害派遣要請依頼書」(様式第1)により、知事にその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電報、電話により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、知事に対し要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

## 6 災害派遣要請先

区 分	担 当 課 名	電 話 番 号	直 通 番 号
茨 城 県	消 防 防 災 課	029 (301) 1111	029 (301) 2885

## 7 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、下記部隊と必要な情報の交換をするものとする。

部 隊 等 の 長 (所在地)		連 絡 責 任 者		電 話 番 号
		課 業 時 間 内	課 業 時 間 外	
陸 上 自 衛 隊	施設教導隊 (ひたちなか市勝倉472)	第 1 中隊長	当直長	029-274-3211
航 空 自 衛 隊	第 7 航空団司令部(百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331

## 8 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う

必要があると認められること。

- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 9 災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

### (1) 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡員を指名する（部隊及び県との連絡は総務課長が担当する。）。
- ウ 派遣部隊の展開、宿営の拠点準備する。本市の予定施設は、次表のとおりである。なお、派遣部隊の規模に応じて、その他適切な施設をあてるものとする。

施設名称	所在地	面積
芸術の森公園	笠間2345	35.7ha

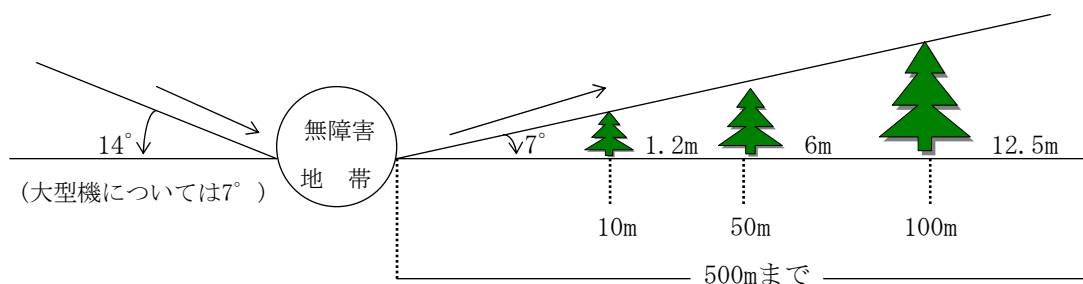
### (2) 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長に報告する。

### (3) ヘリコプターの受入れ

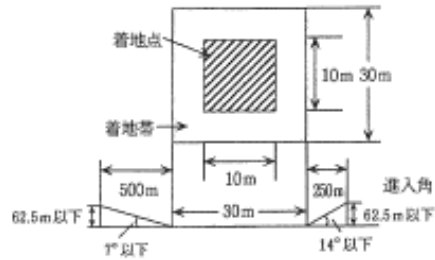
市長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整えるものとする。

- ア 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するものとする。

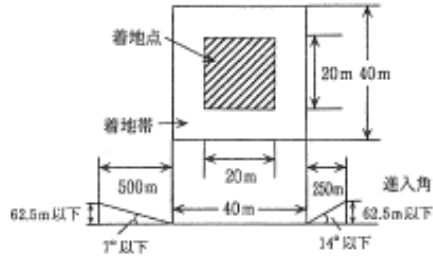


(ア) 離着地点及び無障害地帯の基準

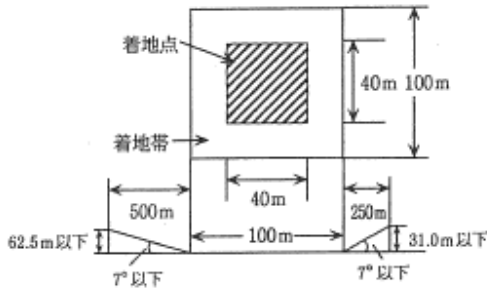
① 小型機 (OH-6) の場合



② 中型機 (UH-1、UH-60J) の場合



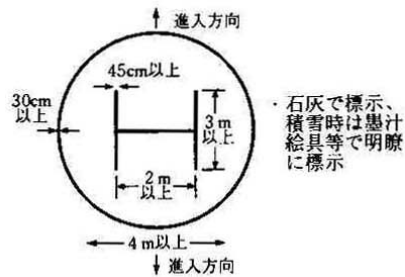
③ 大型機 (CH-47) の場合



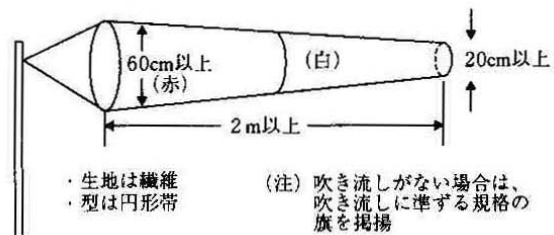
(イ) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、下記基準の㊸記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

① ㊸記号の基準



② 吹き流しの基準



ウ 危害予防の措置

(ア) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

エ 災害応急用ヘリコプター発着場は、次表のとおりである。

なお、ヘリポート予定地内への車両の乗り入れを規制し、ヘリコプターの発着に支障をきた

さぬよう措置を講ずるものとする。

番号	ランク	所在地	名称	電話番号
H <sub>1</sub>	A	笠間市箱田867-1	笠間市民球場	0296-72-9325 0296-72-9330
H <sub>2</sub>	A	笠間市中央4-1-1	友部中学校	0296-77-0073
H <sub>3</sub>	B	笠間市下郷4407	岩間公民館	0299-45-2080
H <sub>4</sub>	A	笠間市押辺2259-1	岩間海洋センター	0299-45-7085

(注) ランク：離着陸可能なヘリコプターの数を示し、A=5機以上 B=4機以下を示す。

#### 10 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「撤収要請依頼書」(様式第2)により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

#### 11 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費は、概ね次のとおりである。

- (1) 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と派遣を受けた市が協議するものとする。

様式第 1

文 書 番 号  
年 月 日

茨城県知事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災 害 の 種 類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、  
その他（ ）

(2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分

(3) 場 所 県 郡 町 市 村

(4) 被 害 状 況

(5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分  
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域 県 郡 町 市 村

(2) 活 動 内 容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

## 様式第2

		文	書	番	号
		年	月	日	
茨城県知事	殿				
		機関・職・氏名			印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり  
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項



## 第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応援要請先 (1)他市町村、(2)県、(3)指定地方行政機関、(4)民間団体等、(5)消防機関 2 応援要請文書に記載すべき事項 (1)応援要請の理由、(2)応援要請職員の職種別人員、(3)応援を必要とする期間、(4)その他必要な事項 3 応援受入体制の確保 (1)連絡窓口 ⇒ 総務課 (2)受入施設 ⇒ ①笠間市役所本所、②笠間支所、③岩間支所	総 務 部

### 1 計画の方針

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、積極的に相互応援協定の締結に努めるとともに、災害時においては、迅速・的確な応援要請の手続き及び受入れ体制の確保に努めるものとする。

### 2 応援要請

#### (1) 他市町村への要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。なお、本市においては県内全市町村の外、兵庫県赤穂市外24区市町及び栃木県矢板市と災害応急対策活動の相互応援に関し、協定を結んでおり、その協定に基づき応援要請に努める。

#### (2) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

##### ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ロ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (ハ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (ニ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (ホ) その他必要な事項

##### イ 職員派遣あっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ロ) 派遣を必要とする期間
- (ハ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

#### (3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地

方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請するものとする。なお、本市においては、市内土木建設業団体等と協定を結んでおり、その協定に基づき協力を要請するものとする。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市長は、県及び市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を総務課に定めるものとする。

イ 受入施設の整備

市長は、県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を笠間市役所、笠間支所、岩間支所に指定し、あらかじめ整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

4 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

市は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合には、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、市は、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模としては、次のとおりである。

ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害

イ 災害が拡大し茨城県内他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害

ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

エ 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害

オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2) 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

ア 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、市長は、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するにあたって必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

イ ヘリコプター活動体制の整備

市長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。

(7) 市長は、ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。

(3) 応援受入体制の確保

ア 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部とする。

イ 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

ウ 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

(7) 災害状況の情報提供、連絡・調整

(イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示

(ウ) 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）

(エ) 消防活動資機材の調達・提供

エ 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として本市の負担とする。

## 第27節 農地農業計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 農地の応急対策 — 関係団体の協力による農業用施設等の応急工事の実施	産 業 経 済 部
2 農作物等の応急対策 — 農作物応急措置の技術指導による被害の軽減	
3 家畜の応急措置 — (1) 畜舎内外の消毒、(2) 災害地域家畜の健康診断の実施、(3) 家畜伝染病の予防注射の実施	

### 1 計画の方針

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を実施し、被害の防ぎよ又は拡大の防止を図るものとする。

### 2 農地の応急対策

(1) 農地が被災し、当該農地が冠水し、農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、関係団体と協力し、ポンプ排水等を行い、被害を最小限にとどめる。

#### (2) 農業用施設

##### ア 堤防

ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工及び土止杭柵工事を行う。

##### イ 水路

仮水路（素堀）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行う。

#### (3) 頭首工

一部被害の場合は土俵積等を行う。

完全被災における石積工、杭柵工、粹堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

#### (4) 農道

特に重要な農道の必要最小限の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

### 3 農作物等の応急対策

農家に対し次に掲げる措置の実施を指導し、被害の軽減を図る。

#### (1) 農作物の応急措置

災害名	作物名	事項
風 害	水 稻	1 成熟期に近い表稲が倒伏した場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。 2 成熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は一時落水し、4～5株ごと結束するか竹などで支えて稔実を図る。 3 病害の発生予防のため薬剤散布を行う。
	そさい及び ビニールハウス	1 収穫期にあたるものは若取を行う。 2 被害部分の整理を行い、早期回復を図る。 3 早期回復のため、肥料の葉面散布、液肥を使う。 4 病害の発生を予防するため、薬剤散布を行う。
	た ば こ	1 成熟期に近いものは収穫し、自然黄変乾燥を行う。 2 落葉したものは自然黄変乾燥を行う。 3 倒伏したものは、必ず土寄せを行う

災害名	作物名	事項
風害	たばこ	4 病害の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	いちご	1 折損した茎葉の整理後、葉割散布を行う。 2 生育初期に被害を受けた場合、予備苗に植え替える。 3 土寄せ、葉面散布薬を行い、樹勢回復を行う。
	果樹	1 枝から折れたり裂けたりした場合は切りすて、切り口に「接ロウ」を塗る。 2 傷が浅いときは、縄でかたく括ってゆ着を図る。 3 倒伏樹は早く起こし、支柱を立て固定する。
	飼料作物	1刈取期又は直前のものは、早めに家畜にあたえるか、サイレージ又は乾燥する。
水害	水稲 (苗代期)	1 冠水したものは早目に排水する。 2 傷みのない場合はなるべく早く植付ける。 3 傷んでいる場合は回復を待って植付ける。 4 田植3日位前に追肥。 5 病害虫発生を予防するため薬剤散布を行う。 6 被害激甚のときは追播を行うこと。(6月上旬まで)
	(本田)	1 短期間冠水した場合 (1) 冠水したものは早急に排水し、汚物を洗い落とす。 (2) 土砂が押入った場合は早く株直しを行う。 2 長期間(2週間程度)冠水した場合 (1) 追播きを実施し、退水後の処置に備える。 (2) 残苗は仮移植しておく。 (3) 残苗がない場合、減株分株により再植する。 (4) 病害虫の発生を予防するための薬剤散布を行う。 3 成熟期に冠水した場合 (1) 冠水したものは早急に排水し汚物を洗い落とす。 (2) 早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	陸稲	1 冠水、浸水した場合、早急に排水する。 2 根ぎわの土が洗い流された場合は土寄せを行う。 3 ほ場が乾いたら直ちに中耕する。 4 被害激甚の場合は追播を行う。 5 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。 6 成熟期に近い場合は、早めに収穫し風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	麦	1 冠水浸水したものは早急に排水する。 2 根ぎわの土を流された場合は、土寄せを行う。 3 成熟期に近い場合は早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	そば	1 冠水浸水した場合は、早急に排水する。 2 育成初期に冠水浸水した場合は、8月中であればまきなおしする。 3 成熟期に近い場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	大豆	1 滞水した場合は早急に排水する。 2 欠株を生じた場合は補植をする。 3 成熟期に近い場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。
	そさい及び ビニールハウス	1 収穫期の若いものは若取りする。 2 速やかに排水に努める。 3 肥料の葉面散布を行う。 4 中耕古葉の除去を行い、土壌の乾燥を図る。

災害名	作物名	事項
水害	たばこ	1 過湿の状態を防ぐため、ほ場の排水を図る。 2 根が洗い出されたら必ず土寄せを行う。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	果樹	1 極力排水を行う。
	いちご	1 くずれた畝は早急に手直しする。 2 速やかに排水に努める。 3 泥をかぶった株は、水で洗い落とす。 4 樹勢を回復させるため、葉面散布を行う。
	飼料作物	1 冠水した場合、直ちに排水を行う。 2 収穫近いものは家畜に利用する。 3 まき直し種子の早期手配及び確保を行う。 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
干害	水稲	1 枯死状態の場合は代作を行う。 2 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	陸稲	1 川や井戸水を利用できる場所は、かん水を行う。 2 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	いちご	1 できる限りかん水を行う。 2 生育回復を図るため追肥を行う。
	そさい及びビニールハウス	1 できる限りかん水を行う。 2 除草を行い、むだ枝や古葉を除く。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	果樹	1 できる限りかん水を行うとともに、結果過多の木は摘果を早に行う。
寒害	麦	1 生育回復のため追肥を行う。
	いちご	1 保温、加温を行う。 2 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。
	そさい及びビニールハウス	1 保温、加温を行う。 2 被害部分を除去し、新芽の発生を促す。 3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図る。
	果樹	1 降雪甚だしい時は、雪落しを行う。
凍霜害 (冷害)	水稲	1 苗代期に、低温予想の場合深水にする。 2 本田期の低温期には、田面に水を湛え保温を図る。 3 穂ばらみ期の低温時には深水として幼穂の保護を図る。 4 いもち病防除のため薬剤を散布する。
	陸稲	1 生育回復のため追肥を行う。
	麦	1 生育回復のため追肥を行う。
	いちご	1 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。 2 保温、加温を行う。
	そさい及びビニールハウス	1 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。 2 枯死した場合は追播や補植を行う。 3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図る。 4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	飼料作物	1 生育回復のため速効性肥料の追肥を行う。 2 被害甚大な場合は、まき直しを行う。

災害名	作物名	事項
ひょう害	水 稲	1 苗代において被害を受けた場合は、追肥を行い、生育を回復した後（6～7日）に本田移植を行う。 2 被害当時本田移植を行ったものは浅水にする。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	陸 稲	1 埋没したものはなるべく晴天の日中を避け、曇天時又は夕刻に熊手等によって土を掻き出し、追肥を行う。 2 被害激甚のものは追播又は代作を行う。
	いちご	1 生育回復のため、追肥を行う。 2 茎葉の損傷したものは除き、病害虫発生を予防するため薬剤を行う。
	そさい及びビニールハウス	1 生育回復のため追肥を行う。 2 被害激甚なものは追播又は代作を行う。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	たばこ	1 被害激甚のものは抜取り代作を行う。 収穫皆無で廃作となるほ場については後作を図る。 2 幹の折れたものは切り取り、わき芽の生育を促進させる。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。 4 生育回復のため追肥を行う。
	果 樹	1 被害激甚の場合、枯死部分を除く。 2 生育回復のため追肥を行う。 3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	飼料作物	1 被害激甚なものは代作を行う。 2 生育回復のため追肥を行う。

## (2) 家畜の応急措置

### ア 風害

- (ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- (イ) 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- (ウ) 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止すること。

### イ 水害

- (ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること。
- (イ) 乾燥後畜舎内外の消毒を励行すること。
- (ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- (エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- (オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

## 第28節 防災ヘリコプター要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
<p>1 要請基準</p> <p>(1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合</p> <p>(2) 市の消防力では、災害防止が困難な場合</p> <p>(3) 防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合</p> <p>2 要請方法</p> <p>(1) 要 請 先 ⇒ { 県消防防災課                   県防災航空隊</p> <p>(2) 明示事項 ⇒ (1)災害の種別、(2)災害発生日時、場所及び被害状況、                   (3)現場の気象状況、(4)飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制、(5)必要な資機材の品目及び数量</p>	<p>総 務 部 消 防 本 部</p>

### 1 計画の方針

市長は、災害の状況に応じ県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動を行うものとする。

### 2 要請基準

市長は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリコプターの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

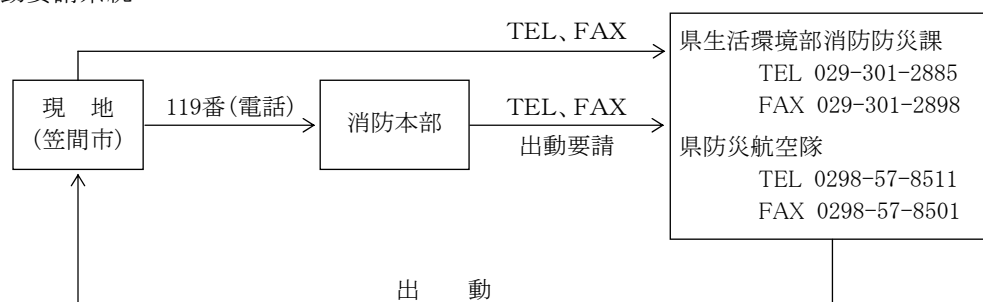
- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 市の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他防災ヘリコプターの応援が必要と認められる場合

### 3 要請の方法

応援の要請は、県生活環境部消防防災課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 4 出動要請系統





## 5 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

### (1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

### (2) 救助活動

- ア 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

### (3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- エ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

### (4) 火災防衛活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
- エ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

### (5) 広域航空消防防災応援活動

近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援

### (6) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
- ウ 住民への災害予防の広報

### (7) 自隊訓練

### (8) 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

### (9) その他総括管理者が必要と認める活動

## 6 緊急運航の要請基準

### (1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「5 防災ヘリコプター運航基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、市民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
非代替性	防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」(別記様式)により県消防防災課長に行うものとする。

## 別記様式

### 防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分現在		
1 要請機関名	電話	発信者	
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 輸送(品名数量)、その他		
4 発生場所及び発生時間	市町村	地内	
	(目標)		
	(離着陸場所)		
	年 月 日 ( )	午前・午後	時 分
5 現地の気象条件	天候 視程	風向 m 警報・注意報	風速 気温
6 現場指揮者	所属・職氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別(全国波、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	<p>※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)</p>		
目標	<p>別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと</p>		

茨城県防災航空隊	緊急要請専用	0298-57-8445	受信者
	F A X	0298-57-8501	
	防災 F A X	25-6550	
	勤務時間外	029-301-8800 (消防防災課)	

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症状						
	着陸場所の 目 標 等	出動先所 在地及び 目 標		搬送先所 在地及び 目 標			
	同 乗 者	医師及び 看護師の氏名		関係者の氏名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受入医療機関	所在地名称		連絡先	電話		
搬送先消防本部の担当者職氏名		消防本部 課 電話					

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数
12 その他必要事項	

※以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国波、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 0 (ドラム缶 本)

## 第29節 救出計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者の救出・救助活動 —— 重症者を最優先 2 県・警察・他市町村等への応援要請 (1) 本市のみでは救出・救助が実施困難な場合 ⇒ 他市町村・県 (2) 多数の死傷者がある場合 ⇒ 医師会等 (3) 行方不明者がある場合 ⇒ 警察署 3 応急救護所の設置 —— 傷病者の応急手当、トリアージ	保 健 衛 生 部 市 立 病 院 消 防 本 部 消 防 団 笠 間 警 察 署

### 1 計画の方針

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を救出又は捜索してその者を保護するものである。

### 2 実施機関

- (1) 救出・救助は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

### 3 救出・救助活動

- (1) 通報又は職員、消防団員からの情報等を総合し、初動体制を整え、負傷者の早期発見に努める。
- (2) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (3) 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、地域住民等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。
- (4) 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。
- (5) 多数の死傷者がある場合は、市長は、笠間市医師会等を通じて、医師等の現場派遣、医療機関への収容等必要な措置について応援を要請するものとする。
- (6) 行方不明者がある場合には、笠間警察署等に協力を求め、速やかに捜索を行うものとする。
- (7) 被災者の救出・救助活動を行う場合、関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ効率的な活動を行うものとする。

### 4 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は、同法及びその運用方針によるがその概要は、次のとおりである。

#### (1) 対象者

ア 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

- (ア) 火災の際に火中にとり残されたような場合
- (イ) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- (ウ) 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合
- (エ) 地すべり、がけくずれ等により生き埋めになったような場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者

- (ア) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

- (イ) 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者
- (2) 救出の費用及び期間  
災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び限度額等」による。

## 第30節 土砂災害応急対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 土砂災害発生に関する情報の収集と伝達 ・伝達方法 ⇒ (1)防災行政無線、(2)広報車、(3)消防車 ・伝達内容 ⇒ (1)気象情報・注意報等、(2)避難の準備、(3)避難先等、 (4)避難勧告、(5)その他周知すべき事項 2 警戒体制の基準 ⇒ (1)危険区域内における異状の発生 (2)過去の土石流災害発生時の雨量	総 務 部 市 長 公 室 都 市 建 設 部 消 防 本 部 消 防 団

### 1 計画の方針

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策は、本計画の定めるところによる。

### 2 情報の収集及び伝達

#### (1) 情報の収集

本部班は、土砂災害の発生に係る情報（降雨、地震等）を入手したときは、消防本部に連絡するとともに、部内の関係ある班及び関係機関に連絡する。なお、各消防署及び消防団は、次に掲げる情報の収集と警戒にあたるものとする。

ア 区域内及びその付近の降雨量

イ 区域内における急傾斜地の地表水又は湧水の状況

ウ 区域内における急傾斜地の亀裂の有無

エ 区域内における急傾斜地の竹木等の傾倒の状況

オ 区域内における急傾斜地の建築物等の損壊等の状況

カ 区域内の住民及び滞在者の数

キ その他災害予防又は応急対策に参考となる事項

#### (2) 伝達方法

伝達担当者	伝 達 先	伝 達 手 段	伝 達 内 容
災害対策本部 本部班員 動員班員 消防班員	危険区域内 住民及び滞行者	1 防災行政無線、広報車及び消防車の放送による。 2 現地と対策本部間の緊急な指令又は報告は、広報車、消防車を使用する。	1 気象情報、注意報、警報 2 予想される危険の程度 3 避難の準備 4 病人、高齢者、婦人、子供等に対する第1次避難の勧告 5 避難先及び避難経路 6 避難勧告 7 避難指示 8 その他必要な周知すべき事項

なお、伝達の内容については、上記の表の外、次の点についても伝達するものとする。

ア 住家の戸締り

イ 携行品と服装

ウ 家財道具の整理及び家屋の補強（余裕あるとき）

エ 単独行動の制限

オ 誘導員の指示励行

### 3 警戒

警戒体制をとるべき時期については、次によるものとする。

- (1) 危険区域内の状況等に異状が生じた場合で市長が必要と認めたとき。
- (2) 本編2第1章第2節「土砂災害防止計画」中の当該区域の危険性等を考慮して決定する。

### 4 避難

本章第11節「避難計画」に定めるところによる。



### 第31節 災害救助法適用計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 住家滅失世帯数の算定基準 (1) 全壊・全焼・流失等世帯 ⇒ 1世帯 (2) 半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇒ 1/2 世帯 (3) 床上浸水・土砂堆積等による一時的居住不能世帯 ⇒ 1/3世帯 2 災害救助法適用基準 (1) 基準1号 ⇒ 80世帯、(2) 基準2号 ⇒ 40世帯	総 務 部

#### 1 計画の方針

この計画は、一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

#### 2 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

#### 3 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

##### (1) 基準1号（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
81,474人（平成17年国勢調査）	80世帯

##### (2) 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
81,474人（平成17年国勢調査）	40世帯

##### (3) 茨城県の地域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

##### (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

#### 4 住家滅失世帯数の算定基準等

##### (1) 住家滅失世帯数の算定

ア 全壊（焼）又は流失世帯は1世帯とする。

イ 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって1世帯とする。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの

(7) 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(4) 住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

イ 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

(7) 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

(4) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

ウ 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的住居困難状態となったもの

(7) ア、イに該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

(4) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。

5 適用手続

(1) 市長は、本市における災害が前記「3 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

(2) 市長は、前記「3 適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

(3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

6 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。なお、知事は、救助を迅速、的確に行うため次に掲げる(1)から(10)まではあらかじめ職権の一部を市長に委任するものとする。

(1) 収容施設の供与（応急仮設住宅を除く。）

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 医療及び助産

(5) 災害にかかった者の救出

(6) 災害にかかった住宅の応急修理

(7) 学用品の給与

- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

#### 8 被害状況報告

県への被害状況報告は、本章第4節「被害情報の収集・伝達計画」による。

#### 9 災害救助法に基づく救助費用の申請及び補助申請

##### (1) 災害救助法に基づく救助費用の申請

災害救助法に基づく救助実施の費用は、請求書に経費支払証拠書類の写を添えて、知事に申請する。

##### (2) 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

##### ア 補助を受けられる場合

滅失世帯が7世帯以上に達したとき。なお、滅失世帯の算定は次による。

- (7) 住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもってそれぞれ住家が滅失した世帯とみなす。
- (4) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもってそれぞれ住家が滅失した世帯とみなす。

##### イ 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

##### (7) 被服、寝具等の生活必需品の給付をした場合

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による

##### (4) 災害による死亡者の埋葬を行った場合

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による

##### ウ 申請の手続

市長は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1か月以内に「小災害救助補助金交付申請書」（別記様式参照）を知事に提出するものとする。

別記様式

小災害救助補助金交付申請書

年 月 日	
茨城県知事 様	
市 町長 村	
□	
小災害発生年月日	
災害救助完了年月日	
補助金交付申請額	
添付書類	<p style="text-align: center;">小災害救助状況調査 別紙 1 支出調査書 別紙 2</p>



別紙2

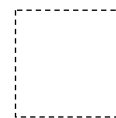
支 出 調 書

科 目	支 出 済 額	備 考
款 項 目 節		

上記のとおり支出したことを証明する。

年 月 日

市  
町長  
村



風水害等対策計画編

2 風水害対策計画

第3章 災害復旧計画





## 目 次

第1節	公共施設の災害復旧計画.....	193
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画.....	195
第3節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画.....	199
第4節	その他の保護計画.....	212



## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成するものとする。

#### 第1 災害復旧事業計画の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
  - (2) 砂防設備事業復旧計画
  - (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
  - (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
- 2 農林水産業施設復旧事業計画
  - (1) 農地、農業用施設事業復旧計画
  - (2) その他施設
    - ア 林業施設事業復旧計画
    - イ 共同利用施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道等災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

#### 第2 復旧事業の方針

##### 1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとること。

##### 2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担若しくは補助するものについて、県又は市その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

### 3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

### 4 災害復旧事業期間の短縮

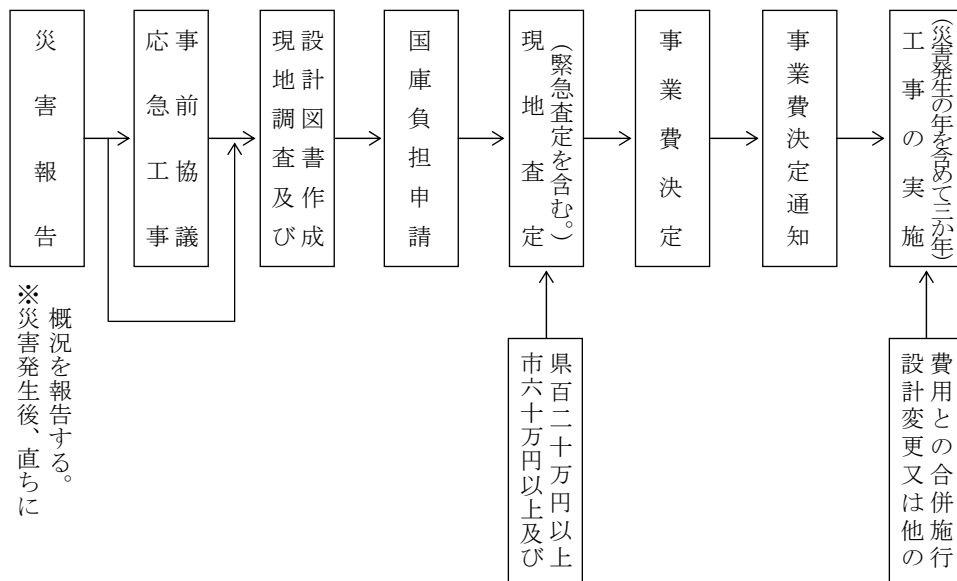
復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

### 5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

## 6 公共土木施設災害復旧事業（河川、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、下水道）の取扱い手続は次のとおりである。

### (1) 公共事業について



なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同法施行令（昭和26年政令第107号）、同法施行規則（昭和26年運輸省令第46号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

### (2) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の原因となると認められるものは、県単事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

## 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

### 第1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- 3 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- 4 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 7 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（この節において以下「暫定措置法」という。）

### 第2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、同法施行令（昭和37年政令第403号）第2条・第3条）
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業  
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
  - (2) 公共土木施設災害関連事業  
公共土木施設災害復旧事業施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの（道路、砂防を除く。）
  - (3) 公立学校施設災害復旧事業  
公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事

業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第2項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条（地方公共団体及び地方独立行政法人が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定により、市が設置した施設の災害復旧事業

(9) 知的障害者援護施設災害復旧事業

知的障害者福祉法第19条の規定により市が設置した施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定により県の支弁に係る感染症予防事業及び同法57条の規定により市長が行う感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

イ 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連

事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を3万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大した。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額250万円に政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について、7年以内とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例措置

ア 激甚法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

イ 災害等の突発的事由により、特定の地域及び業種が中小企業信用保険法に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属する中小企業者等の再建資金の借入について、保証の特例が定められている。

(2) 中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対する再建資金の貸付の特例が定められている。

4 その他の財政援助及び助成

(1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設でその災害の復旧に要する経費の額が1つの公立社会教育施設ごとに20万円以上のものである。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が250円以上で、1つの学校について、幼稚園は20万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校は30万円以上、小、中学校は50万円以上、高等学校は70万円以上、短大は80万円以上、大学は100万円以上の場合である。

(3) 日本私学振興財団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

(4) 市が施行する感染症予防事業に関する特例

(5) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

(6) 水防資材費の補助の特例

水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が25万円をこえる水防管理団体。

なお、補助率は1/3である。

(7) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

(8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助



### 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

#### 第1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに農林漁業金融公庫法により融資する。

- 1 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- (1) 貸付の内容

- ア 貸付の相手方

- 被害農林漁業者

- イ 貸付対象事業

- 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金

- ウ 貸付利率 年6.5%以内（利率はその都度定める。）

- エ 償還期限 6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）

- オ 貸付の限度額 被害農林漁業者当り200万円以内（激甚災害のときは250万円）

- カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

- キ その他 市長の被害認定が必要である。

- 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- (1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- ア 貸付の相手方 被害農林漁業者

- イ 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（知事が定めるものに限る。）、家畜、しいたけほだ木、漁具（知事が定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（知事が定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

- ウ 貸付利率 年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は年3%以内）

- エ 償還期限 6年以内

- オ 貸付限度額 被害農林漁業者当り200万円以内

- カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

- キ その他 市長の被害認定が必要

- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

- ア 貸付の相手方 被害組合

- イ 貸付対象事業 指定災害により被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金

ウ 貸付利率	年6.5%以内
エ 償還期限	3年以内
オ 貸付限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
カ 貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

ア 償還期限	15年（据置3年を含む。）以内
イ 貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
ウ 貸付利率	年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は年3%以内）
エ 償還期限	12年以内（共同利用施設は15年以内）
オ 貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
カ 貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
キ その他	市長の被害認定が必要

### 3 農林漁業金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

ア 貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
イ 貸付利率	年0.8%（5年以内）～1.6%（融資期限により設定される） ※H15.12.18現在の利率
ウ 貸付限度額	負担する額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額
エ 担保	保証若しくは担保
オ その他	農・漁業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

### 4 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

## 第2 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫）の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は、次の措置を実施し、国に対しても要望する。

### 1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

### 2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

### 3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。

5 県信用保証協会の保証枠の増大を図るため、県資金の出えん等の措置を行う。

## 第3 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

### 1 災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者	50%以上の被害を受けたもので、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
イ 貸付限度	{ (ア) 木造等 1,100万円以内 (イ) 耐火、準耐火 1,160万円以内
ウ 土地取得費	770万円以内
エ 整地費	380万円以内
オ 償還期間	{ (ア) 木造等 25年以内 (イ) 準耐火 30年以内 (ウ) 耐火 35年以内

### 2 補修資金

ア 貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上で、住宅部分が1/2以上ある住宅を補修する者
イ 貸付限度	{ (ア) 木造等 10万円以上590万円以下 (イ) 準耐火、耐火 10万円以上640万円以下
ウ 移転費	380万円以内
エ 整地費	380万円以内
オ 償還期間	20年以内

### 3 県及び市の措置

#### (1) 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

#### (2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合に市長は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構南関東支所に申し出るととも

に、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

#### 第4 生活福祉資金貸付

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生をさせるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により民生委員、笠間市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人、茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規定」に基づき、災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、経済的自立及び、生活意欲の助長促進等が図られると認められるものに認められる者について、民生委員及び笠間市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。

「生活福祉資金貸付内容一覧」(平成16年8月1日現在)

資金種類		貸付対象			貸付内容			
		低所得	障害者	高齢者	貸付限度額(千円)	据置期間	償還期限	利子(年)
更生資金	生業費	○			2,800	12月※3	7年	3%
			○		4,600	18月※3	9年	
	技能習得費	○			1,100※1	12月	8年	
		○		1,300※1				
福祉資金	福祉費	○	○	○	500	6月※3	3年	3%
	障害者等福祉用具購入費		○	○	800		6年	
	障害者自動車購入費		○		2,000		10年	
	中国残留邦人等国民年金追納費	○	○	○	4,704			
住宅資金		○	○	○	2,500	6月※3	7年	3%
修学資金	修学費	○			高校 月 35 高専 月 60 短大 月 60 大学 月 65	6月	10年	無利子
	就学支度費				500			
療養・介護資金	療養費	○		○	1,700※2	6月	5年	無利子
	介護費				1,700※2			
緊急小口資金		○			50	2月	4年	3%
災害援護資金		○			1,500	12月※3	7年	3%

※1 法令等において知識・技能を修得する期間が6ヵ月以上と定められている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間については月額150千円以内。

※2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担す

ることが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300千円以内。

※3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、貸付の日から据置期間を2年以内とすることができる。

## 第5 母子寡婦福祉資金

県は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。

(住宅資金)

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 対象者  | 母子家庭の母または寡婦                         |
| (2) 貸付限度 | 150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)        |
| (3) 償還期間 | 6ヶ月以内の措置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内) |
| (4) 貸付利率 | 年3%ただし据置期間中は無利子                     |

## 第6 義援金品の募集及び配分

### 1 義援金品の募集及び受付

県(生活環境部、福祉部)、市、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

なお、募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

### 2 委員会の設置

県(生活環境部、福祉部)、市、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

#### (1) 委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

#### (2) 委員会の設置

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

ア 茨城県

イ 茨城県市長会

ウ 茨城県町村会

エ 日本赤十字社茨城県支部

- オ 茨城県共同募金会
- カ 株式会社茨城新聞
- キ 株式会社茨城放送

### 3 義援金品の保管

一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

### 4 義援金品の配分

#### (1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

なお、県で受け付けた義援品については、市の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

#### (2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

#### (3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

## 第7 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

自然災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った個人を救済するため、市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第101号）の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

また、市は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明書の交付体制を確立し、被災者に被災証明書を交付するものとする。

### 1 災害弔慰金の支給

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市において住家が5世帯以上滅失した災害</li> <li>・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</li> <li>・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害</li> </ul>
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生計維持者が死亡した場合 500万円</li> <li>② その他の者が死亡した場合 250万円</li> </ul>
遺 族 の 範 囲	配偶者、父母、子、孫、祖父母
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

### 2 災害障害見舞金の支給

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市において住家が5世帯以上滅失した災害</li> <li>・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</li> <li>・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害</li> </ul>
---------	---

支給額	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
遺族の範囲	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国 (1/2)、県 (1/4)、市 (1/4)

### 3 災害援護資金の貸付

対象災害	・災害救助法の救助が行われた災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350万円 ⑥ ①と②が重複 350万円 ⑦ ①と③が重複 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 350万円 特別の事情がある場合は( )内の額	
貸付条件	所得制度	(世帯人員) (市町村民税における総所得金額)
		1 人 220万円
		2 人 430万円
		3 人 620万円
		4 人 730万円
		5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。	
貸付利率	年3% (据置期間は無利子)	
据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)	
償還期限	10年 (据置期間を含む)	
償還方法	年賦又は半年賦	
貸付原資負担	国 (2/3)、県 (1/3)	

## 第8 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

### 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、笠間市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

#### (1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、住家が全壊した世帯及び全壊に順ずる程度の被害を受けたと認められる世帯である(支援法第2条第2号)。全壊には、全焼及び全流出が含まれる。全壊に順ずる程度の被害を受けたと認められるものとしては、次の世帯がある。

ア その住家が半焼し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない理由により当該住宅を解体し、又は解体されるにいたった世帯(支援法施行令第2条第1号)

イ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の理由により、その住家が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(支援法施行令第2条第2号)

ウ その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(上記①、②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)

- (2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位  
災害救済法における基準を参照

## 2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した笠間市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した笠間市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した茨城県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- (4) 5人以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した笠間市の区域にあって、上記、ア、イ、ウに規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害(支援法施行令第1条第4号)

## 3 支援法の適用手続き

- (1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被害者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告」により知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(「被害状況報告表」別記様式1)で兼ねることができるものとする。

別記様式2(被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書)

- (2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。なお、当該市町村には、支援法が適用されたことを通知する。

## 4 支援金支給の基準

- (1) 支給対象世帯の対象経費と支給限度額

支援金支給の対象となるのは、被災世帯のうち世帯主の年齢及び世帯に属する者の収入合計額により下表の区分に該当する世帯及び要援護世帯である。



(単位:万円)

	世帯の年収、年齢等	世帯数	合 計	支 給 限 度 額			
				生活再建支援経費		居住関係経費	
				通常分	特別分		うち家賃等
全 壊 世 帯	500万円以下の世帯	複数	300	70	30	200	50
		単数	225	55	20	150	375
	被災日において世帯主が45歳以上又は要援護世帯で年収が500万円超700万円以下の世帯	複数	150	35	15	100	25
		単数	112.5	27.5	10	75	18.75
	被災日において世帯主が60歳以上又は要援護世帯で年収が700万円超800万円以下の世帯	複数	150	35	15	100	25
		単数	112.5	27.5	10	75	18.75
大 規 模 半 壊 世 帯	500万円以下の世帯	複数	100	—	—	100	50
		単数	75	—	—	75	37.5
	被災日において世帯主が45歳以上又は要援護世帯で年収が500万円超700万円以下の世帯	複数	50	—	—	50	25
		単数	37.5	—	—	37.5	18.75
	被災日において世帯主が60歳以上又は要援護世帯で年収が700万円超800万円以下の世帯	複数	50	—	—	50	25
		単数	37.5	—	—	37.5	18.75

別記(被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表)

## (2) 支給対象経費

支給対象となる経費は、次のとおりとする。

## ア 生活関係経費

(ア) 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

(イ) 自然災害により負傷し又は疾病にかかった者の医療費

(ウ) 住居の移転費又は移転のための交通費

(エ) 住居を賃借する場合の礼金

## イ 住居関係経費

(ア) 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円を限度)

(イ) 住宅の解体(除去)・撤去・整地費

(ウ) 住宅の建設・購入又は補修のための借入金等の利息

(エ) ローン保証料、その他の住宅の建替え等に係る諸経費

## 5 支援金支給申請手続き

## (1) 支給申請手続き等の説明

市は、住家が全焼したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続き等について説明する。

## (2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 世帯の前年の総所得金額が確認できる証明書類

ウ 要援護世帯であることが確認できる書類

エ 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支給金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給する。

(1) 支援金の現金支給

市は、口座振替による支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

別記様式1

保健福祉部 厚生総務課	被害状況報告表	発生 中間 様式 決定					
年 月 日 時現在							
笠 間 市							
① 災害発生の日時							
② 災害発生場所							
③ 災害発生原因							
④ 災 害 の 状 況							
区 分		棟	世 帯	人	備 考		
ア	人的 被害	死	傷	/	/		
イ		行 方 不 明 者		/	/		
ウ		負 傷	重	傷	/	/	
エ			軽	傷	/	/	
オ	住 家 被 害	全壊・全焼又は流失		棟	世 帯	人	
カ		半 壊 又 は 半 焼					
キ		一 部 破 損					
ク		床 上 浸 水					
ケ		床 下 浸 水					
⑤ 救助の措置							
救助の種類							
区 分							
ア	すでに措置したもの						
イ	今後措置を要するもの						
⑥ その他の特記事項							
年 月 日 時報告							
茨城県保健福祉部長殿							
(地方福祉事務所経由)		(報告者)	笠間市災害対策本部長				
		報告書作成者	職氏名				
㊟							
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。							

被災者生活再建支援法の適用

番 号  
年 月 日

被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

茨城県知事 殿

笠間市長 ㊟

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
災 害 の 原 因 及 び 概 況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1:被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市にあつては全ての項目を記載すること。

注2:被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表

支給対象となる要援護世帯		必要な書類
心神喪失・重度知的障害者世帯	心神喪失の状況にある方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯	・療育手帳の写し ・医師の判定等障害の程度が確認できる書類
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯	・精神障害者保健福祉手帳の写し
1, 2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯	・身体障害者手帳の写し
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯	・障害の等級が1級の年金証書の写し
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯	・手当証書等の写し
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第三項症までの方が同居している世帯	・戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生大臣又は厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯	①被爆者健康手帳の写し ②厚生大臣又は厚生労働大臣の認定書の写し
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特急～2級に該当する方が同居している世帯	・決定通知書など障害の程度が認定できる書類
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯	・医師の診断書等
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1, 2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯	・笠間市長及び福祉事務所長の認定を受けていることが確認できる書類
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯	・各種医療受給者証等の写し
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯(児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいいます。)	・児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本等
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又は父母に看護されていない児童が同居している世帯	・児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本等
生活保護世帯	生活保護法による要保護者である者が属する世帯	・生活保護適用(受給)証明書

## 第4節 その他の保護計画

被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

### 第1 被災者に対する職業のあっせん

- 1 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望適性等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

### 第2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

### 第3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対し概ね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

風水害等対策計画編

3 航空災害対策計画

# 目 次

3 航空災害対策計画	
第1章 災害予防.....	213
第1節 茨城県の航空状況.....	213
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	213
第2章 災害応急対策.....	215
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	215
第2節 活動体制の確立.....	216
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動.....	217
第4節 避難勧告・指示・誘導.....	217
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	217
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	218
第7節 遺族等事故災害関係者の対応.....	218
第8節 防疫及び遺体の処理.....	218



### 3 航空災害対策計画

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定めるものとする。

## 第1章 災害予防

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

### 第1節 茨城県の航空状況

茨城県には、公共用ヘリポートが1か所（つくば）、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが3か所（宍戸、前山下妻、茨城県庁）及び自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））がある。また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

##### (2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

#### 2 災害応急体制の整備

##### (1) 職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

##### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市は既に以下の協定を締結しており、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携

体制の強化を図っていくものとする

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

#### (2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

### 4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための対策としては、風水害等対策計画編2第2章第22節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

### 7 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

### 8 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練を実施する場合には、積極的に参加する。

## 第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 航空事故情報等の収集・連絡

〔発見者〕

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならないものとする。

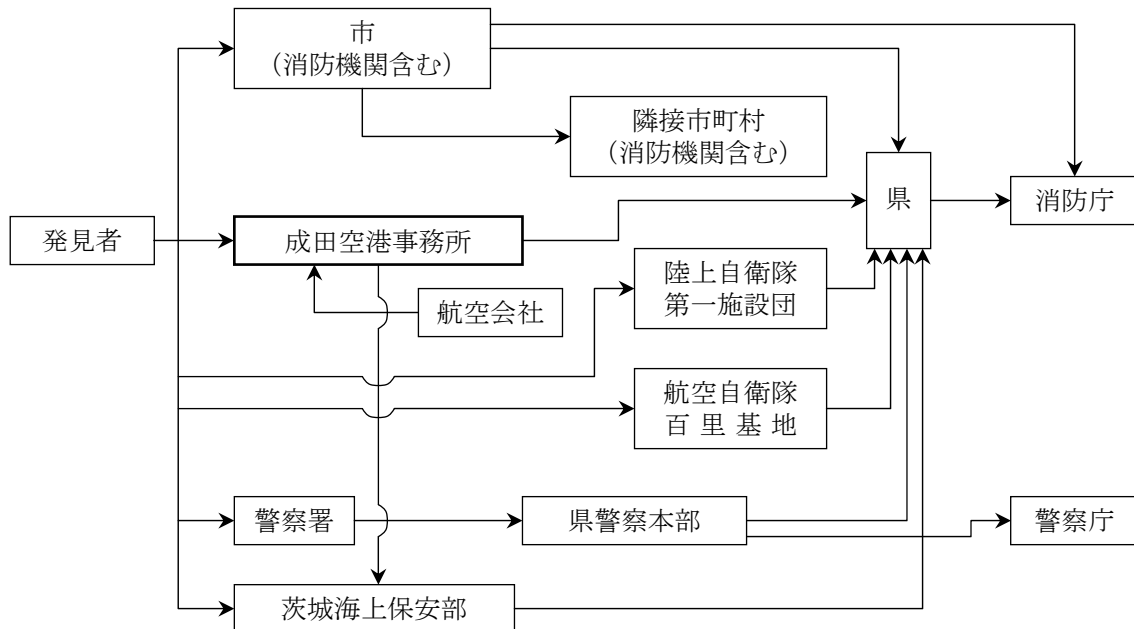
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

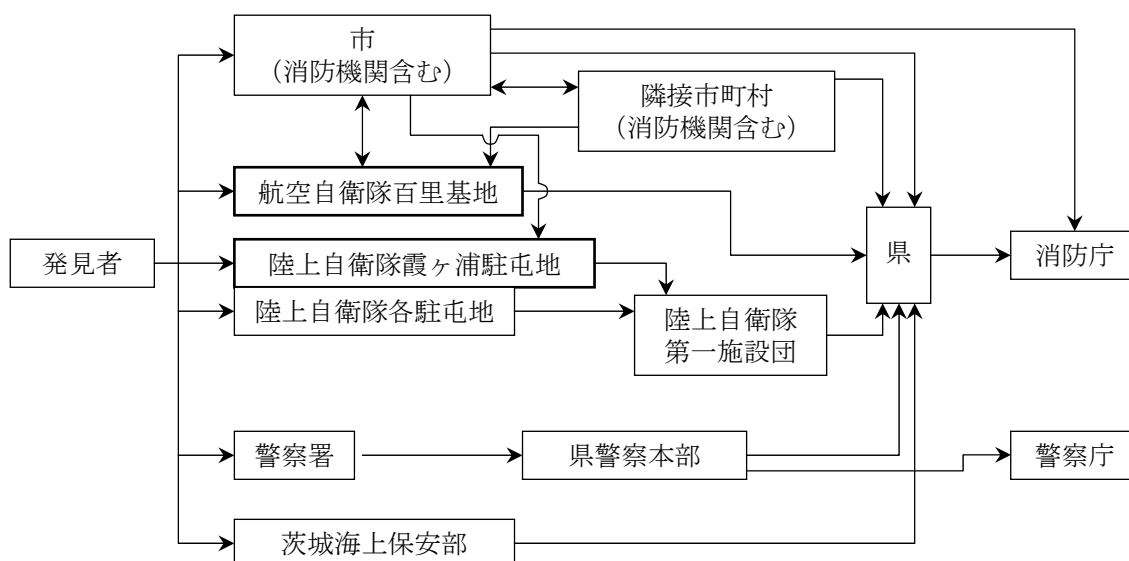
##### (2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

〔民間機の場合〕



〔自衛隊機の場合〕



〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
成 田 空 港 事 務 所	航空管制運航情報官	0476-32-6410又は6411 (同 左)
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	029-262-4304 (同 左)
陸上自衛隊第一施設団	第 3 科 総 括 班	0280-32-4141 内線236、237 (同 内線203)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線2410 (同 内線2302)
航空自衛隊第7航空団	防 衛 班	0299-52-1331 内線231 (同 内線215)
茨 城 県	消 防 防 災 課	029-301-8800 (同 左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

### 2 広域的な応援体制

市は、県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市は、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

### 第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

#### 1 搜索活動

消防本部は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。

#### 2 救難、救助・救急及び消火活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体的安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、隣接市町村等は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

#### 3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

#### 4 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

### 第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市が行う避難勧告等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

### 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

#### 1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとるものとする。

市は、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

## 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

### 1 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 2 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第7節 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

## 第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第20節「死体の処理埋葬計画」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

風水害等対策計画編

4 鉄道災害対策計画

# 目 次

4 鉄道災害対策計画	
第1章 災害予防.....	219
第1節 茨城県の鉄道状況.....	219
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	220
第2章 災害応急対策.....	222
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	222
第2節 活動体制の確立.....	223
第3節 救助・救急、医療及び消火活動.....	223
第4節 避難勧告・指示・誘導.....	224
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	224
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	224
第7節 防疫及び遺体の処理.....	225



## 4 鉄道災害対策計画

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害がおよぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 茨城県の鉄道状況

県内鉄道概況

(単位=km、人)

鉄道事業者名	路線名	営業 キロ	輸送人員 (一日平均)	区 間
東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	141.3	82, 050	取手～大津港
〃	水 戸 線	45.3	17, 010	友部～小田林
〃	水 郡 線	62.0	7, 097	水戸～下野宮
〃	〃	9.5	3, 390	上菅谷～常陸太田
〃	鹿 島 線	17.8	3, 996	鹿島神宮～佐原
〃	宇 都 宮 線	7.5	61, 000	栗橋～古河
鹿島臨海鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	8, 695	水戸～鹿島サッカースタジアム駅
〃 [貨物線]	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタジアム駅～奥野谷浜
関東鉄道(株)	竜ヶ崎線	4.5	4, 317	佐貫～竜ヶ崎
〃	常 総 線	51.1	38, 262	取手～下館
日立電鉄(株)	日立電鉄線	18.1	9, 489	常北太田～鮎川
茨城交通(株)	湊鉄道線	14.3	3, 067	勝田～阿字ヶ浦
真岡鐵道(株)	真 岡 線	6.6	1, 925	下館～ひぐち
日本貨物鉄道(株)	常 磐 線	141.3	—	取手～大津港
〃	水 戸 線	45.3	—	友部～小田林
合 計		424.9	176, 014	

※日本貨物鉄道(株)の営業キロは東日本旅客鉄道(株)と路線が同じであるため除いてある。

※一日平均輸送人員は、平成5～9年度までの5年間の各営業線の輸送実績を平均化したものである。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡

市は、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 救助・救急活動への備え

迅速な救助・救急活動を行うため、救急車及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### (2) 医療活動への備え

医療活動への備えとしては、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

#### (3) 消火活動への備え

平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

### 4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、風水害等対策計画編2第2章

第22節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

#### 5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

#### 6 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県や鉄道事業者が相互に連携した訓練を実施する場合には、積極的に参加する。

## 第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

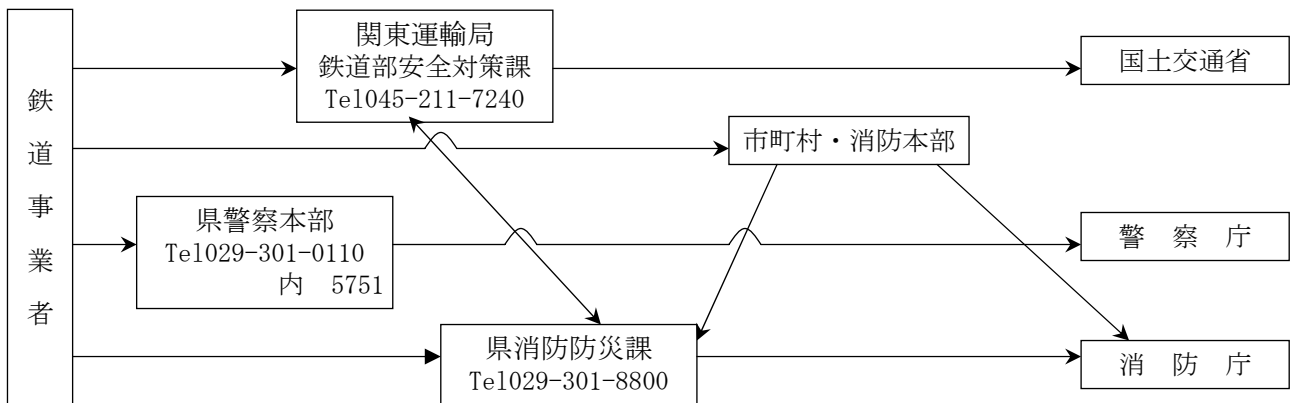
#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

##### (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



〔連絡先一覧〕

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全対策課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨城県	昼	029-301-8800	生活環境部消防防災課
	夜間	同上	同上
警察本部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部司令室
	夜間	同上	同上
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	旅客営業部旅客営業部長
	夜間	同上	同上
	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC指令 (もしくは当直助役)

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
関東鉄道(株)	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長
茨城交通(株)	昼	029-251-2129	運輸部整備・鉄道課
	夜間	029-262-3358	同上
真岡鐵道(株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長
	夜間	同上	真岡運転区 運転副長（もしくは運転指令当番者）
日本貨物鉄道(株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長（司令）
	夜間	同上	同上

## 第2節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、市地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

消防本部は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。

### 2 資機材の調達

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 3 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

#### 4 消火活動

消防本部は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

#### 第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市が行う避難勧告等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

#### 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとるものとする。

#### 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に準ずるほか次により実施するものとする。

##### 1 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・ 鉄道災害の状況
- ・ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 施設等の復旧状況
- ・ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ・ その他必要な事項

##### 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。





風水害等対策計画編  
5 道路災害対策計画

# 目 次

## 5 道路災害対策計画

第1章 災害予防.....	227
第1節 市内の道路交通状況.....	227
第2節 道路交通の安全のための情報の充実.....	227
第3節 道路施設等の管理と整備.....	227
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	227
第5節 防災知識の普及.....	229
第6節 再発防止対策の実施.....	229
第2章 災害応急対策.....	230
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	230
第2節 活動体制の確立.....	231
第3節 救助・救急、医療及び消火活動.....	231
第4節 危険物の流出に対する応急対策.....	232
第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	232
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	232
第7節 防疫及び遺体の処理.....	232
第3章 災害復旧.....	233

## 5 道路災害対策計画

本計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 市内の道路交通状況

市内の道路交通状況については、風水害等対策計画編2第1章第3節「交通計画」によるものとする。

#### 第2節 道路交通の安全のための情報の充実

##### 1 気象情報の伝達

水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

##### 2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

#### 第3節 道路施設等の管理と整備

##### 1 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

##### 2 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

#### 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制の整備

###### (1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備

を図り、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

## (2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

## 2 災害応急体制の整備

### (1) 職員の体制

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

## 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

### (1) 救助・救急活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資材、車両、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

### (2) 消火活動への備え

消防本部は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

## 4 緊急輸送活動への備え

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

## 5 関係者等への的確な情報伝達活動

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 6 防災訓練の実施

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

## 7 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

大規模な道路災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

## 7 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、

資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

#### 第5節 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

#### 第6節 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

## 第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 道路災害情報等の収集・連絡

〔発見者〕

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員または道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

〔道路管理者〕

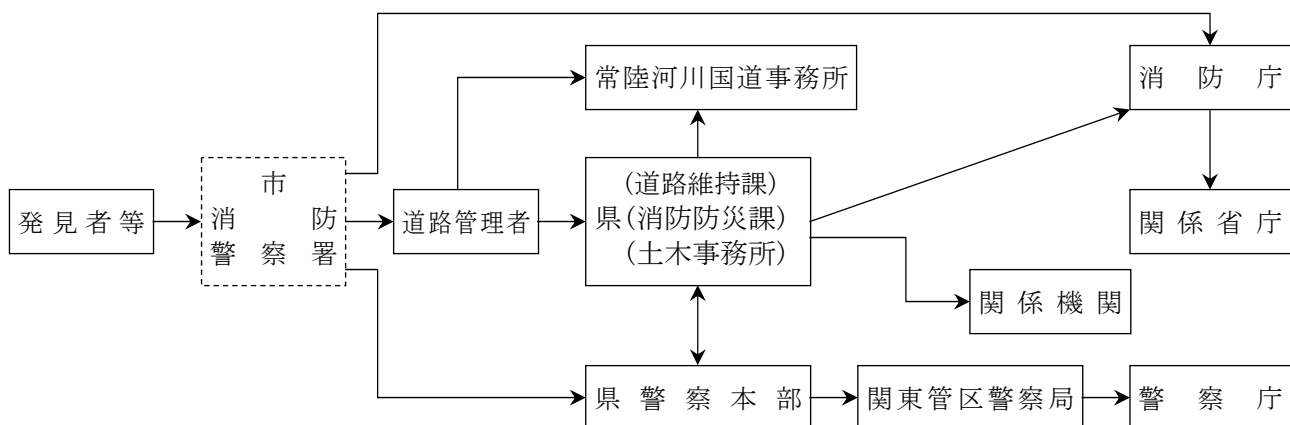
道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

〔市〕

大規模な道路災害の発生または発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

##### (2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ [ ] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346（同 左）
茨 城 県	消 防 防 災 課	029-301-8800（同 左）
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751（総合当直）
日本道路公団東京管理局東局	保 全 企 画 課	048-758-6509（交通管制室048-758-4035）

## 第2節 活動体制の確立

### 1 市及び道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

消防本部は、「消防広域相互応援協定」また「常磐自動車道、三郷、いわき中央インターチェンジ間における消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるものとし、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急活動に協力するものとする。

### 2 医療活動

市は、医療活動については、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

### 3 消火活動

消防本部は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

## 第4節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、危険物等災害対策計画に準じ行うものとする。

## 第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

## 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

### 1 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員等の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。



### 第3章 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。



風水害等対策計画編

6 危険物等災害対策計画

# 目 次

## 6 危険物等災害対策計画

第1章 災害予防.....	235
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）.....	235
第2節 石油類等危険物施設の予防対策.....	237
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策.....	238
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策.....	239
第5節 放射線使用施設等の予防対策.....	239
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策.....	240
第2章 災害応急対策.....	241
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）.....	241
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）.....	244
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策.....	244
第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策.....	246
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策.....	247
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策.....	248
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策.....	249
第8節 避難誘導対策.....	250
第9節 捜索・救出・救助対策.....	250
第10節 応援要請対策.....	250
第11節 医療救護対策.....	250
第12節 緊急輸送の確保.....	250

## 6 危険物等災害対策計画

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

##### 1 危険物等関係施設の安全性の確保

###### (1) 保安体制の確立

###### ア 事業者

危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

###### イ 消防本部

消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

危険物等災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等について県を通じて国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

###### (2) 保安教育の実施

消防本部は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

##### 2 災害応急対策、災害復旧への備え

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間

の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

(2) 職員の活動体制の整備

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

消防本部は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤の調達体制や避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。

また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

(7) 避難収容活動体制の整備

あらかじめ避難場所・避難路を指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し訓練を行うものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、市、県、事業者が実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(9) 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、市民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等、災害時要援護者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

#### 4 危険物等施設の現況

市内における危険物製造所等、火薬等取扱対象施設及び高圧ガス取扱施設の現況は、以下のとおりである。

##### (1) 危険物製造所等の現況

(平成16年3月31日現在)

計	製造所	貯蔵所								取扱所					事業所数
		小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油(自)	販売	移送	一般	
353	8	227	38	49	—	103	—	33	4	118	71	1	—	46	191

##### (2) 火薬等取扱対象施設の現況

(平成16年3月31日現在)

火薬類			猟銃等		火薬庫							高圧ガス						
販売	販売(紙)	製造	製造	販売	一級	二級	三級	煙火	がん具煙火	実包庫	庫外貯蔵所	製造所				貯蔵所	販売所	容器検査所
												製造一種	製造二種	冷凍				
														一種	二種			
4	3	—	4	4	11	—	—	1	1	3	4	7	17	2	20	4	29	—

##### (3) 高圧ガス防災事業所の現況

(平成16年3月31日現在)

担当地区	担当ガス	事業所名	所在地	電話番号
県北	可燃性	関彰商事(株)笠間LPGセンター	〒309-1613 笠間市石井1517-1	昼
				夜
				0296-72-1022

## 第2節 石油类等危険物施設の予防対策

石油类等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

### 1 施設の保全

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

### 2 石油貯蔵タンクの安全対策

#### (1) 地盤対策

消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

(2) 防災設備の強化

事業者は、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

(3) 防災管理システムの強化

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

3 保安体制の確立

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防団の相互協力体制の強化を図るものとする。

また、消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

### 第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 毒性ガス対策

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

ア 事業者

事業所の所在する自治体等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。

被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。

発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市町村等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じるものとする。

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。

イ 市

毒性ガス漏洩を想定し、市民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

2 都市ガスの予防対策

ア 消防本部

消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図るものとする。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報するものとする。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画するものとする。



る。

イ 事業者

前記通報を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備するものとする。

#### 第4節 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(1) 危害防止規程の整備

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(ア) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者

(イ) 設備等の点検・保守を行う者

(ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者

(エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

#### 第5節 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

1 保安体制の強化

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

## 第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者(以下、「原子力事業者等」という。)が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

### (1) 原子力事業者等

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

ア 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

イ 市、国、県等への迅速な通報

ウ 消火、延焼防止等の応急措置

エ 運搬に従事する者や付近にいる者の避難

オ 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置

カ モニタリング実施

キ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去

ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに市、国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備するものとする。

### (2) 消防本部

消防本部は、事故の通報を受けた場合には、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制整備を行うものとする。

## 第2章 災害応急対策

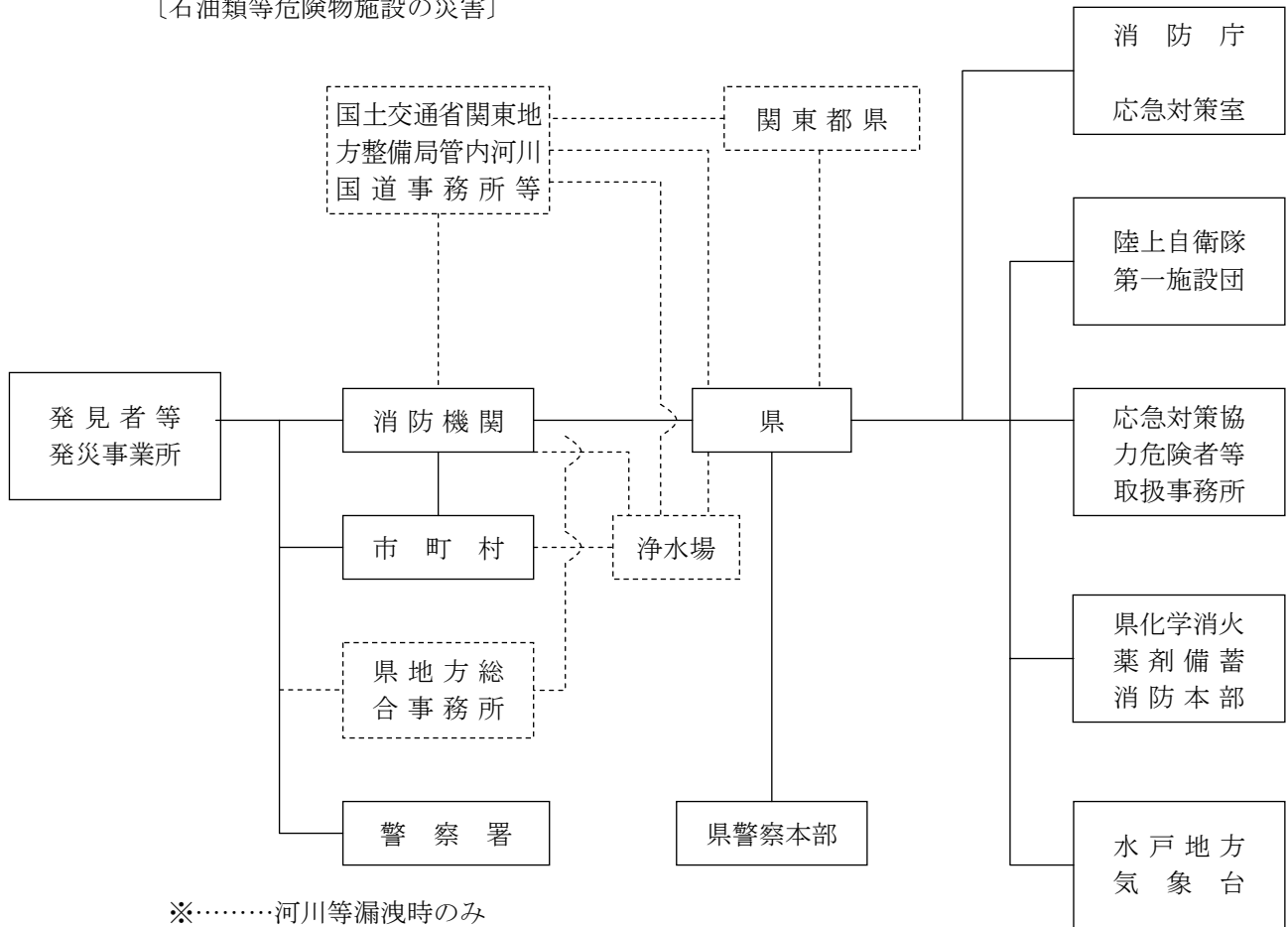
危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

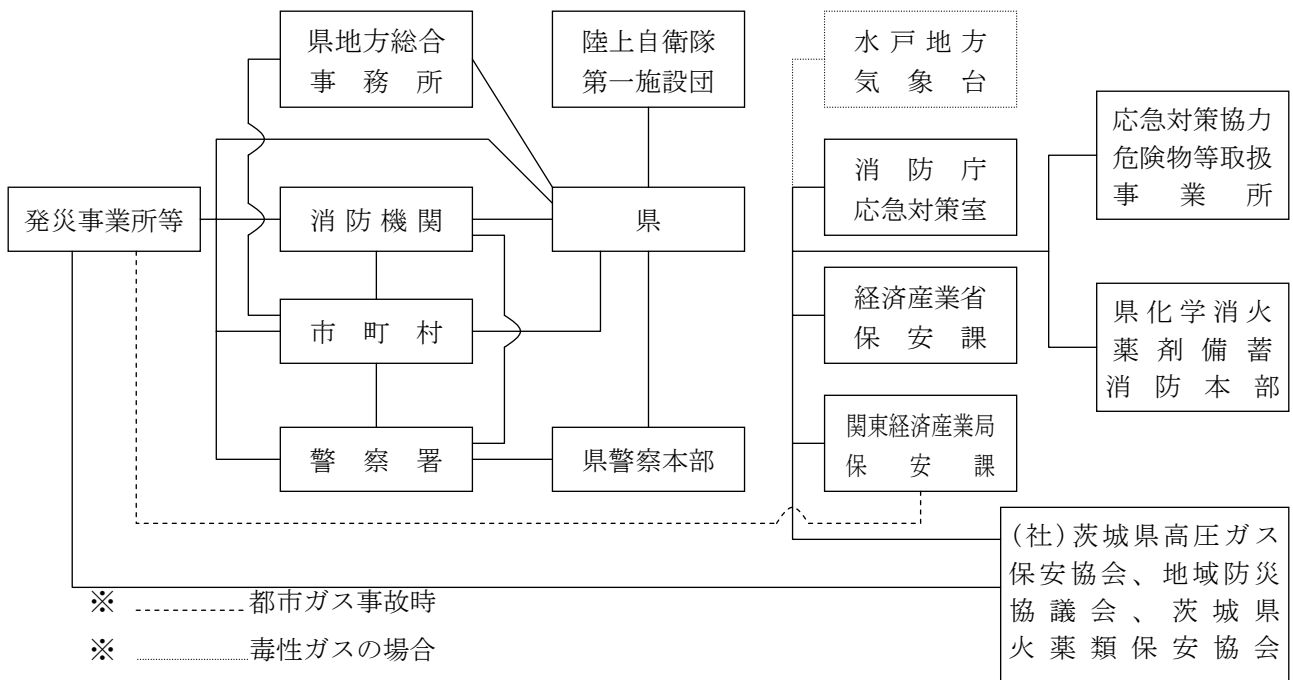
#### 1 災害情報の収集・連絡

各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

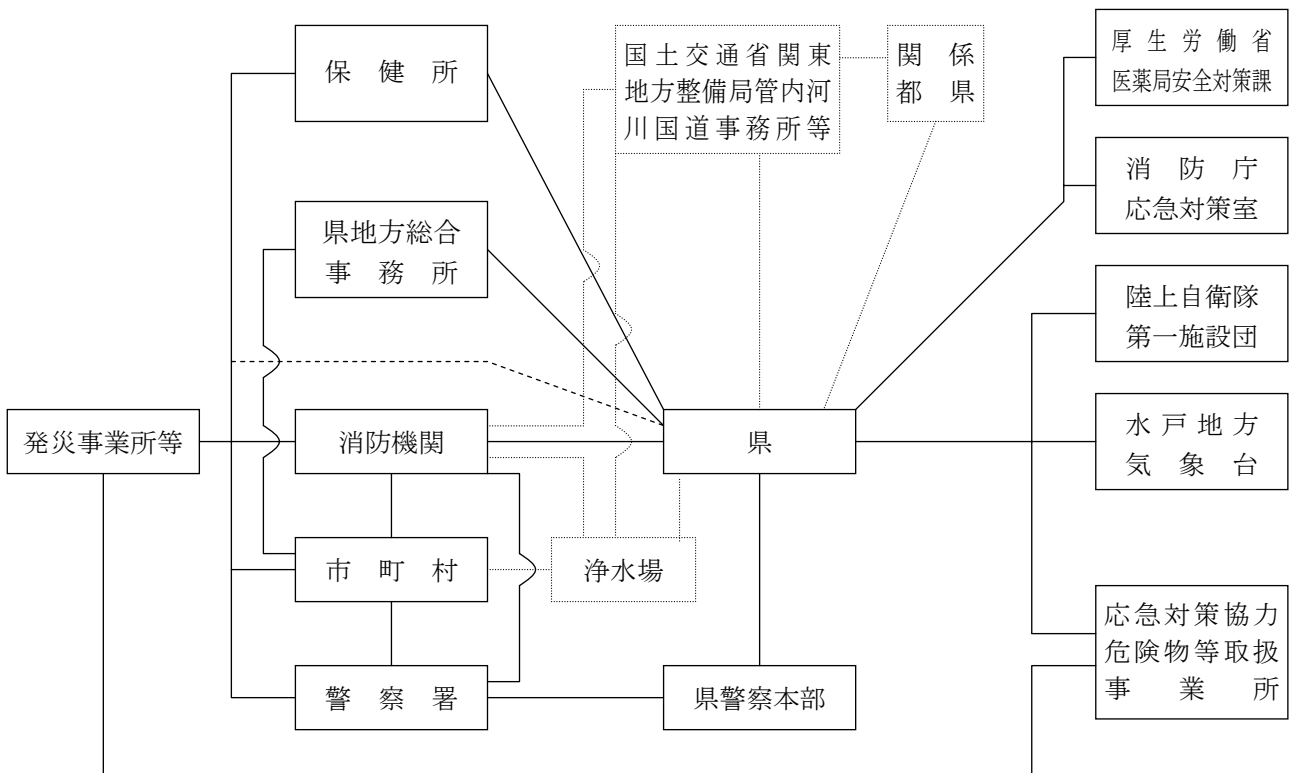
〔石油類等危険物施設の災害〕



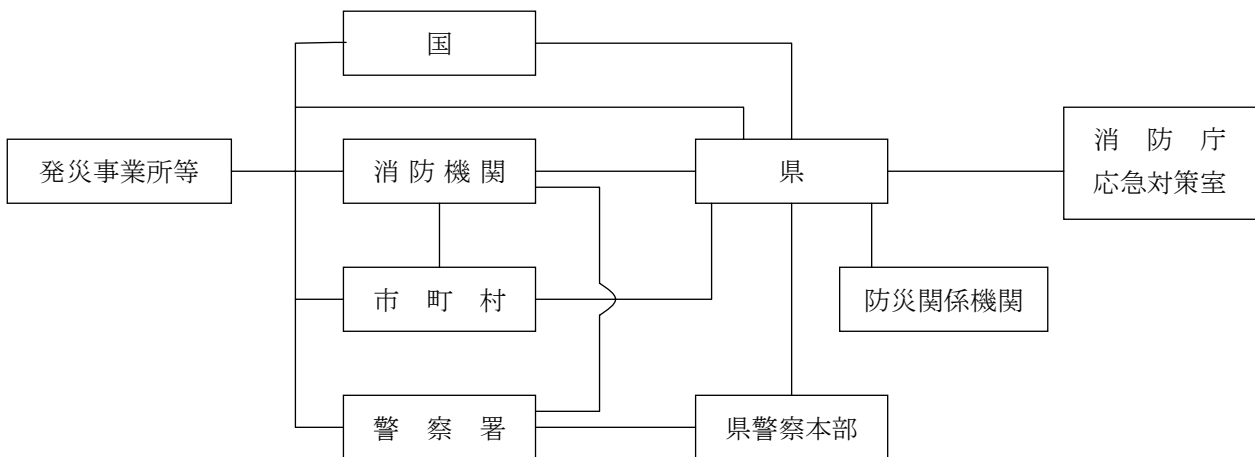
〔高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガスの災害〕



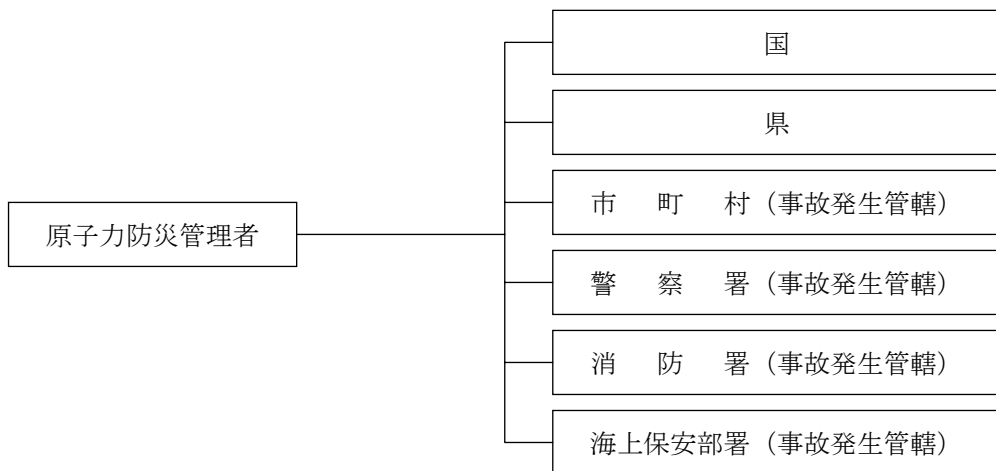
〔毒劇物取扱施設の災害〕



〔放射線使用施設等の災害〕



〔核燃料物質等の事業所外運搬中の災害〕



3 被害状況の収集・把握

消防本部は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

4 災害情報の通報

発見者は、危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

5 市民等への情報提供

市は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、市民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

## 第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）

### 1 市及び事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとるものとする。

また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

## 第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策

### 1 危険物火災等の応急対策

#### (1) 発災事業所

火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員するものとする。

#### (2) 消防本部、事業所の自衛消防組織

直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

また、消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

### 2 危険物の漏洩応急対策

#### (1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

##### ア 排出の原因者

直ちに土のう装置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従うものとする。

##### イ 消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

#### ウ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御するものとする。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市町村等防災関係機関に協力要請するものとする。

#### エ 市

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

### (2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

#### ア 排出の原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収にあたっては、消防機関等の指示に従うものとする。

#### イ 消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

#### ウ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、市等防災関係機関に協力を要請するものとする。

#### エ 市

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要

がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。  
なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

### 3 浄水の安全確保

#### (1) 消防本部

危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

#### (2) 浄水場管理者

浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

## 第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

### 1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

#### (1) 事業者

直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(社)茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

#### (2) 消防本部

高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

#### (3) 市、消防本部

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

#### (4) (社)茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力するものとする。その際は防災関係機関と連絡を密にしあたるものとする。

### 2 毒性ガス応急対策

#### (1) 事業者

直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとする。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収



措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニルカバー等による被覆措置等の応急措置を実施するものとする。

自ら実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

(2) 市、消防本部

発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行うものとする。

(3) 消防本部

事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

(4) (社) 茨城県高圧ガス保安協会、地域防災協議会

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力するものとする。

3 都市ガスの応急対策

(1) 事業者

直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119番通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力するものとする。

火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

(2) 消防本部

事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。

(3) 市、消防本部

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

## 第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

### 1 漏洩事故

(1) 事業者

直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニルカバー等による被覆措

置等の応急措置を行うものとする。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。

(2) 市、消防本部

毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

(3) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、またはその恐れがある場合は、事業者、県（生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

(4) 応急対策協力危険物等取扱事業所

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力するものとする。

2 浄水の安全確保

(1) 市、消防本部、浄水場、河川管理者

漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、第2章第3節の3「浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

## 第6節 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施するものとする。

(1) 放射線使用施設等の事業者

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報するものとする。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は炎症防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくす

る時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

#### (2) 消防本部

消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

#### (3) 市

市は、事故に関する情報を収集し、市民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

### 第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署は連携して、応急対策を実施するものとする。

#### (1) 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

#### (2) 市、消防本部

事故の通報を受けた市町村（消防機関）は、直ちにその旨を県（生活環境部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

## 第8節 避難誘導対策

各危険物等災害に共通する避難誘導対策は以下のとおりとする。

### (1) 市、消防本部

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

## 第9節 搜索・救出・救助対策

各危険物等災害に共通する搜索・救出・救助対策は以下のとおりとする。

### (1) 消防本部

被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。

## 第10節 応援要請対策

各危険物等災害に共通する応援要請対策については以下のとおりとする。

### 1 自衛隊の災害派遣要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

### 2 応援要請

風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じるものとする。

## 第11節 医療救護対策

各危険物等災害に共通する医療救護対策については以下のとおりとする。

市は、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

## 第12節 緊急輸送の確保

各危険物等災害に共通する緊急輸送の確保については以下のとおりとする。

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

## 風水害等対策計画編

### 7 大規模な火事災害対策計画

# 目 次

7 大規模な火事災害対策計画	
第1章 災害予防.....	253
第1節 災害に強いまちづくり.....	253
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	253
第3節 防災知識等の普及.....	255
第2章 災害応急対策.....	256
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	256
第2節 活動体制の確立.....	257
第3節 救助・救急、医療及び消火活動.....	257
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	257
第5節 避難収容活動.....	258
第6節 施設及び設備の応急復旧活動.....	258
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	258
第8節 防疫及び遺体の処理.....	259
第3章 災害復旧.....	260

## 7 大規模な火事災害対策計画

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 災害に強いまちづくり

##### 1 災害に強いまちの形成

市及び消防本部は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

##### 2 火災に対する建築物の安全化

###### (1) 消防用設備等の整備及び維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

###### (2) 建築物の防火管理体制

消防本部及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

###### (3) 建築物の安全対策の推進

市、消防本部、事業者は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制の整備

###### (1) 情報の収集・連絡

災害応急対策の円滑な実施を図るため、関係機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、風水害等対策計画編2第2章第22節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。



## 5 避難収容活動への備え

### (1) 避難誘導

避難所・避難路をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

### (2) 避難所

学校、公民館等公共施設等を対象に避難所を指定し、市民への周知徹底に努めるものとする。

## 6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

## 7 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、市民参加により、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。

## 第3節 防災知識等の普及

### 1 防災知識の普及

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより市民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

### 2 防災関連施設等の普及

市民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

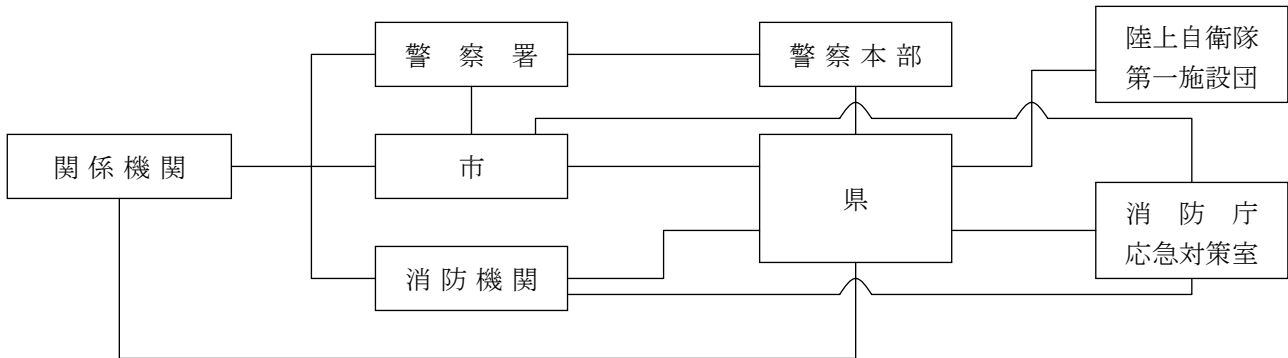
##### (1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

市及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

##### (2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕



〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 〔宿直室 03-5253-7777〕
陸 上 自 衛 隊 第 一 施 設 団	第 3 科 総 括 班	0280-32-4141 内線 236、237 〔団当直長 内線203〕
警 察 本 部	警 備 課 地 域 課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571 〔総合当直 029-301-0110〕

##### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

#### 2 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

### 2 資機材等の調達等

市は、活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 3 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

### 4 消火活動

消防本部は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、

交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。  
交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第5節 避難収容活動

発災時において、市が行う避難勧告等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準ずるほか、次によるものとする。

### 1 避難誘導の実施

市は、発災時には、避難所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

### 2 避難場所

市は、発災時には、必要に応じ避難所を開設するものとする。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

### 3 災害時要援護者への配慮

市は、避難誘導及び避難所において、高齢者及び障害者等災害時要援護者に十分配慮するものとする。

## 第6節 施設及び設備の応急復旧活動

市の所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

### 1 情報伝達活動

市は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第 8 節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 18 節「防疫計画」及び同第 20 節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。

### 第3章 災害復旧

災害復旧・復興対策については、風水害等対策計画編2第3章「災害復旧計画」に準じて実施するものとする。

風水害等対策計画編

8 林野火災対策計画

# 目 次

## 8 林野火災対策計画

第1章 災害予防.....	261
第1節 林野火災に強い地域づくり.....	261
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	261
第3節 防災活動の推進.....	262
第2章 災害応急対策.....	263
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	263
第2節 活動体制の確立.....	264
第3節 救助・救急、医療及び消火活動.....	264
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	265
第5節 避難収容活動.....	265
第6節 施設、設備の応急復旧活動.....	265
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	265
第8節 二次災害の防止活動.....	266



## 8 林野火災対策計画

本計画は、市内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

#### 第1節 林野火災に強い地域づくり

##### 1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

##### 2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡関係

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

###### (2) 通信手段の確保

市は、市民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線の整備を推進するものとする。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時からその習熟に努めるものとする。

##### 2 災害応急体制の整備

###### (1) 職員の体制

市は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

3 救助・救急、医療活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、実情に応じ、救助・救急用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じて事前対策を講じるものとする。

4 消火活動への備え

市は、防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

5 緊急輸送活動への備え

風水害等対策計画編2第2章第22節「輸送計画」に準ずるものとする。

6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

避難所、避難路をあらかじめ指定し、市民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して災害時要援護者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

### 第3節 防災活動の推進

入山者に対する啓発を実施するとともに、広報紙掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市等関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

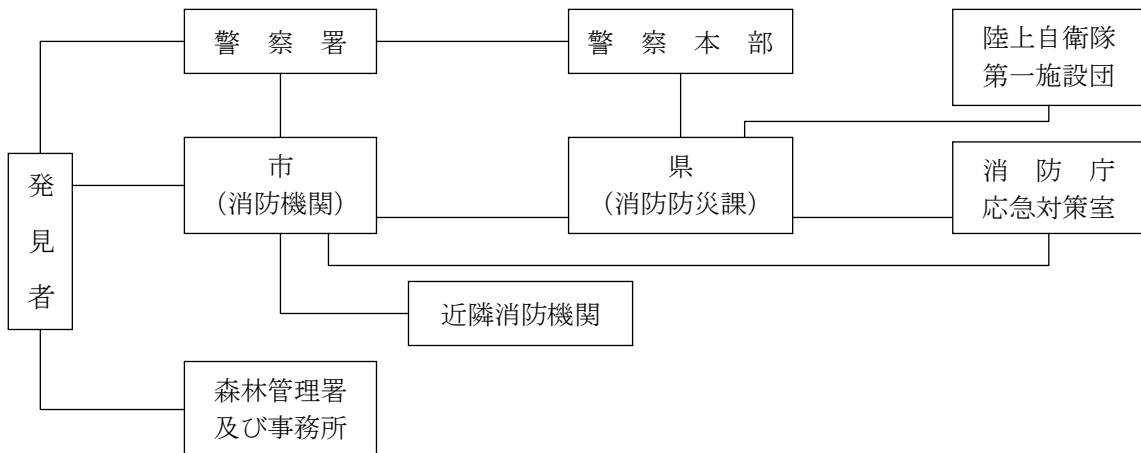
#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 林野火災情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

##### (2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 〔 宿直室 03-5253-7777 〕
陸 上 自 衛 隊 第 一 施 設 団	第 3 科 総 括 班	0280-32-4141 内線 236、237 〔 団当直長 内線203 〕
警 察 本 部	警 備 課 地 域 課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571 〔 総合当直 029-301-0110 〕

##### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

林野火災発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

市は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

### 2 医療活動

市は、林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

### 3 地上消火活動

市及び消防本部は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消防隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

自主防災組織及び市民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

### 4 空中消火活動

#### (1) 現地指揮本部

市が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

#### (2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決めるものとする。

(3) 空中消火用資機材等

県内4カ所（石岡市消防本部、常陸大宮市消防本部、高萩市・日立市事務組合消防本部、消防学校）に管理されている消火薬剤散布装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水、又は消火薬剤を散布する。

(4) 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

(5) 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

(6) その他、火災防衛活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(7) 自衛隊ヘリコプターの派遣

県（消防防災課）は、市からの依頼を受け、必要と認められる際には自衛隊ヘリコプターの災害派遣を風水害等対策計画編2第2章第28節「防災ヘリコプター要請計画」に基づき要請するものとする。

## 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第5節 避難収容活動

林野火災による被害が発生し、または発生するおそれがある場合において市が行う避難勧告等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

## 第6節 施設、設備の応急復旧活動

市の所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

### 1 情報伝達活動

市は、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、

正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

## 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第8節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。